

令和4年度大気及び水質等測定結果について
(参考資料)

令和5年8月10日

岡山県環境文化部環境管理課

目 次

環境大気

令和4年度大気測定結果について	1
環境大気測定局配置図	2
大気の汚染に係る環境基準達成の評価の方法及び主たる発生源	3
大気汚染物質ごとの測定結果	4

有害大気汚染物質等

令和4年度有害大気汚染物質等環境調査結果について	11
有害大気汚染物質等測定結果	13
玉野市内の詳細調査結果	14

公共用水域の水質

令和4年度公共用水域の水質測定結果について	15
測定地点位置図	17
健康項目の環境基準超過状況	18
生活環境項目（BOD, COD）の測定結果	19
生活環境項目（全窒素, 全りん）の測定結果	21
生活環境項目（全亜鉛, ノニルフェノール及びLAS）の測定結果	22
その他の生活環境項目の測定結果（環境基準適合率）	23
要監視項目の指針値超過状況	24
環境基準の評価方法等	25
（参考）瀬戸内海の水質に係る環境基準達成状況について	26

地下水の水質

令和4年度地下水の水質測定結果について	29
地下水環境基準達成状況図	30
地下水測定項目	31
概況調査の測定結果	32
継続監視調査の測定結果	34

ダイオキシン類

令和4年度ダイオキシン類環境測定結果について	35
環境測定地点図	36
環境測定結果の概要	40
測定地点ごとの測定結果	41
令和4年度事業者によるダイオキシン類測定結果について	46
事業者による測定結果の概要	47
事業者による測定結果一覧表	48
ダイオキシン類対策特別措置法に基づく排出基準等（抜粋）	53

化学物質環境モニタリング調査

令和4年度化学物質環境モニタリング調査結果について	54
調査地点図	56
調査結果	57
地点ごとの調査結果	58

アスベスト

令和4年度アスベスト測定結果について	59
濃度測定地点図	60

(参考) 岡山市関係資料	61
有害大気汚染物質等環境調査結果について	62
ダイオキシン類環境調査結果について	64
事業者によるダイオキシン類自主測定結果について	71
一般環境における大気中アスベスト濃度測定結果	75

(参考) 倉敷市関係資料	76
大気及び水質等測定結果について	77
参考資料	88
一般環境における大気中アスベスト濃度測定結果	121

令和4年度大気測定結果について

1 内 容

大気汚染防止法第22条の規定により、環境大気の汚染の状況を把握するため、岡山市、倉敷市及び玉野市と協力して、測定を実施した。

(1) 対象物質

大気汚染に係る環境基準が定められている二酸化硫黄、一酸化炭素、浮遊粒子状物質、光化学オキシダント、二酸化窒素及び微小粒子状物質(PM2.5)の6物質

(2) 測定方法

県内63か所の環境大気測定局ごとに測定対象物質を定め、1年を通して24時間連続測定を実施した。

2 結 果

- (1) 二酸化硫黄、一酸化炭素、浮遊粒子状物質及び二酸化窒素については、全測定局で環境基準を達成した。
- (2) 光化学オキシダントについては、例年と同様、全測定局で環境基準を達成しなかった。
- (3) 微小粒子状物質(PM2.5)については、27局中26局で環境基準を達成した。

表1 環境基準達成状況

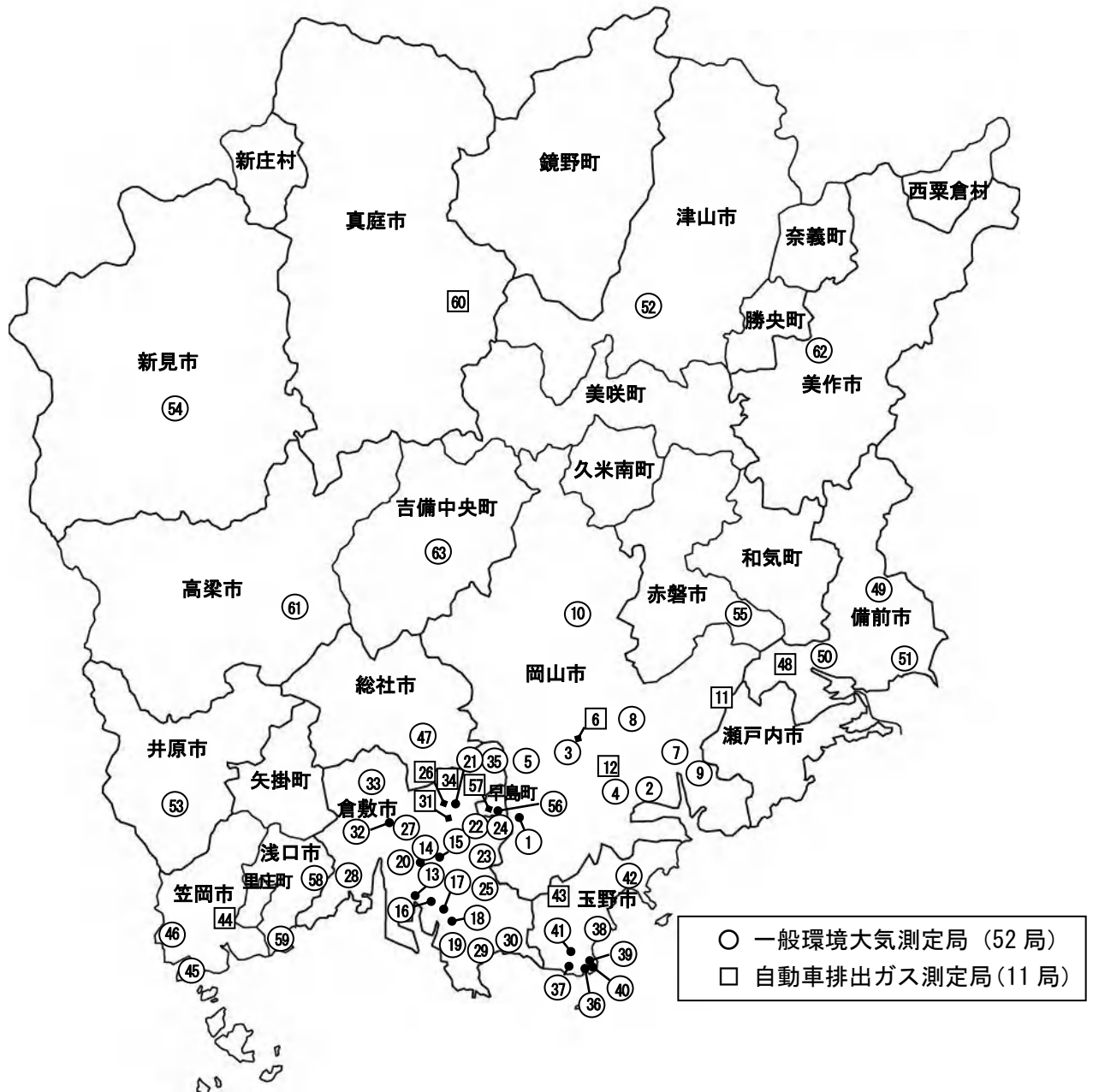
大気汚染物質	有効測定局数	達成局数	達成率
二酸化硫黄	36	36	100 %
一酸化炭素	7	7	100 %
浮遊粒子状物質	50	50	100 %
光化学オキシダント	45	0	0 %
二酸化窒素	49	49	100 %
微小粒子状物質(PM2.5)	27	26	96.3%

3 今後の対応

- (1) 引き続き環境大気の状態を常時監視し、実態の把握に努める。
- (2) 光化学オキシダントについては、引き続き原因物質である窒素酸化物や炭化水素類の削減対策に取り組むほか、高濃度になった際には、主な工場に原因物質の排出抑制を要請するとともに、健康被害を未然に防止するため、メール配信サービス等を活用した迅速な周知を行う。
- (3) 微小粒子状物質(PM2.5)については、引き続き原因物質である窒素酸化物やばいじんの削減対策に取り組むとともに、農業団体等と緊密に連携し、稲わら等の野焼きに由来するPM2.5の削減に向けた啓発等の取組を行う。なお、環境省が示した暫定指針値を超えるおそれがある日には、県民に注意喚起を行う。

環境大気測定局配置図

令和4年度末現在



岡山市	1	興除
	2	江並
	3	出石
	4	南輝
	5	吉備
	6	南方 (自)
	7	西大寺
	8	東岡山
	9	五明
	10	御津
	11	西祖 (自)
	12	青江 (自)
倉敷市	13	監視センター
	14	春日
	15	福田
	16	松江
	17	呼松
	18	宇野津
	19	塩生
	20	連島

倉敷市	21	倉敷美和
	22	豊洲
	23	天城
	24	茶屋町
	25	郷内
	26	駅前 (自)
	27	西阿知
	28	玉島
	29	児島
	30	田の口
	31	大高 (自)
	32	船穂
	33	真備
	34	西坂 (自)
	35	庄
玉野市	36	日比
	37	洪川
	38	宇野津
	39	向日比1
	40	向日比2

玉野市	41	日比2丁目
	42	後閑
	43	用吉 (自)
笠岡市	44	大磯 (自)
	45	寺間
総社市	46	茂平
	47	総社
備前市	48	伊部 (自)
	49	三石
	50	東片上
	51	日生
	52	津山
その他市町	53	井原
	54	新見
	55	熊山
	56	早島
	57	長津 (自)
	58	金光
	59	寄島
	60	久世 (自)

その他市町	61	高梁
	62	美作
	63	吉備高原

合計 63 局
(自) 自動車排出ガス測定局

(参考)

大気の汚染に係る環境基準達成の評価の方法及び主たる発生源

対象物質	環境基準達成の評価の方法	主たる発生源
二酸化硫黄 (SO ₂)	○短期的評価 1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。	硫黄を含む化石燃料の燃焼により発生し、主な発生源は工場である。
	○長期的評価 日平均値の2%除外値が0.04ppm以下である場合に環境基準達成とする。ただし、日平均値が0.04ppmを超える日が2日以上連続した場合は環境基準達成としない。	
一酸化炭素 (CO)	○短期的評価 1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。	燃料の不完全燃焼で発生し、主な発生源は自動車である。
	○長期的評価 日平均値の2%除外値が10ppm以下である場合に環境基準達成とする。ただし、日平均値が10ppmを超える日が2日以上連続した場合は環境基準達成としない。	
浮遊粒子状物質 (SPM)	○短期的評価 1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m ³ 以下であること。	工場からのばいじん、ディーゼル車排ガスの黒煙等の人工発生源と土壌の飛散等の自然発生源がある。
	○長期的評価 日平均値の2%除外値が0.10mg/m ³ 以下である場合に環境基準達成とする。ただし、日平均値が0.10mg/m ³ を超える日が2日以上連続した場合は環境基準達成としない。	
光化学オキシダント (Ox)	○短期的評価 昼間(6時から20時まで)の1時間値が全て0.06ppm以下である場合に環境基準達成とする。	工場や自動車から排出される窒素酸化物等が太陽光線により光化学反応を起こし生じる二次物質である。
二酸化窒素 (NO ₂)	○長期的評価 日平均値の年間98%値が0.06ppm以下である場合に環境基準達成とする。	物の燃焼により発生し、主な発生源は工場と自動車である。
微小粒子状物質 (PM _{2.5})	○長期的評価 1年平均値(長期基準)が15µg/m ³ 以下であり、かつ、日平均値の年間98%値(短期基準)が35µg/m ³ 以下である場合に環境基準達成とする。	工場や自動車などの発生源から直接排出される一次生成粒子と、大気中の光化学反応によって生じる二次生成粒子で構成されている。また、土壌粒子等も含まれており、発生源は多岐にわたっている。

大気汚染物質ごとの測定結果

1 二酸化硫黄

- (1) 測定した36局について、長期的評価及び短期的評価のいずれも、全ての測定局で環境基準を達成した。
- (2) 過去10年間継続して測定を実施している一般環境大気測定局(以下「一般局」という。)(35局)における年平均値の推移は次のとおりであり、減少傾向にある。

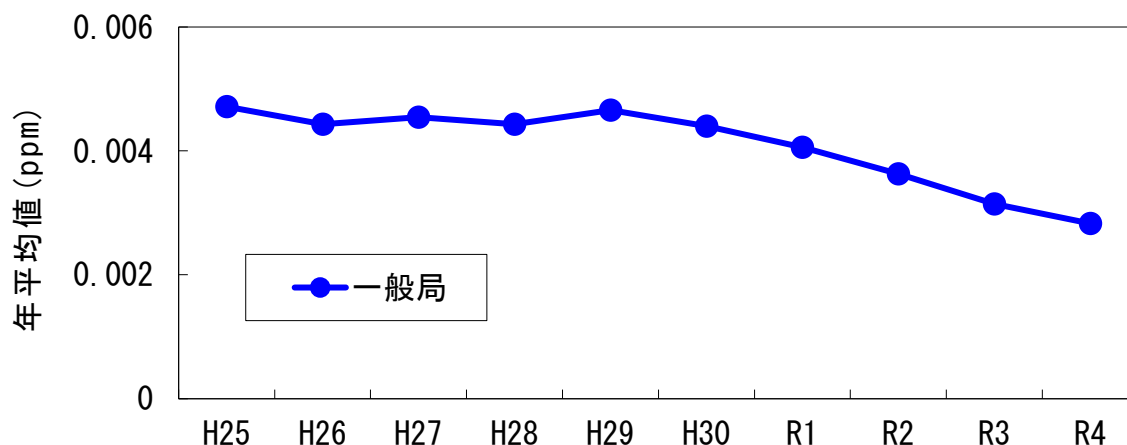


図1 過去10年間における二酸化硫黄の年平均値の推移

2 一酸化炭素

測定した7局について、長期的評価及び短期的評価のいずれも、全ての測定局で環境基準を達成した。

3 浮遊粒子状物質

- (1) 測定した50局について、長期的評価では、全ての測定局で環境基準を達成した。また、短期的評価では、環境基準に適合しなかった測定局は1局であった。
- (2) 過去10年間継続して測定を実施している一般局(37局)及び自動車排出ガス測定局(以下「自排局」という。)(9局)における年平均値の推移は次のとおりであり、減少傾向にある。

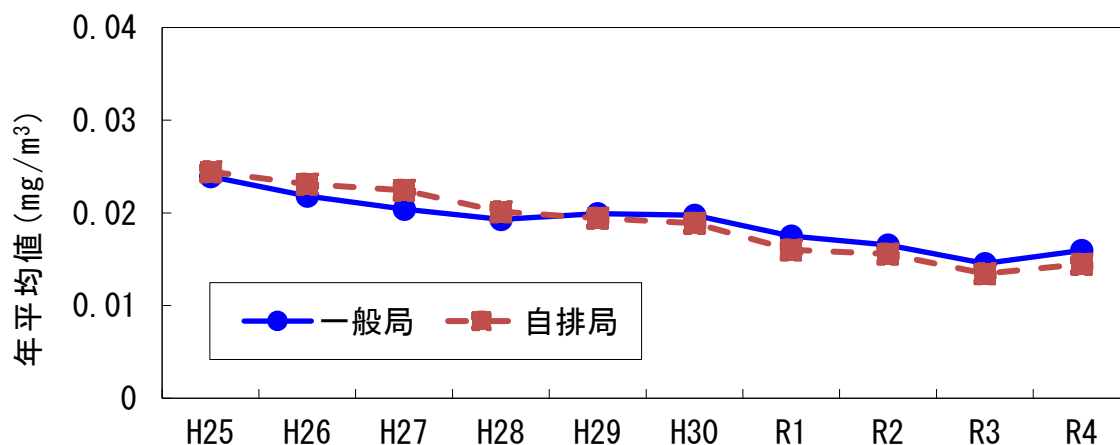


図2 過去10年間における浮遊粒子状物質の年平均値の推移

4 光化学オキシダント

- (1) 測定した45局について、全ての測定局で環境基準を達成しなかった。
- (2) 光化学オキシダント情報（1時間値が0.10ppm以上で継続が予想される場合等）のみの発令は5回（3日）、光化学オキシダント注意報（1時間値が0.12ppm以上で継続が予想される場合）の発令は2回（1日）の計7回（4日）であった。
- (3) 過去10年間継続して測定を実施している一般局（38局）及び自排局（3局）における『光化学オキシダント濃度8時間値の日最高値の年間99パーセンタイル値の3年平均値（光化学オキシダントの環境改善効果を適切に示すための指標）』の県内最高値の推移は次のとおりであり、概ね横ばいの状況である。

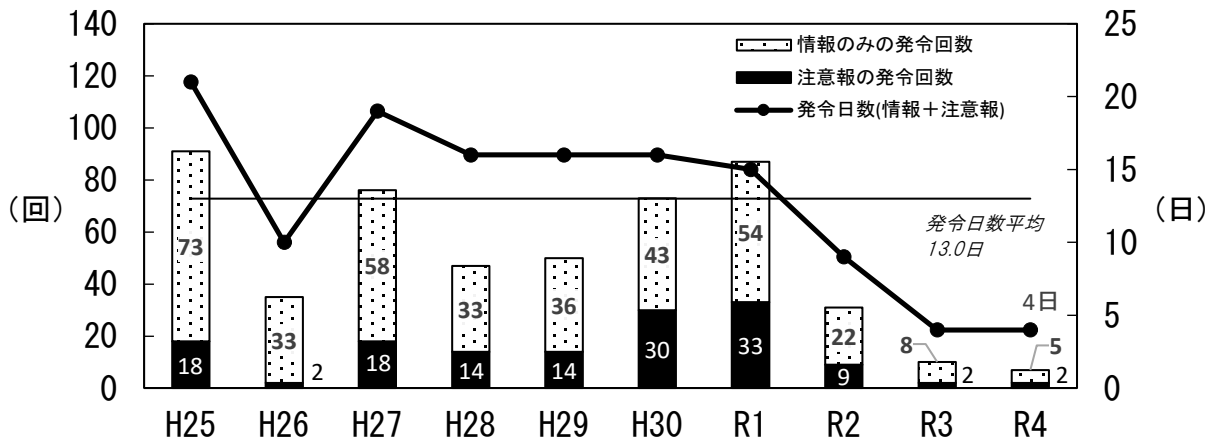
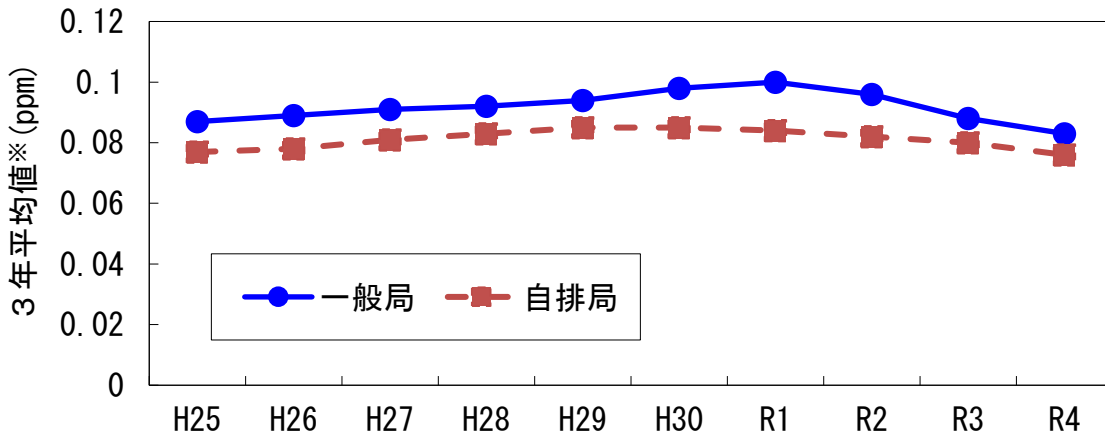


図3 過去10年間における光化学オキシダント注意報等の発令回数と発令日数の推移



※ 該当年度を含む過去3年間の値から算出

図4 過去10年間における光化学オキシダントの環境改善効果を適切に示すための指標の推移

5 二酸化窒素

- (1) 測定した49局について、全ての測定局で環境基準を達成した。
- (2) 過去10年間継続して測定を実施している一般局（35局）及び自排局（10局）における年平均値の推移は次のとおりであり、減少傾向にある。

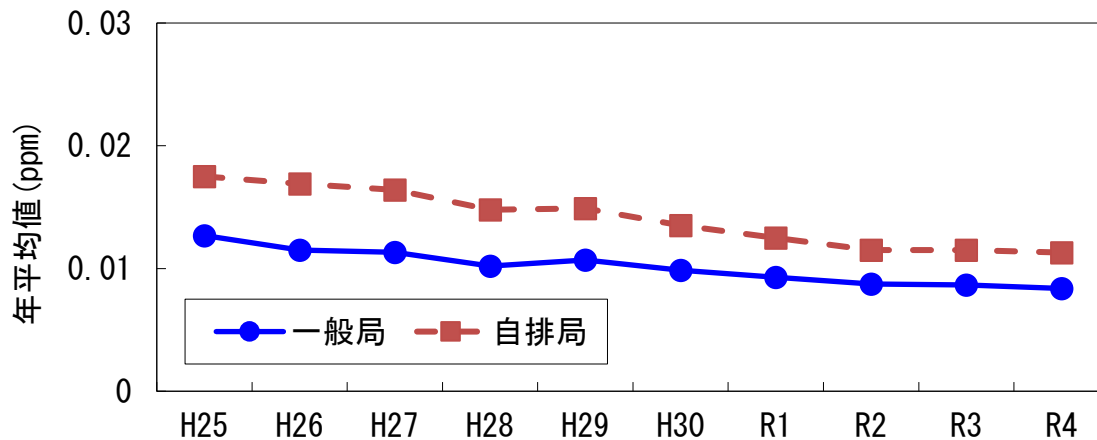


図5 過去10年間における二酸化窒素の年平均値の推移

6 微小粒子状物質 (PM2.5)

- (1) 県下では、平成22年度から測定を開始しており、令和4年度に測定した27局について、26局で環境基準を達成した。
- (2) 過去10年間継続して測定を実施している一般局（10局）及び自排局（3局）における年平均値の推移は次のとおりであり、減少傾向にある。

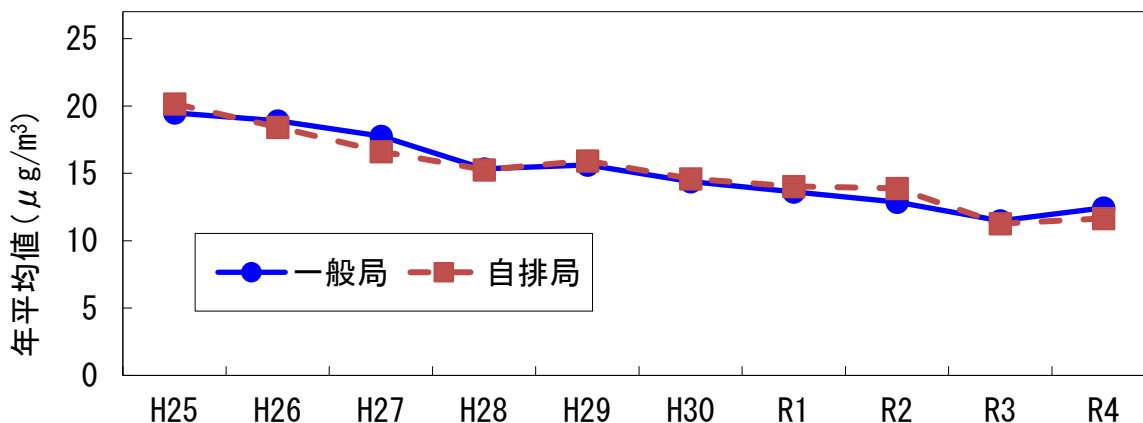


図6 過去10年間における微小粒子状物質の年平均値の推移

環境大気の測定結果

1 二酸化硫黄

【令和4年度】

測定局の種類	市町村	測定局	短期的評価				長期的評価		
			1時間値が0.1ppmを超えた時間数とその割合		日平均値が0.04ppmを超えた日数とその割合		日平均値の2%除外値 (ppm)	日平均値が0.04ppmを超えた日が2日以上連続したことの有無 (有×・無○)	日平均値が0.04ppmを超えた日数 (日)
			(時間)	(%)	(日)	(%)			
一般局	岡山市	江並	0	0.0	0	0.0	0.003	○	0
		南輝	0	0.0	0	0.0	0.008	○	0
		西大寺	0	0.0	0	0.0	0.003	○	0
		出石	0	0.0	0	0.0	0.003	○	0
		興除	0	0.0	0	0.0	0.009	○	0
		五明	0	0.0	0	0.0	0.008	○	0
	倉敷市	春日	0	0.0	0	0.0	0.009	○	0
		松江	0	0.0	0	0.0	0.010	○	0
		呼松	0	0.0	0	0.0	0.010	○	0
		宇野津	0	0.0	0	0.0	0.009	○	0
		塩生	0	0.0	0	0.0	0.009	○	0
		連島	0	0.0	0	0.0	0.008	○	0
		倉敷美和	0	0.0	0	0.0	0.006	○	0
		豊洲	0	0.0	0	0.0	0.004	○	0
		天城	0	0.0	0	0.0	0.004	○	0
		茶屋町	0	0.0	0	0.0	0.005	○	0
		郷内	0	0.0	0	0.0	0.007	○	0
		西阿知	0	0.0	0	0.0	0.007	○	0
		玉島	0	0.0	0	0.0	0.006	○	0
		児島	0	0.0	0	0.0	0.006	○	0
		田の口	0	0.0	0	0.0	0.006	○	0
		監視センター	0	0.0	0	0.0	0.009	○	0
	福田	0	0.0	0	0.0	0.010	○	0	
	船穂	0	0.0	0	0.0	0.003	○	0	
	津山市	津山	0	0.0	0	0.0	0.005	○	0
	玉野市	日比	0	0.0	0	0.0	0.008	○	0
		向日比1丁目	0	0.0	0	0.0	0.004	○	0
		洪川	0	0.0	0	0.0	0.009	○	0
		宇野	0	0.0	0	0.0	0.004	○	0
		日比2丁目	0	0.0	0	0.0	0.004	○	0
		向日比2丁目	0	0.0	0	0.0	0.010	○	0
	後閑	0	0.0	0	0.0	0.005	○	0	
	笠岡市	寺間	0	0.0	0	0.0	0.004	○	0
備前市	穂浪	(0)	(0.0)	(0)	(0.0)	(0.004)	(○)	(0)	
	鶴海	(0)	(0.0)	(0)	(0.0)	(0.003)	(○)	(0)	
	東片上	0	0.0	0	0.0	0.002	○	0	
	三石	0	0.0	0	0.0	0.003	○	0	
浅口市	野谷	(0)	(0.0)	(0)	(0.0)	(0.006)	(○)	(0)	
	寄島	0	0.0	0	0.0	0.008	○	0	

(備考) () は、有効測定時間(6,000時間/年)に満たないため、参考扱いとする。

2 一酸化炭素

【令和4年度】

測定局の種類	市町村	測定局	短期的評価				長期的評価		
			8時間値が20ppmを超えた回数とその割合		日平均値が10ppmを超えた日数とその割合		日平均値の2%除外値 (ppm)	日平均値が10ppmを超えた日が2日以上連続したことの有無 (有×・無○)	日平均値が10ppmを超えた日数 (日)
			(回数)	(%)	(日)	(%)			
一般局	倉敷市	倉敷美和	0	0.0	0	0.0	0.8	○	0
自排局	岡山市	青江	0	0.0	0	0.0	0.6	○	0
		西祖	(0)	(0.0)	(0)	(0.0)	(0.3)	(○)	(0)
	倉敷市	駅前	0	0.0	0	0.0	0.7	○	0
		大高	0	0.0	0	0.0	0.6	○	0
	玉野市	西坂	0	0.0	0	0.0	0.4	○	0
		用吉	0	0.0	0	0.0	0.4	○	0
笠岡市	大磯	0	0.0	0	0.0	0.5	○	0	

(備考) () は、有効測定時間(6,000時間/年)に満たないため、参考扱いとする。

3 浮遊粒子状物質

【令和4年度】

測定局の種類	市町村	測定局	短期的評価				長期的評価			
			1時間値が0.20mg/m ³ を超えた時間数とその割合		日平均値が0.10mg/m ³ を超えた日数とその割合		日平均値の2%除外値 (mg/m ³)	日平均値が0.10mg/m ³ を超えた日が2日以上連続したことの有無 (有×・無○)	日平均値が0.10mg/m ³ を超えた日数 (日)	
			(時間)	(%)	(日)	(%)				
一般局	岡山市	江並	0	0.0	0	0.0	0.033	○	0	
		南輝	0	0.0	0	0.0	0.033	○	0	
		西大寺	0	0.0	0	0.0	0.031	○	0	
		東岡山	0	0.0	0	0.0	0.028	○	0	
		出石	0	0.0	0	0.0	0.030	○	0	
		興除	0	0.0	0	0.0	0.038	○	0	
		吉備	0	0.0	0	0.0	0.030	○	0	
		五明	0	0.0	0	0.0	0.030	○	0	
	御津	0	0.0	0	0.0	0.028	○	0		
	倉敷市	春日	0	0.0	0	0.0	0.043	○	0	
		松江	0	0.0	0	0.0	0.042	○	0	
		呼松	0	0.0	0	0.0	0.038	○	0	
		塩生	0	0.0	0	0.0	0.037	○	0	
		連島	0	0.0	0	0.0	0.033	○	0	
		倉敷美和	0	0.0	0	0.0	0.030	○	0	
		天城	0	0.0	0	0.0	0.034	○	0	
		茶屋町	1	0.0	0	0.0	0.040	○	0	
		郷内	0	0.0	0	0.0	0.034	○	0	
		西阿知	0	0.0	0	0.0	0.034	○	0	
		玉島	0	0.0	0	0.0	0.039	○	0	
		児島	0	0.0	0	0.0	0.033	○	0	
		監視センター	0	0.0	0	0.0	0.045	○	0	
	津山市	福田	0	0.0	0	0.0	0.034	○	0	
		庄	0	0.0	0	0.0	0.026	○	0	
		船穂	0	0.0	0	0.0	0.035	○	0	
	玉野市	津山市	津山	0	0.0	0	0.0	0.027	○	0
		日比	0	0.0	0	0.0	0.036	○	0	
		渋川	0	0.0	0	0.0	0.036	○	0	
		宇野	0	0.0	0	0.0	0.035	○	0	
		日比2丁目	0	0.0	0	0.0	0.030	○	0	
		向日比2丁目	0	0.0	0	0.0	0.038	○	0	
	笠岡市	後閑	0	0.0	0	0.0	0.033	○	0	
		寺間	0	0.0	0	0.0	0.042	○	0	
総社市	茂平	0	0.0	0	0.0	0.037	○	0		
	総社	0	0.0	0	0.0	0.038	○	0		
備前市	新見市	新見	0	0.0	0	0.0	0.032	○	0	
	穂浪	(0)	(0.0)	(0)	(0.0)	0.027	(○)	(0)		
	鶴海	(0)	(0.0)	(0)	(0.0)	0.030	(○)	(0)		
	東片上	0	0.0	0	0.0	0.028	○	0		
	三石	0	0.0	0	0.0	0.043	○	0		
	野谷	(0)	(0.0)	(0)	(0.0)	0.028	(○)	(0)		
浅口市	日生	0	0.0	0	0.0	0.030	○	0		
	金光	0	0.0	0	0.0	0.032	○	0		
自排局	早島町	早島	0	0.0	0	0.0	0.042	○	0	
	岡山市	南方	0	0.0	0	0.0	0.020	○	0	
		青江	0	0.0	0	0.0	0.033	○	0	
		西祖	0	0.0	0	0.0	0.034	○	0	
	倉敷市	大高	0	0.0	0	0.0	0.038	○	0	
		西坂	0	0.0	0	0.0	0.035	○	0	
	笠岡市	大磯	0	0.0	0	0.0	0.033	○	0	
	備前市	伊部	0	0.0	0	0.0	0.030	○	0	
	真庭市	久世	0	0.0	0	0.0	0.029	○	0	
	早島町	長津	0	0.0	0	0.0	0.042	○	0	

(備考) () は、有効測定時間(6,000時間/年)に満たないため、参考扱いとする。

4 光化学オキシダント

【令和4年度】

測定局の種類	市町村	測定局	昼間の1時間値が0.06ppmを超えた日数と時間数		昼間の1時間値が0.12ppm以上の日数と時間数		8時間値の最高値の年間95パーセンタイル値の3年平均値(ppm)
			(日)	(時間)	(日)	(時間)	
一般局	岡山市	江並	53	245	0	0	0.074
		南輝	67	296	0	0	0.076
		西大寺	55	263	0	0	0.073
		東岡山	41	127	0	0	0.069
		出石	68	315	0	0	0.076
		興除	49	170	0	0	0.073
		吉備	48	178	0	0	0.072
		五明	72	336	0	0	0.077
		御津	80	343	0	0	0.079
	倉敷市	春日	68	300	0	0	0.076
		松江	17	53	0	0	0.064
		塩生	53	196	0	0	0.071
		連島	81	410	1	1	0.079
		倉敷美和	64	300	0	0	0.076
		天城	47	183	0	0	0.073
		茶屋町	74	349	0	0	0.075
		郷内	36	151	0	0	0.072
		西阿知	57	264	0	0	0.072
		玉島	54	233	0	0	0.070
		児島	53	227	0	0	0.075
		監視センター	24	85	0	0	0.064
		福田	55	215	0	0	0.069
		庄	54	249	0	0	0.074
		船穂	59	263	0	0	0.075
	真備	76	379	1	2	0.079	
	津山市	津山	60	293	0	0	0.073
	玉野市	日比	48	204	0	0	0.074
		宇野	49	222	0	0	0.076
	笠岡市	茂平	83	352	0	0	0.077
	井原市	井原	74	338	0	0	0.078
	総社市	総社	75	349	1	3	0.076
	高梁市	高梁	64	324	0	0	0.074
	新見市	新見	47	257	0	0	0.070
	備前市	東片上	78	360	0	0	0.079
		三石	61	280	0	0	0.077
		日生	70	316	0	0	0.077
	赤磐市	熊山	84	382	0	0	0.079
	美作市	美作	66	323	0	0	0.073
	浅口市	金光	84	418	0	0	0.077
		寄島	105	527	0	0	0.083
早島町	早島	72	301	0	0	0.077	
吉備中央町	吉備高原	80	419	0	0	0.077	
自排局	玉野市	用吉	58	240	0	0	0.074
	笠岡市	大磯	80	401	0	0	0.076
	真庭市	久世	44	200	0	0	0.067

5 二酸化窒素

【令和4年度】

測定局の種類	市町村	測定局	日平均値の年間98%値	日平均値の年間98%値が0.06ppmを超えた日数
			(ppm)	(日)
一般局	岡山市	江並	0.020	0
		南輝	0.021	0
		西大寺	0.018	0
		東岡山	0.014	0
		出石	0.020	0
		興除	0.021	0
		吉備	0.017	0
		五明	0.014	0
		御津	0.010	0
	倉敷市	春日	0.024	0
		松江	0.026	0
		塩生	0.027	0
		連島	0.023	0
		倉敷美和	0.023	0
		豊洲	0.023	0
		天城	0.022	0
		茶屋町	0.021	0
		郷内	0.018	0
		西阿知	0.017	0
		玉島	0.021	0
		児島	0.020	0
		監視センター	0.030	0
		福田	0.032	0
		庄	0.015	0
	船穂	0.017	0	
	真備	0.013	0	
	津山市	津山	0.009	0
	玉野市	日比	0.023	0
		向日比1丁目	0.023	0
		渋川	0.020	0
		宇野	0.021	0

測定局の種類	市町村	測定局	日平均値の年間98%値	日平均値の年間98%値が0.06ppmを超えた日数
			(ppm)	(日)
一般局	笠岡市	寺間	0.015	0
		茂平	0.022	0
	総社市	総社	0.013	0
		穂浪	(0.009)	(0)
	備前市	鶴海	(0.009)	(0)
		東片上	0.014	0
		三石	0.017	0
	赤磐市	熊山	0.010	0
	浅口市	金光	0.017	0
	早島町	早島	0.022	0
自排局	岡山市	南方	0.019	0
		青江	0.031	0
		西祖	0.019	0
	倉敷市	駅前	0.027	0
		大高	0.024	0
		西坂	0.027	0
	笠岡市	大磯	0.024	0
	備前市	伊部	0.025	0
	真庭市	久世	0.010	0
	早島町	長津	0.033	0

(備考) () は、有効測定時間(6,000時間/年)に満たないため、参考扱いとする。

6 微小粒子状物質

【令和4年度】

測定局の種類	市町村	測定局	長期基準		短期基準		日平均値が35 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ を超えた日数とその割合	
			年平均値		日平均値の年間98%値		日	割合
			($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	達成	($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	達成	(日)	(%)
一般局	岡山市	江並	13.4	○	28.5	○	1	0.3
		南輝	11.2	○	27.0	○	1	0.3
		西大寺	9.8	○	24.0	○	1	0.3
		東岡山	11.2	○	24.0	○	1	0.3
		興除	12.6	○	32.9	○	6	1.7
		吉備	10.4	○	25.4	○	1	0.3
	倉敷市	松江	12.9	○	33.0	○	6	1.7
		塩生	12.0	○	27.0	○	3	0.8
		倉敷美和	11.8	○	30.1	○	4	1.1
		茶屋町	11.5	○	27.4	○	2	0.6
		玉島	10.9	○	28.9	○	1	0.3
		児島	11.7	○	26.0	○	1	0.3
		監視センター	11.2	○	27.6	○	1	0.3
		庄	11.1	○	26.8	○	1	0.3
	真備	11.3	○	25.5	○	2	0.6	
	津山市	津山	9.9	○	21.3	○	0	0.0
	玉野市	宇野	11.9	○	24.7	○	2	0.6
	笠岡市	茂平	14.3	○	33.4	○	4	1.1
	総社市	総社	12.4	○	26.3	○	2	0.6
	高梁市	高梁	9.8	○	24.0	○	0	0.0
新見市	新見	7.4	○	18.5	○	0	0.0	
備前市	三石	11.5	○	22.6	○	1	0.3	
早島町	早島	13.8	○	35.3	×	8	2.2	
吉備中央町	吉備高原	10.8	○	26.2	○	0	0.0	
自排局	岡山市	南方	9.4	○	23.4	○	1	0.3
	倉敷市	大高	11.4	○	28.8	○	2	0.6
	早島町	長津	14.2	○	31.6	○	3	0.8

(備考) 長期基準と短期基準の両者を達成した場合に環境基準を達成したと評価する。

令和4年度有害大気汚染物質等環境調査結果について

1 内 容

大気汚染防止法第22条の規定により、有害大気汚染物質等による大気の汚染状況を把握するため、測定を実施した。

(1) 対象物質

環境省が定めているジクロロメタンなどの優先取組物質等22物質

(2) 測定方法

県内4地点において、毎月1回、連続24時間のサンプリングを行い、年12回の測定値から年平均値を算出した。

2 結 果

(1) 環境基準設定物質

環境基準が定められている4物質（ジクロロメタン、テトラクロロエチレン、トリクロロエチレン、ベンゼン）については、全ての地点で環境基準を達成した。

(2) 指針値設定物質

指針値が定められている11物質のうち10物質（アクリロニトリル、塩化ビニルモノマー、クロロホルム、1,2-ジクロロエタン、1,3-ブタジエン、ニッケル化合物、マンガン及びその化合物、アセトアルデヒド、塩化メチル、水銀及びその化合物）については、全ての地点で指針値に適合していたが、ヒ素及びその化合物については、玉野市の日比大気測定局で指針値（6 ng/m³）に適合していなかった。

<p>指針値 環境目標値の一つとして、環境中の有害大気汚染物質による健康リスクの低減を図るため、及び事業者による排出抑制努力の指標としての機能を果たすもの。（年12回の平均値で評価）</p>

(3) その他

ホルムアルデヒド等7物質については、評価する基準はないが、例年と比べ大きな変化はなかった。

3 今後の対応

引き続き測定を実施し、有害大気汚染物質等の環境中の濃度の実態把握に努める。

また、日比地区のヒ素及びその化合物については、指針値を超過しているため、引き続き周辺環境の詳細調査を実施するとともに、発生源と考えられる事業者に対して排出抑制対策を実施するよう指導していく。

【参考】

○有害大気汚染物質

大気汚染防止法第2条第16項において、継続的に摂取される場合には人の健康を損なうおそれがある物質で大気の汚染の原因となるもの（ばい煙、特定粉じん及び水銀等を除く。）と規定されている。

○優先取組物質

中央環境審議会において、健康影響の未然防止の見地から、「有害大気汚染物質に該当する可能性がある物質」を幅広く選定したリスト（247物質）を作成し、同リストの中から、大気汚染による人の健康被害が生じるおそれがある程度高いと考えられる物質（優先取組物質）として、次の22物質を指定している。

No.	対象物質名	環境基準 (指針値)
1	アクリロニトリル	(2 $\mu\text{g}/\text{m}^3$)
2	塩化ビニルモノマー	(10 $\mu\text{g}/\text{m}^3$)
3	クロロホルム	(18 $\mu\text{g}/\text{m}^3$)
4	1,2-ジクロロエタン	(1.6 $\mu\text{g}/\text{m}^3$)
5	ジクロロメタン	150 $\mu\text{g}/\text{m}^3$
6	テトラクロロエチレン	200 $\mu\text{g}/\text{m}^3$
7	トリクロロエチレン	130 $\mu\text{g}/\text{m}^3$
8	1,3-ブタジエン	(2.5 $\mu\text{g}/\text{m}^3$)
9	ベンゼン	3 $\mu\text{g}/\text{m}^3$
10	塩化メチル	(94 $\mu\text{g}/\text{m}^3$)
11	トルエン	—
12	酸化エチレン	—
13	アセトアルデヒド	(120 $\mu\text{g}/\text{m}^3$)
14	ホルムアルデヒド	—
15	ニッケル化合物	(25 ng/m^3)
16	ヒ素及びその化合物	(6 ng/m^3)
17	ベリリウム及びその化合物	—
18	マンガン及びその化合物	(140 ng/m^3)
19	クロム及び三価クロム化合物	—
20	六価クロム化合物	—
21	ベンゾ[a]ピレン	—
22	ダイオキシン類*	0.6 $\text{pg-TEQ}/\text{m}^3$

※ ダイオキシン類対策特別措置法に基づき別途対応している。

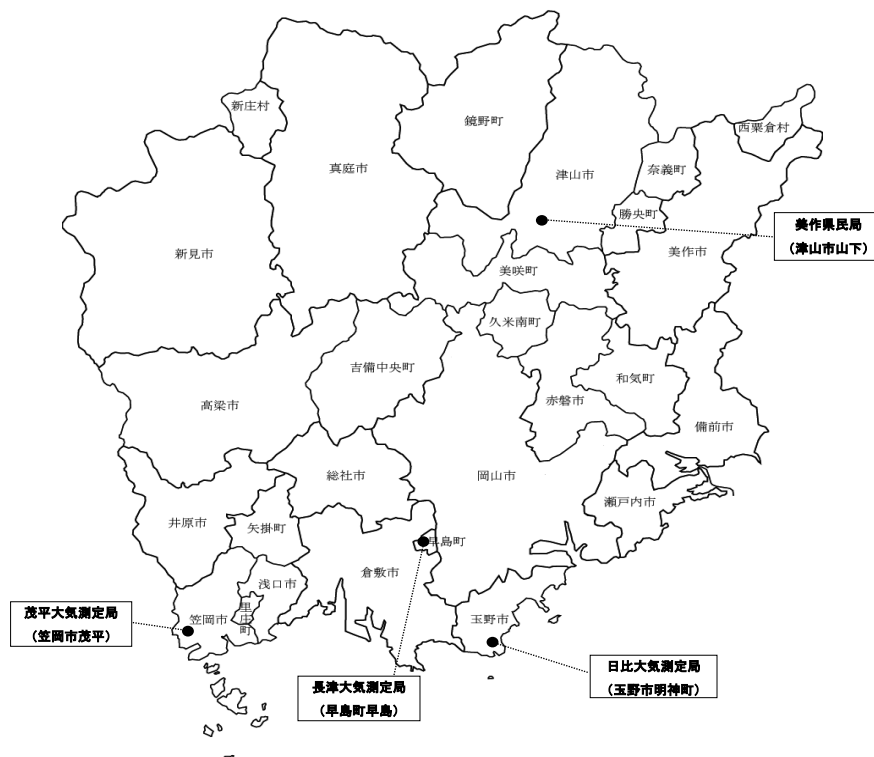
有害大気汚染物質等測定結果

測定地点		長津大気測定局	茂平大気測定局	美作県民局	日比大気測定局	環境基準 (指針値)
物質名	単位					
アクリロニトリル	μg/m ³	0.026	0.021	0.014	0.020	(2以下)
塩化ビニルモノマー	μg/m ³	0.020	0.021	0.009	0.049	(10以下)
クロロホルム	μg/m ³	0.16	0.15	0.16	0.19	(18以下)
1,2-ジクロロエタン	μg/m ³	0.19	0.18	0.15	0.19	(1.6以下)
ジクロロメタン	μg/m ³	0.79	0.70	2.1	0.83	150以下
テトラクロロエチレン	μg/m ³	0.074	0.054	0.056	0.058	200以下
トリクロロエチレン	μg/m ³	0.110	0.14	0.064	0.066	130以下
1,3-ブタジエン	μg/m ³	0.090	0.060	0.046	0.048	(2.5以下)
ベンゼン	μg/m ³	1.3	1.3	0.59	0.78	3以下
塩化メチル	μg/m ³	1.2	1.1	1.1	1.2	(94以下)
トルエン	μg/m ³	5.4	4.7	4.1	5.0	
酸化エチレン	μg/m ³	0.082	0.064	0.058	0.051	
アセトアルデヒド	μg/m ³	1.8	1.2	1.2	1.4	(120以下)
ホルムアルデヒド	μg/m ³	2.1	1.5	1.7	1.9	
ニッケル化合物	ng/m ³	3.1	2.9	1.0	5.8	(25以下)
ヒ素及びその化合物	ng/m ³	1.9	1.6	0.89	<u>7.6</u>	(6以下)
ベリリウム及びその化合物	ng/m ³	0.029	0.031	0.008	0.030	
マンガン及びその化合物	ng/m ³	97	74	13	31	(140以下)
クロム及び三価クロム化合物 ^(※)	ng/m ³	5.5	6.9	1.1	5.3	
六価クロム化合物 ^(※)						
水銀及びその化合物	ng/m ³	1.8	1.8	1.4	1.7	(40以下)
ベンゾ[a]ピレン	ng/m ³	0.83	0.85	0.19	0.53	

(※) 個別の分析が困難なため、クロム及びその化合物(全クロム)として分析している。

下線は、指針値の超過を示す。

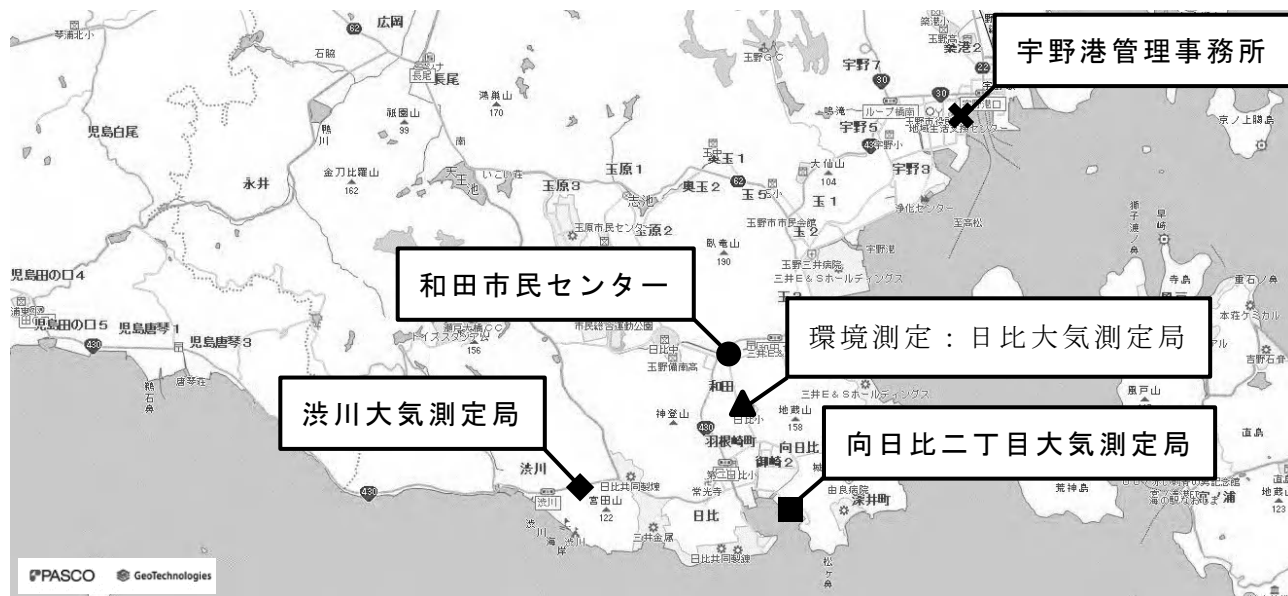
測定地点図



玉野市内の詳細調査結果

県では、大気汚染防止法第22条の規定により有害大気汚染物質等の測定（環境測定）を実施しており、その結果、玉野市内において「ヒ素及びその化合物」の濃度が継続的に高いことから、令和4年度においても詳細調査を実施し、その調査結果を取りまとめた。

詳細調査地点図



ヒ素及びその化合物の調査結果

(ng/m³)

調査地点	H25～H27 平均値 (対策前)	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
詳細調査								
宇野港管理事務所	6.6	3.9	4.1	4.2	3.7	4.5	3.8	5.6
渋川大気測定局	21	12	8.4	9.9	11	11	7.5	11
向日比二丁目大気測定局	27	19	15	13	12	15	14	16
和田市民センター	12	9.7	7.1	8.1	8.2	8.0	7.0	10
環境測定【指針値：6 ng/m ³ 】								
日比大気測定局	20	7.5	6.4	12	8.4	10	8.6	7.6

- ※ 詳細調査は、年4回の平均値（1週間試料採取）
 和田市民センターは、H26から調査を実施
 環境測定は、年12回の平均値（24時間試料採取）
 日比大気測定局と表記しているが、H27のみ日比市民センターで調査を実施

令和4年度公共用水域の水質測定結果について

1 内 容

水質汚濁防止法第15条の規定により、公共用水域の水質の汚濁の状況を把握するため、国、岡山市及び倉敷市と協力して、測定を実施した。

(1) 対象項目

ア 環境基準が定められている健康項目(カドミウム等27項目)及び生活環境項目(BOD(生物化学的酸素要求量)、COD(化学的酸素要求量)等13項目)

イ 環境基準が定められていない要監視項目(クロロホルム等32項目)

(2) 測定方法

県内52水域160地点(表1)において、表2に掲げる頻度で測定を実施した。

表1 測定地点の内訳

水域区分	調査対象水域	調査地点数				
		県	国	岡山市	倉敷市	計
河川	41	51	16	16	4	87
湖沼	1	-	-	4	-	4
海域	10	35	-	13	21	69
合計	52	86	16	33	25	160

(注) 河川41水域のうち、31水域で環境基準の類型が指定されている。

表2 測定頻度

測定項目	測定頻度
健康項目	年1～18回
生活環境項目	年1～18回
要監視項目	年1～2回

2 結 果

(1) 健康項目

全ての水域で環境基準を達成した。

(2) 生活環境項目

ア BOD及びCOD

河川(BOD)は31水域中29水域で環境基準を達成した。児島湖(COD)は環境基準を達成しなかった。海域(COD)は10水域中4水域で環境基準を達成した。

表3 BOD及びCODの環境基準達成状況

水域区分・項目		水域数	達成水域数	達成率
河川	BOD	31	29	93.5%
湖沼	COD	1	0	0%
海域	COD	10	4	40%

イ 全窒素及び全りん

児島湖の全窒素及び全りんは環境基準を達成しなかった。海域の全窒素は8水域全てで環境基準を達成し、全りんは8水域中7水域で環境基準を達成した。

表4 全窒素及び全りんの環境基準達成状況

水域区分・項目		水域数	達成水域数	達成率
湖沼	全窒素	1	0	0 %
	全りん	1	0	0 %
海域	全窒素	8	8	100 %
	全りん	8	7	87.5 %

ウ 全亜鉛、ノニルフェノール及びLAS（直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩）
いずれの項目も測定した海域の3水域全てで環境基準を達成した。

エ その他の生活環境項目

その他の生活環境項目については、表5のとおりであった。

表5 その他の生活環境項目の環境基準の適合状況

水域区分	生活環境項目				
	水素イオン濃度 (pH)	溶存酸素量 (DO)	浮遊物質量 (SS)	大腸菌数	ノルマルヘキサン抽出物質 (油分)
河川	89.8 %	96.6 %	99.9 %	97.8 %	—
湖沼	65.3 %	100.0 %	36.1 %	—	—
海域	93.0 %	83.9 %	—	100.0 %	100.0 %

(注) 数値は、(環境基準に適合している検体数) / (総検体数) を百分率で示したものの。

(3) 要監視項目

指針値が設定されているクロロホルム等30項目のうち、ウランが海域9地点で指針値をわずかに超過した。

その他の29項目は、いずれも指針値内であった。

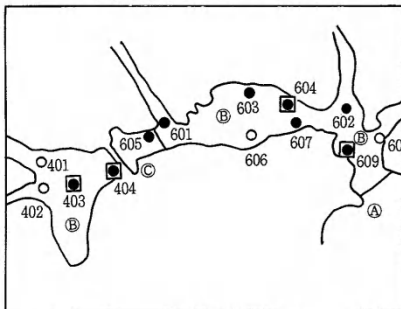
3 今後の対応

引き続き、公共用水域の水質の実態の把握に努めるとともに、水質総量削減計画、児島湖に係る湖沼水質保全計画等に基づく工場・事業場排水対策、生活排水対策などの取組により、環境基準の達成率の向上を図る。

測定地点位置図



児島湾拡大図



- は、BOD又はCOD等に係る環境基準点
- は、全窒素及び全りんに係る環境基準点
- △は、全亜鉛等に係る環境基準点
- は、補助測定点
- 番号は地点番号
- Ⓐ～Ⓓはそれぞれ環境基準のA～D類型
- Ⓜは環境基準の類型未設定

健康項目の環境基準超過状況

項目名	項目別 測定地点数	環境基準 超過地点数	環境基準
カドミウム	84 (河川46, 湖沼2, 海域36)	0	0.003mg/L以下
全シアン	〃	0	検出されないこと
鉛	85 (河川47, 湖沼2, 海域36)	0	0.01mg/L以下
六価クロム	84 (河川46, 湖沼2, 海域36)	0	0.02mg/L以下
ひ素	85 (河川47, 湖沼2, 海域36)	0	0.01mg/L以下
総水銀	84 (河川46, 湖沼2, 海域36)	0	0.0005mg/L以下
アルキル水銀	37 (河川12, 湖沼2, 海域23)	0	検出されないこと
ポリ塩化ビフェニル	84 (河川46, 湖沼2, 海域36)	0	検出されないこと
トリクロロエチレン	〃	0	0.01mg/L以下
テトラクロロエチレン	〃	0	0.01mg/L以下
ジクロロメタン	〃	0	0.02mg/L以下
四塩化炭素	〃	0	0.002mg/L以下
1, 2-ジクロロエタン	〃	0	0.004mg/L以下
1, 1-ジクロロエチレン	〃	0	0.1mg/L以下
シス-1, 2-ジクロロエチレン	〃	0	0.04mg/L以下
1, 1, 1-トリクロロエタン	〃	0	1mg/L以下
1, 1, 2-トリクロロエタン	〃	0	0.006mg/L以下
1, 3-ジクロロプロペン	〃	0	0.002mg/L以下
チウラム	〃	0	0.006mg/L以下
シマジン	〃	0	0.003mg/L以下
チオベンカルブ	〃	0	0.02mg/L以下
ベンゼン	〃	0	0.01mg/L以下
セレン	〃	0	0.01mg/L以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	106 (河川59, 湖沼4, 海域43)	0	10mg/L以下
ふっ素	47 (河川45, 湖沼2)	0	0.8mg/L以下
ほう素	〃	0	1mg/L以下
1, 4-ジオキサン	84 (河川46, 湖沼2, 海域36)	0	0.05mg/L以下

生活環境項目	環境基準で定めている生活環境の保全に係る項目
水素イオン濃度 (pH)、生物化学的酸素要求量 (BOD)、化学的酸素要求量 (COD)、浮遊物質 (SS)、溶存酸素量 (DO)、大腸菌数、ノルマルヘキサン抽出物質 (油分)、全窒素、全りん、全亜鉛、ノニルフェノール、直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩 (LAS)、底層DO (以上13項目)	

BOD及びCODの測定結果

(1)河川(31水域、33環境基準点)

水 域 名	地 点 名	市町村	水質 (BOD:75%値) (mg/L)					環境基準 (mg/L)		
			H30	R 1	R 2	R 3	R 4			
高梁川水域	高梁川上流	一中橋	新見市	0.9	1.2	1.4	1.0	0.8	○	2以下
	高梁川中流(1)	中井橋	高梁市	2.0	1.2	1.2	1.2	1.0	○	2以下
	高梁川中流(2)	湛井堰	総社市	0.8	0.8	0.7	0.7	0.6	○	2以下
	高梁川下流	霞橋	倉敷市	1.2	1.7	1.2	1.5	1.8	○	3以下
	西川	布原橋	新見市	1.2	1.2	1.2	1.0	0.8	○	2以下
	小坂部川	巖橋	新見市	2.0	1.2	1.0	1.0	1.2	○	2以下
	有漢川	幡見橋	高梁市	1.4	1.6	1.3	1.4	1.0	○	2以下
	成羽川	神崎橋	高梁市	1.1	1.0	1.2	1.4	0.8	○	2以下
	小田川上流	猪原橋	井原市	1.2	1.4	1.2	0.8	0.6	○	2以下
	小田川下流	福松橋	倉敷市	1.3	1.5	2.0	2.1	2.7	○	3以下
美山川	栄橋	矢掛町	1.2	1.5	1.2	1.4	1.6	○	2以下	
旭川水域	旭川上流	湯原ダム	真庭市	1.2	0.9	1.0	1.4	1.0	○	1以下
	旭川中流	落合大橋	真庭市	1.4	1.2	1.0	1.2	1.0	○	2以下
		乙井手堰	岡山市	0.8	0.7	0.7	0.7	0.8		
	旭川下流	桜橋	岡山市	0.9	1.6	1.1	1.8	4.2	×	3以下
	新庄川	大久奈橋	真庭市	1.2	1.4	1.2	1.0	0.8	○	2以下
	百間川	清内橋	岡山市	3.7	3.2	2.5	3.8	4.1	○	5以下
砂川	新橋	岡山市	2.0	2.0	2.0	1.0	1.4	○	3以下	
吉井川水域	吉井川上流	嵯峨堰	津山市	1.4	1.6	1.2	1.4	1.1	○	2以下
	吉井川中・下流	周匝大橋	赤磐市	1.2	1.8	1.6	1.5	1.0	○	3以下
		熊山橋	赤磐市	0.9	0.8	0.7	0.8	0.9		
	加茂川	加茂川橋	津山市	1.3	1.4	1.4	1.2	1.2	○	2以下
	梶並川	滝村堰	美作市	1.4	1.8	1.6	1.0	1.0	○	2以下
	滝川	三星橋	美作市	1.7	2.0	1.6	1.2	1.2	○	3以下
	吉野川	鷺湯橋	美作市	1.4	1.4	1.6	1.2	0.8	○	2以下
金剛川	宮橋	和気町	0.7	1.0	0.7	0.7	1.0	○	2以下	
笹ヶ瀬川水域	笹ヶ瀬川	笹ヶ瀬橋	岡山市	3.0	2.6	2.0	3.0	3.2	×	3以下
	足守川上流	高塚橋	岡山市	1.2	1.6	1.4	1.6	1.0	○	2以下
	足守川下流	入江橋	岡山市	1.8	1.6	1.4	1.6	1.2	○	3以下
倉敷川水域	倉敷川	倉敷川橋	岡山市	3.2	2.8	2.8	3.6	2.8	○	5以下
芦田川水域	高屋川	滝山堰	井原市	1.0	1.4	1.4	1.6	1.2	○	2以下
里見川水域	里見川	鴨方川合流点	浅口市	3.6	3.5	3.0	3.6	3.4	○	8以下
伊里川水域	伊里川	浜の川橋	備前市	1.6	1.4	1.6	1.2	1.6	○	3以下

(備考) 1) 「75%値」とは、年間のn個の日間平均値の全データをその値の小さいものから順に並べたとき、 $0.75 \times n$ 番目 (整数でない場合は端数を切り上げた整数番目) にくるデータを表す。

2) 「○」は、環境基準が達成された水域を示す。「×」は、環境基準が達成されていない水域を示す。

3) 複数の環境基準点を持つ水域においては、当該水域内の全ての環境基準点において、環境基準に適合している場合に、当該水域が環境基準を達成しているものと判断する。

(2) 湖 沼(児島湖1水域、2環境基準点)

水 域 名	地 点 名	水質 (COD:75%値) (mg/L)					環境基準 (mg/L)		
		H30	R 1	R 2	R 3	R 4			
児島湖 水 域	児 島 湖	湖 心	8.8	7.7	8.1	8.2	8.1	×	5以下
		樋 門	8.4	7.7	7.8	8.0	8.3		

(3) 海 域(10水域、27環境基準点)

水 域 名	地 点 名	水質 (COD:75%値) (mg/L)					環境基準 (mg/L)		
		H30	R 1	R 2	R 3	R 4			
水 島 海 域	玉 島 港 区	玉 島 港 奥 部	3.8	3.2	4.0	3.7	3.6	○	8以下
	水 島 港 区	水 島 港 口 部	2.6	3.0	2.9	2.5	2.8	○	8以下
	水島地先海域(甲)	玉 島 港 沖 合	2.5	2.7	2.5	2.5	2.8	○	3以下
		上 水 島 北	2.6	2.5	2.5	2.2	2.7		
	水島地先海域(乙)	濃 地 諸 島 東	2.3	2.4	2.2	2.1	2.4		
	網 代 諸 島 沖	2.4	2.1	2.2	2.1	2.5	×	2以下	
児 島 湾 水 域	児 島 湾 (甲)	海 岸 通 沖	5.2	5.6	5.1	5.4	6.1	○	8以下
	児 島 湾 (乙)	旭 川 河 口 部	4.0	5.5	4.7	4.1	4.6	×	3以下
		吉 井 川 河 口 部	4.1	4.5	3.4	3.9	4.3		
		横 樋 沖	4.4	5.2	4.0	4.1	4.5		
		九 蟠 沖	4.0	5.1	4.3	3.9	4.5		
		阿 津 沖	3.8	4.8	4.4	4.4	5.2		
		向 小 串 沖	4.5	4.7	3.7	3.6	3.1		
児 島 湾 (丙)	別 荘 沖	3.9	3.2	2.6	2.9	3.1	×	2以下	
	児 島 湾 口 沖	3.4	3.2	2.6	3.2	2.8			
	波 張 崎 南	2.5	2.2	2.4	2.2	2.1			
	出 崎 東 沖	2.8	2.3	2.2	2.2	2.2			
備 讃 瀬 戸	備 讃 瀬 戸	神 島 御 崎 沖	2.8	2.6	2.8	3.1	2.6	×	2以下
		青 佐 鼻 沖	2.8	2.7	2.9	2.9	2.8		
		北 木 島 布 越 崎 北	2.5	2.1	2.7	2.4	2.5		
		久 須 美 鼻 東	2.3	2.1	2.0	2.0	2.3		
		大 槌 島 北	2.3	2.3	1.9	2.0	2.1		
牛 窓 地 先 海 域	牛 窓 地 先 海 域	錦 海 湾	2.8	2.8	2.4	2.3	2.1	×	2以下
		前 島 南 西	2.4	2.3	2.1	2.2	2.1		
播 磨 灘 北 西 部	播 磨 灘 北 西 部	長 島 西 南 沖	2.5	2.5	2.3	2.3	2.0	×	2以下
		大 多 府 島 東 南 沖	2.5	2.4	2.3	2.5	2.1		
		鹿 久 居 島 東 沖	2.6	2.5	2.7	3.0	2.5		

- (備考) 1) 「75%値」とは、年間のn個の日間平均値の全データをその値の小さいものから順に並べたとき、 $0.75 \times n$ 番目(整数でない場合は端数を切り上げた整数番目)にくるデータを表す。
- 2) 「○」は、環境基準が達成された水域を示す。「×」は、環境基準が達成されていない水域を示す。
- 3) 複数の環境基準点を持つ水域においては、当該水域内の全ての環境基準点において、環境基準に適合している場合に、当該水域が環境基準を達成しているものと判断する。

全窒素及び全りん の測定結果

(1) 全窒素(湖沼1水域2環境基準点、海域8水域21環境基準点)

水域名	地点名	水質(全窒素:年間平均値)(mg/L)										環境基準 (mg/L)	
		H30		R1		R2		R3		R4			
児島湖	湖心	1.2		1.0		1.2		1.1		1.1		×	1以下
	樋門	1.1		1.0		1.1		1.1		1.2			
水島港区	水島港口部	0.23	0.23	0.23	0.23	0.23	0.23	0.23	0.23	0.23	0.23	○	0.6以下
水島地先海域	玉島港沖合	0.20	0.20	0.23	0.22	0.22	0.20	0.20	0.19	0.19	0.19	○	0.3以下
	上水島北	0.22		0.22		0.20		0.20		0.20			
	濃地諸島東	0.19		0.20		0.19		0.17		0.18			
児島湾	九蟠沖	0.51	0.47	0.52	0.50	0.45	0.42	0.52	0.52	0.52	0.47	○	1以下
	向小串沖	0.42		0.47		0.39		0.52		0.42			
児島湾沖	児島湾口沖	0.32	0.26	0.25	0.20	0.24	0.22	0.43	0.26	0.30	0.22	○	0.3以下
	出崎東沖	0.24		0.19		0.20		0.18		0.19			
	銚島沖合	0.21		0.17		0.22		0.17		0.17			
備讃瀬戸(イ)	久須美鼻東	0.18	0.19	0.17	0.17	0.16	0.17	0.17	0.17	0.17	0.18	○	0.3以下
	大槌島北	0.20		0.17		0.18		0.17		0.18			
備讃瀬戸(ロ)	網代諸島沖	0.18	0.21	0.19	0.20	0.17	0.22	0.17	0.20	0.17	0.19	○	0.3以下
	神島御崎沖	0.24		0.21		0.25		0.24		0.21			
	青佐鼻沖	0.24		0.21		0.26		0.21		0.20			
	北木島布越崎北	0.18		0.17		0.21		0.17		0.16			
牛窓地先海域	錦海湾	0.19	0.17	0.17	0.16	0.18	0.16	0.17	0.16	0.19	0.17	○	0.3以下
	前島南西	0.17		0.16		0.16		0.15		0.17			
	前島東南	0.16		0.15		0.15		0.15		0.15			
播磨灘北西部	長島西南沖	0.17	0.17	0.17	0.16	0.16	0.16	0.15	0.16	0.17	0.17	○	0.3以下
	大多府島東南沖	0.17		0.15		0.16		0.16		0.16			
	鹿久居島東沖	0.18		0.16		0.17		0.16		0.17			

(2) 全りん(湖沼1水域2環境基準点、海域8水域21環境基準点)

水域名	地点名	水質(全りん:年間平均値)(mg/L)										環境基準 (mg/L)	
		H30		R1		R2		R3		R4			
児島湖	湖心	0.17		0.18		0.21		0.20		0.17		×	0.1以下
	樋門	0.15		0.17		0.19		0.19		0.17			
水島港区	水島港口部	0.030	0.030	0.032	0.032	0.033	0.033	0.035	0.035	0.030	0.030	○	0.05以下
水島地先海域	玉島港沖合	0.026	0.027	0.031	0.030	0.036	0.034	0.036	0.034	0.028	0.028	○	0.03以下
	上水島北	0.028		0.030		0.033		0.035		0.030			
	濃地諸島東	0.027		0.028		0.032		0.031		0.027			
児島湾	九蟠沖	0.063	0.056	0.066	0.059	0.061	0.056	0.066	0.059	0.064	0.059	○	0.09以下
	向小串沖	0.048		0.052		0.050		0.052		0.054			
児島湾沖	児島湾口沖	0.036	0.034	0.034	0.031	0.031	0.033	0.044	0.034	0.035	0.032	×	0.03以下
	出崎東沖	0.035		0.031		0.034		0.030		0.034			
	銚島沖合	0.031		0.028		0.034		0.028		0.029			
備讃瀬戸(イ)	久須美鼻東	0.027	0.028	0.028	0.028	0.030	0.031	0.032	0.030	0.028	0.028	○	0.03以下
	大槌島北	0.029		0.027		0.031		0.028		0.028			
備讃瀬戸(ロ)	網代諸島沖	0.025	0.029	0.028	0.029	0.033	0.035	0.033	0.034	0.027	0.030	○	0.03以下
	神島御崎沖	0.031		0.031		0.038		0.038		0.033			
	青佐鼻沖	0.034		0.032		0.039		0.034		0.031			
	北木島布越崎北	0.026		0.026		0.031		0.030		0.028			
牛窓地先海域	錦海湾	0.030	0.027	0.032	0.029	0.033	0.030	0.031	0.028	0.029	0.027	○	0.03以下
	前島南西	0.026		0.029		0.031		0.027		0.027			
	前島東南	0.024		0.025		0.027		0.025		0.025			
播磨灘北西部	長島西南沖	0.027	0.026	0.029	0.026	0.030	0.029	0.027	0.027	0.028	0.026	○	0.03以下
	大多府島東南沖	0.025		0.024		0.028		0.027		0.025			
	鹿久居島東沖	0.025		0.025		0.029		0.027		0.025			

(備考) 1) 「○」は、環境基準が達成された水域を示す。「×」は、環境基準が達成されていない水域を示す。

2) 全窒素及び全りんについては、水域内に複数の環境基準点がある場合、湖沼については全ての環境基準点において環境基準に適合している場合に、海域については各環境基準点における表層の年間平均値を、当該水域内の全ての基準点について平均した値が環境基準に適合している場合に、当該水域が環境基準を達成しているものと判断する。

全亜鉛、ノニルフェノール及びLASの測定結果

(1)全亜鉛(海域3水域6環境基準点)

水域名	地点名	水質(全亜鉛:年間平均値)(mg/L)					環境基準(mg/L)	
		H30	R1	R2	R3	R4		
備讃瀬戸	水島港口部	0.004	0.004	0.003	0.002	0.004	○	0.02以下
	神島御崎沖	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001		
備讃瀬戸(イ)	網代諸島沖	0.001	0.001	0.001	0.003	0.002	○	0.01以下
	青佐鼻沖	0.001	0.002	0.002	0.001	0.001		
	久須美鼻東	0.002	0.001	0.001	<0.001	0.002		
播磨灘北西部(イ)	鹿久居島東沖	0.001	0.001	<0.001	0.001	0.001	○	0.01以下

(2)ノニルフェノール(海域3水域6環境基準点)

水域名	地点名	水質(ノニルフェノール:年間平均値)(mg/L)					環境基準(mg/L)	
		H30	R1	R2	R3	R4		
備讃瀬戸	水島港口部	<0.00006	<0.00006	<0.00006	<0.00006	<0.00006	○	0.001以下
	神島御崎沖	<0.00006	<0.00006	<0.00006	<0.00006	<0.00006		
備讃瀬戸(イ)	網代諸島沖	<0.00006	<0.00006	<0.00006	<0.00006	<0.00006	○	0.0007以下
	青佐鼻沖	<0.00006	<0.00006	<0.00006	<0.00006	<0.00006		
	久須美鼻東	<0.00006	<0.00006	<0.00006	<0.00006	<0.00006		
播磨灘北西部(イ)	鹿久居島東沖	<0.00006	<0.00006	<0.00006	<0.00006	<0.00006	○	0.0007以下

(3)LAS(海域3水域6環境基準点)

水域名	地点名	水質(LAS:年間平均値)(mg/L)					環境基準(mg/L)	
		H30	R1	R2	R3	R4		
備讃瀬戸	水島港口部	<0.0006	<0.0006	0.0006	0.0006	<0.0006	○	0.01以下
	神島御崎沖	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006		
備讃瀬戸(イ)	網代諸島沖	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	○	0.006以下
	青佐鼻沖	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006		
	久須美鼻東	<0.0006	<0.0006	0.0007	<0.0006	<0.0006		
播磨灘北西部(イ)	鹿久居島東沖	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	○	0.006以下

(備考) 1) 「○」は、環境基準が達成された水域を示す。「×」は、環境基準が達成されていない水域を示す。

2) 複数の環境基準点を持つ水域においては、当該水域内の全ての環境基準点において、環境基準に適合している場合に、当該水域が環境基準を達成しているものと判断する。

その他の生活環境項目の測定結果(環境基準適合率)

(単位：%)

	年度	河川								小計
		高梁川	旭川	吉井川	笹ヶ瀬川	倉敷川	高屋川	里見川	伊里川	
pH	H30	82.4	92.9	95.6	100.0	86.7	100.0	66.7	83.3	89.8
	R1	83.6	94.2	97.8	97.2	86.7	94.4	61.1	88.9	90.8
	R2	82.7	95.4	98.1	100.0	91.1	88.9	44.4	88.9	91.1
	R3	82.4	91.7	97.0	95.8	85.6	88.9	61.1	77.8	89.2
	R4	83.6	94.6	95.9	93.1	87.8	100.0	50.0	66.7	89.8
DO	H30	97.5	98.8	98.9	98.6	96.7	61.1	100.0	100.0	97.6
	R1	97.8	95.4	97.0	88.9	96.7	61.1	100.0	100.0	95.8
	R2	97.5	97.9	97.8	100.0	97.8	66.7	100.0	100.0	97.4
	R3	97.2	99.2	99.3	98.6	100.0	72.2	100.0	100.0	98.2
	R4	98.1	95.8	97.8	90.3	100.0	66.7	100.0	100.0	96.6
SS	H30	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
	R1	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
	R2	100.0	100.0	100.0	100.0	98.9	100.0	100.0	100.0	99.9
	R3	100.0	100.0	99.6	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	99.9
	R4	100.0	99.6	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	99.9
大腸菌群数	H30	55.3	39.6	59.6	50.0	-	11.1	-	83.3	52.1
	R1	66.0	55.9	66.7	51.4	-	11.1	-	77.8	61.8
	R2	62.6	47.3	58.5	52.8	-	22.2	-	77.8	56.4
	R3	59.4	49.5	54.8	59.7	-	5.6	-	88.9	55.2
大腸菌数	R4	99.7	94.6	97.8	100.0	-	94.4	-	100.0	97.8

(単位：%)

	年度	湖沼	海域					小計	河川、湖沼、海域の合計
		児島湖	水島	児島湾	備讃瀬戸	牛窓地先	播磨灘北西部		
pH	H30	44.4	96.7	88.1	99.5	100.0	97.3	95.0	90.5
	R1	48.6	95.9	82.7	100.0	100.0	99.1	93.4	90.4
	R2	58.3	95.5	87.1	96.5	100.0	97.3	93.6	91.0
	R3	56.9	88.1	85.6	98.0	96.7	100.0	91.6	89.1
	R4	65.3	96.7	80.6	100.0	100.0	100.0	93.0	90.3
DO	H30	100.0	91.8	86.7	68.5	76.7	80.0	82.5	91.0
	R1	100.0	93.0	88.1	65.5	68.3	72.7	81.2	89.4
	R2	98.6	88.9	88.5	61.5	75.0	76.4	80.2	89.8
	R3	100.0	89.3	88.1	63.0	76.7	72.7	80.2	90.2
	R4	100.0	93.9	91.7	67.5	73.3	77.3	83.9	91.1
SS	H30	37.5	-	-	-	-	-	-	96.0
	R1	47.2	-	-	-	-	-	-	96.6
	R2	40.3	-	-	-	-	-	-	96.1
	R3	69.4	-	-	-	-	-	-	97.9
	R4	36.1	-	-	-	-	-	-	95.8
大腸菌群数	H30	-	100.0	95.7	99.4	100.0	100.0	99.0	68.3
	R1	-	100.0	97.8	100.0	100.0	100.0	99.6	74.8
	R2	-	91.2	97.8	95.5	100.0	100.0	97.2	69.4
	R3	-	100.0	96.7	100.0	100.0	100.0	99.3	69.2
大腸菌数	R4	-	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	98.5
油分	H30	-	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
	R1	-	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
	R2	-	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
	R3	-	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
	R4	-	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

(注) 環境基準適合率とは、環境基準類型のあてはめられた水域における「環境基準に適合する検体数/総検体数」を表す。(検体数には、水域内の類型指定のある補助地点の検体数も含まれる。)

要監視項目の指針値超過状況

項目名	項目別 測定地点数	指針値 超過地点数	指針値
(人の健康の保護に関する項目)			
クロロホルム	33 (河川15, 海域18)	0	0.06 mg/L以下
トランス-1, 2-ジクロロエチレン	〃	0	0.04 mg/L以下
1, 2-ジクロロプロパン	〃	0	0.06 mg/L以下
p-ジクロロベンゼン	〃	0	0.2 mg/L以下
イソキサチオン	〃	0	0.008 mg/L以下
ダイアジノン	〃	0	0.005 mg/L以下
フェニトロチオン(MEP)	〃	0	0.003 mg/L以下
イソプロチオラン	〃	0	0.04 mg/L以下
オキシシン銅(有機銅)	〃	0	0.04 mg/L以下
クロロタロニル(TPN)	〃	0	0.05 mg/L以下
プロピザミド	〃	0	0.008 mg/L以下
o-エチル=0-4-ニトロフェニル=フェニルホスホノチオアート(EPN)	45 (河川19, 湖沼2, 海域24)	0	0.006 mg/L以下
ジクロロボス(DDVP)	33 (河川15, 海域18)	0	0.008 mg/L以下
フェノブカルブ(BPMC)	〃	0	0.03 mg/L以下
イプロベンホス(IBP)	〃	0	0.008 mg/L以下
クロルニトロフェン(CNP)	〃	-	指針値なし
トルエン	〃	0	0.6 mg/L以下
キシレン	〃	0	0.4 mg/L以下
フタル酸ジエチルヘキシル	24 (河川13, 海域11)	0	0.06 mg/L以下
ニッケル	〃	-	指針値なし
モリブデン	〃	0	0.07 mg/L以下
アンチモン	〃	0	0.02 mg/L以下
塩化ビニルモノマー	〃	0	0.002 mg/L以下
エピクロロヒドリン	〃	0	0.0004mg/L以下
全マンガン	〃	0	0.2 mg/L以下
ウラン	26 (河川13, 海域13)	9*	0.002 mg/L以下
ペルフルオロオクタンスルホン酸及びペルフルオロオクタノ酸	〃	0	0.000050mg/L以下
(水生生物の保全に関する項目)			
クロロホルム(再掲)	33 (河川15, 海域18)	0	0.006~3 mg/L以下
フェノール	24 (河川13, 海域11)	0	0.01~2 mg/L以下
ホルムアルデヒド	〃	0	0.03~1 mg/L以下
4-t-オクチルフェノール	〃	0	0.0004~0.004 mg/L以下
アニリン	〃	0	0.02~0.1 mg/L以下
2, 4-ジクロロフェノール	〃	0	0.003~0.03 mg/L以下

※ 検出濃度の最大値は0.0027mg/L(検出地点は全て海域)

環境基準の評価方法等

1 健康項目の達成状況の評価

基準値は主として長期的摂取に伴う健康影響を考慮して算定された値であることから、環境基準の達成状況の評価については、一部の項目を除き、同一地点における年間の総検体の測定値の平均値（年間平均値）が基準値以下であることをもって、環境基準を達成しているものと判断する。（全シアンについては最高値が基準値以下であること、総水銀については環境基準超過検体数が総検体数の37%未満であること、アルキル水銀及びPCBについては全ての測定値が不検出であることをもって、環境基準を達成しているものと判断する。）

2 環境基準の達成水域

(1) BOD、COD

ア 類型指定された水域の環境基準点における水質（BOD又はCOD）の75%値が環境基準に適合している場合に、当該水域が環境基準を達成しているものと判断する。

（注）75%値とは、年間のn個の日間平均値の全データをその小さいものから順に並べたとき、 $0.75 \times n$ 番目（整数でない場合は、端数を切り上げた整数番目）にくるデータをいう。

イ 複数の環境基準点が存在する水域においては、全ての環境基準点において環境基準に適合している場合に、当該水域が環境基準を達成しているものと判断する。

(2) 湖沼の全窒素及び全りん

ア 類型指定された水域の環境基準点における水質の年間平均値が環境基準に適合している場合に、当該水域が環境基準を達成しているものと判断する。

イ 複数の環境基準点が存在する水域においては、全ての環境基準点において環境基準に適合している場合に、当該水域が環境基準を達成しているものと判断する。

(3) 海域の全窒素及び全りん

ア 類型指定された水域の環境基準点における表層の年間平均値が環境基準に適合している場合に、当該水域が環境基準を達成しているものと判断する。

イ 複数の環境基準点が存在する水域においては、各環境基準点における表層の年間平均値を、当該水域内の全ての環境基準点について平均した値が環境基準に適合している場合に、当該水域が環境基準を達成しているものと判断する。

(4) 全亜鉛、ノニルフェノール及びLAS

ア 類型指定された水域の環境基準点における水質の年間平均値が環境基準に適合している場合に、当該水域が環境基準を達成しているものと判断する。

イ 複数の環境基準点が存在する水域においては、全ての環境基準点において環境基準に適合している場合に、当該水域が環境基準を達成しているものと判断する。

(参考)

瀬戸内海の水質に係る環境基準達成状況について

瀬戸内海の水質に係る主要な環境基準項目である COD（化学的酸素要求量）、全窒素及び全りんの水質基準達成状況は次のとおりである。

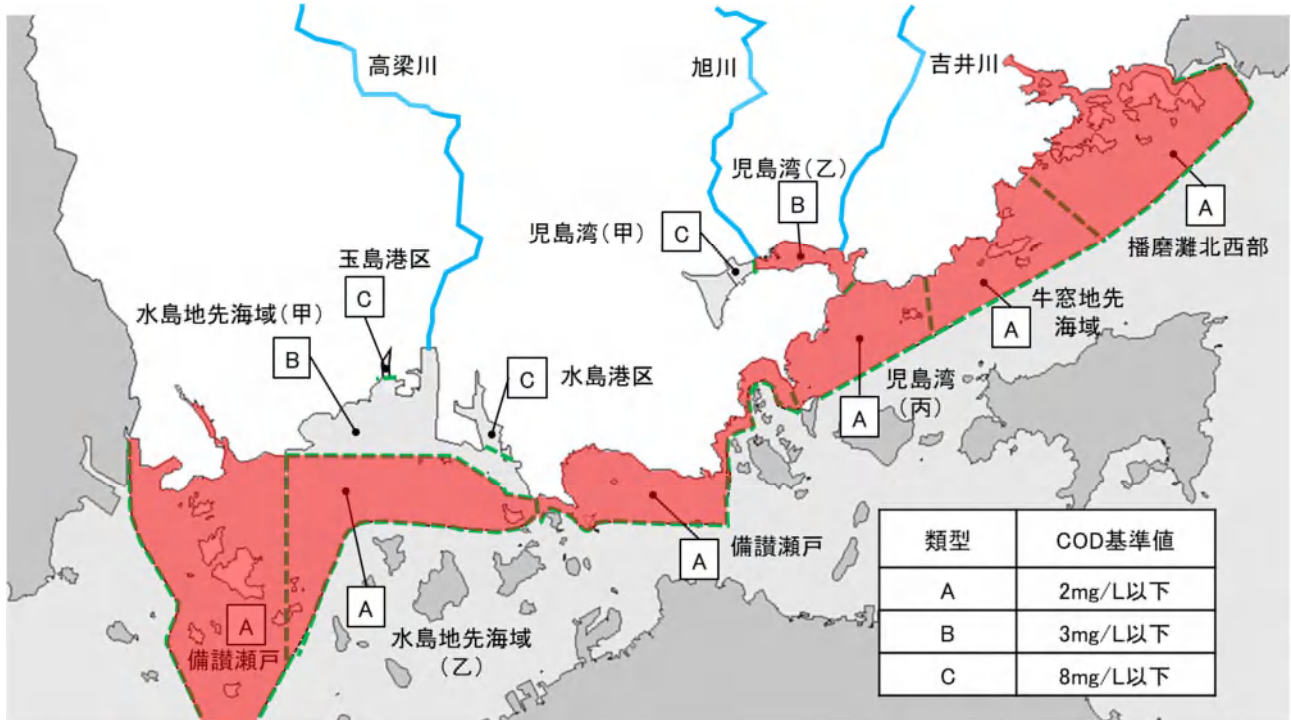
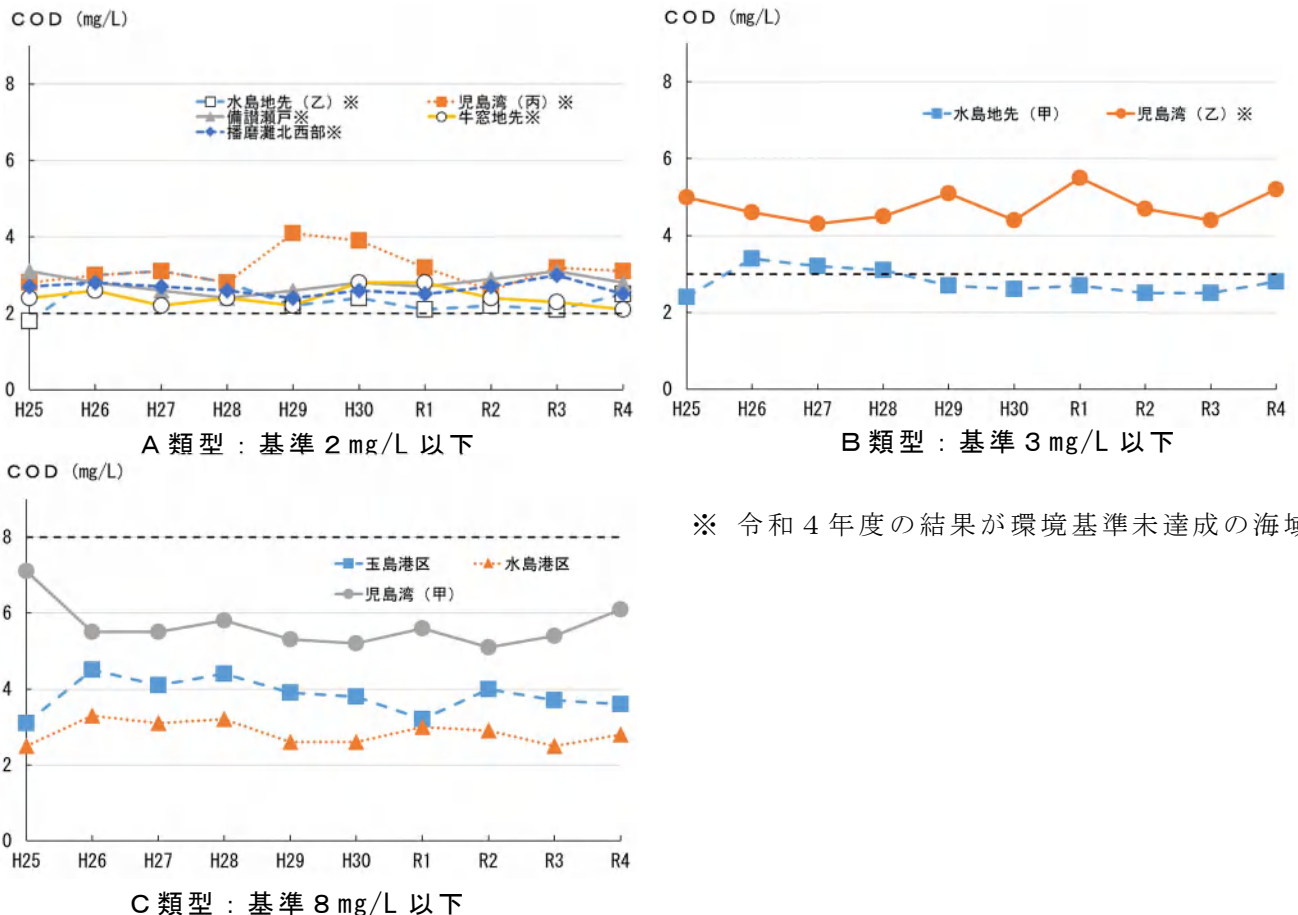


図1 海域の区分と環境基準（COD）達成状況
（塗りつぶし部分が基準未達成海域）



※ 令和 4 年度の結果が環境基準未達成の海域

図2 類型別の海域におけるCODの経年変化

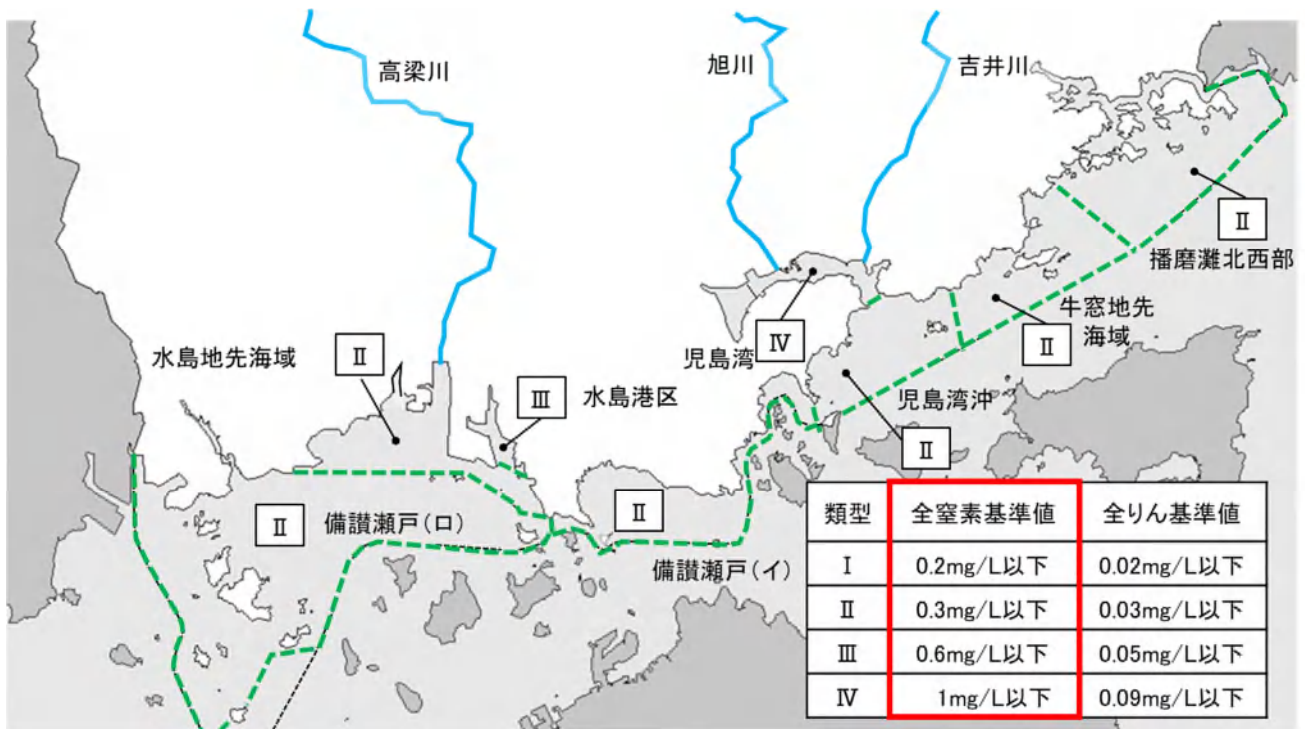


図3 海域の区分と環境基準（全窒素）達成状況
（全海域で基準達成）

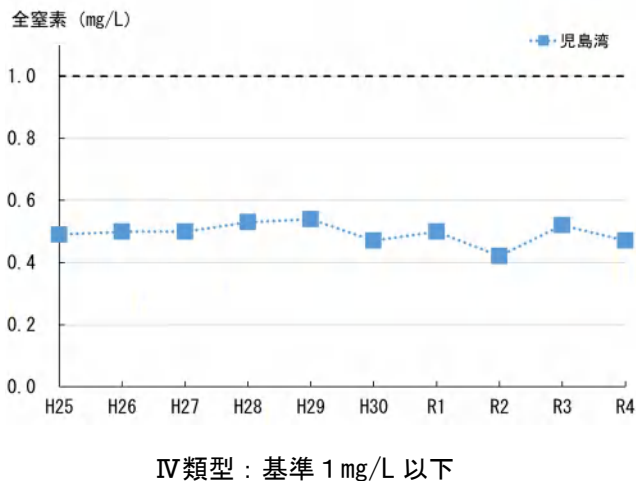
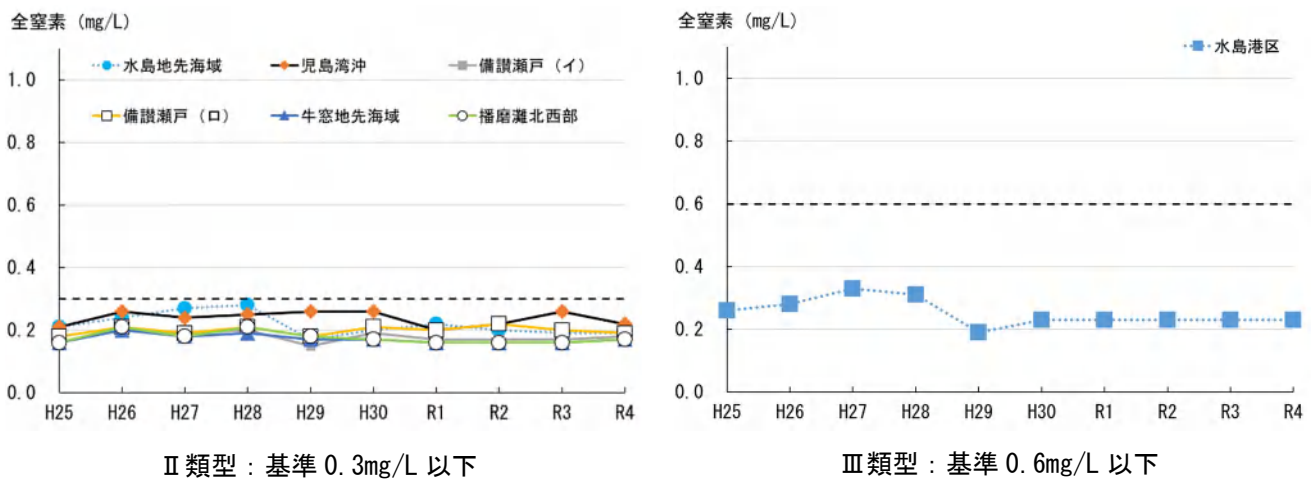


図4 類型別の海域における全窒素の経年変化

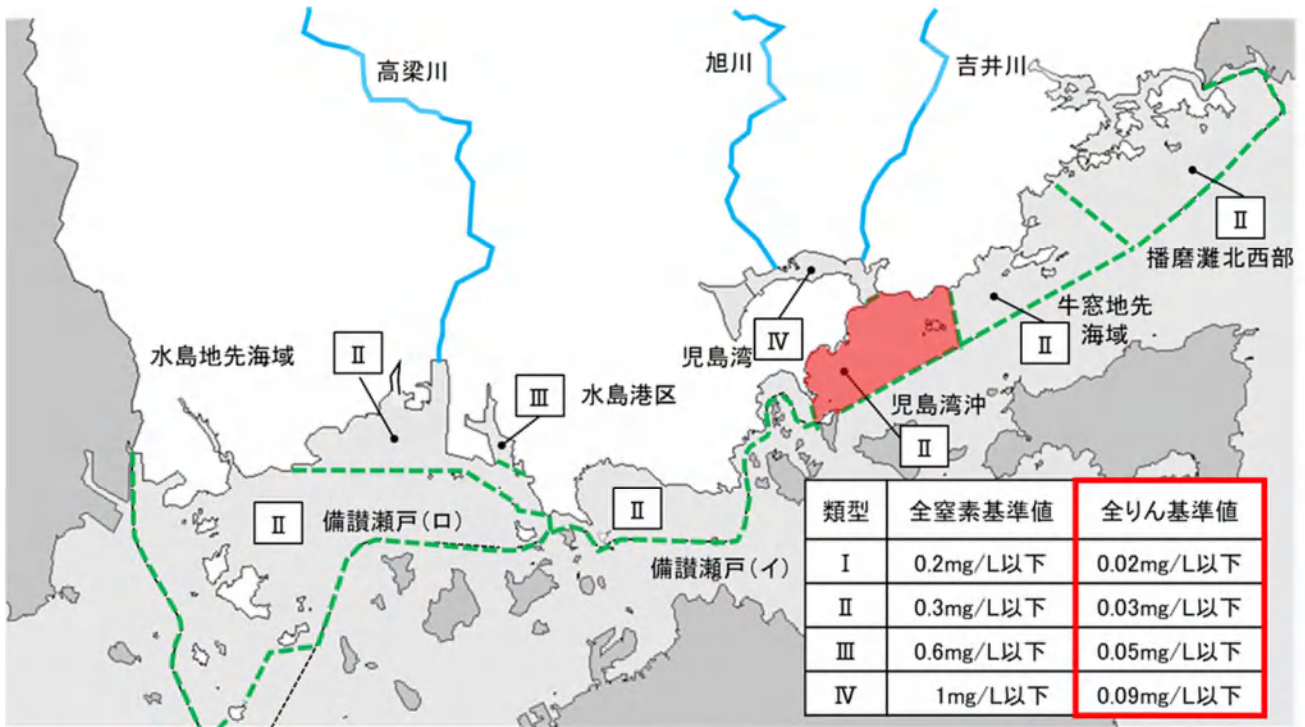


図5 海域の区分と環境基準（全りん）達成状況
（塗りつぶし部分が基準未達成海域）

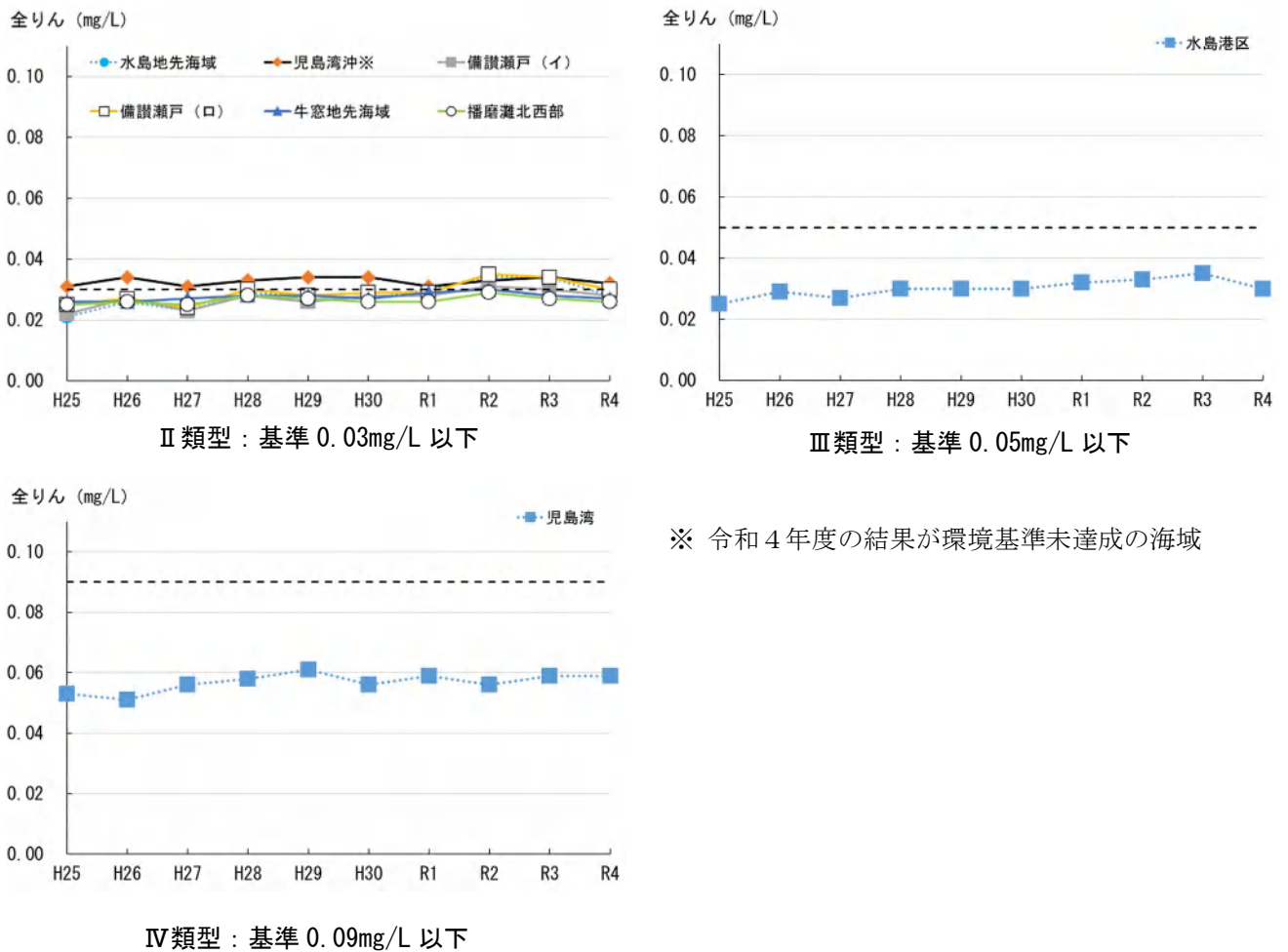


図6 類型別の海域における全りんの経年変化

令和4年度地下水の水質測定結果について

1 内容

水質汚濁防止法第15条の規定により、地下水の水質の汚濁の状況を把握するため、岡山市及び倉敷市と協力して、測定を実施した。

(1) 対象項目

地下水の水質汚濁に係る環境基準が定められている環境基準項目(カドミウム等28項目)及び要監視項目(クロロホルム等25項目)

(2) 測定方法

表1のとおり、県内31地点において概況調査を行うとともに、過去にトリクロロエチレン等による汚染が確認された3地点で継続監視調査を行った。測定項目及び頻度については、表2のとおりである。

表1 測定地点の内訳

区分	県	岡山市	倉敷市	計
概況調査	19	6	6	31
継続監視調査	2	0	1	3
合計	21	6	7	34

表2 測定項目及び頻度

区分	測定項目	測定頻度
概況調査	環境基準項目及び要監視項目	年1回
継続監視調査	過去に超過した環境基準項目(関連する環境基準項目を含む。)	年1~2回

2 結果

(1) 概況調査

31地点のうち3地点で環境基準を超過した。超過地点及び超過項目については表3のとおりである。

表3 環境基準超過地点及び超過項目

超過地点	超過項目
美作市位田	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素
岡山市東区瀬戸町万富	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素
岡山市東区竹原	クロロエチレン

(2) 継続監視調査

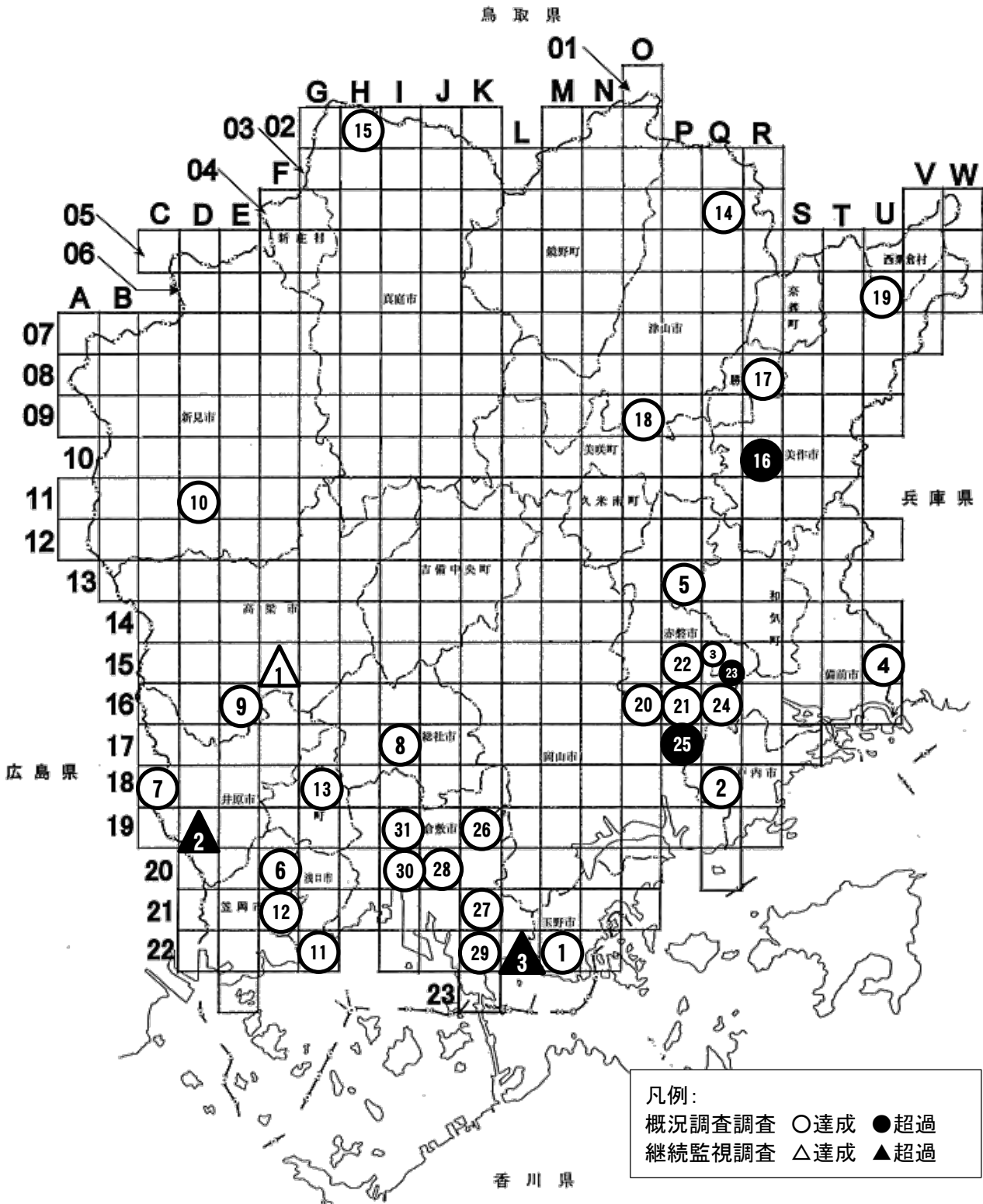
3地点のうち2地点で、依然として調査対象物質が環境基準を超過していた。

3 今後の対応

概況調査で環境基準を超過した3地点のうち、2地点(美作市位田、岡山市東区瀬戸町万富)は、飲用に供さないよう指導済みであることや、周辺調査により施肥由来と判断されることから調査を終了し、1地点(岡山市東区竹原)は継続監視調査に移行する。

継続監視調査を行った3地点は、引き続き調査を継続する。

地下水環境基準達成狀況図



地下水測定項目

環境基準項目	環境基準で定めている人の健康の保護に係る項目
<p>カドミウム、全シアン、鉛、六価クロム、ヒ素、総水銀、アルキル水銀、ポリ塩化ビフェニル、ジクロロメタン、四塩化炭素、クロロエチレン（塩化ビニルモノマー）、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素、ふっ素、ほう素、1,4-ジオキサン（以上28項目）</p>	

要監視項目	人の健康の保護に関連する物質ではあるが、現時点では直ちに環境基準項目とせず引き続き知見の集積に努めるべき項目
<p>クロロホルム、1,2-ジクロロプロパン、p-ジクロロベンゼン、イソキサチオン、ダイアジノン、フェニトロチオン、イソプロチオラン、オキシシン銅、クロロタロニル、プロピザミド、o-エチル-o-4-ニトロフェニル=フェニルホスホノチオアート、ジクロロボス、フェノブカルブ、イプロベンホス、クロルニトロフェン、トルエン、キシレン、フタル酸ジエチルヘキシル、ニッケル、モリブデン、アンチモン、エピクロロヒドリン、全マンガン、ウラン、ペルフルオロオクタンスルホン酸及びペルフルオロオクタン酸（以上25項目）</p>	

概況調査の測定結果

(単位:mg/L)

番号	メッシュ番号	所在地	用途	環境基準														項目				要監視項目	測定機関								
				カドミウム	全シンアン	鉛	六価クロム	ひ素	総水銀	アルキル水銀	P C B	ジクロロメタン	(塩化ビニルモノマー)	四塩化炭素	1,2-ジクロロエタン	1,1,1-トリクロロエタン	1,1,2-トリクロロエタン	トリクロロエチレン	テトラクロロエチレン	1,3-ジクロロプロペン	チウラム			シマジン	チオベンカルブ	ベンゼン	セレン	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	ふっ素	ほう素	1,4-ジオキサン
			環境基準	0.003	N.D.	0.01	0.005	N.D.	N.D.	0.02	0.002	0.002	0.004	0.1	0.04	1	0.006	0.01	0.01	0.002	0.008	0.003	0.02	0.01	0.01	10	0.8	1	0.05		
			報告下限	0.0003	0.1	0.005	0.0005	0.0005	0.002	0.002	0.0002	0.0004	0.002	0.004	0.004	0.004	0.0006	0.001	0.0005	0.0002	0.0006	0.0003	0.002	0.002	0.03	0.08	0.03	0.005			
1	M-22	玉野市長尾	生活用水	N.D.	N.D.	0.005	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	1.0	0.14	N.D.	N.D.			岡山県
2	Q-18	瀬戸内市邑久町本庄	生活用水	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	1.1	0.08	N.D.	N.D.			"
3	Q-15	赤磐市吉原	生活用水	N.D.	N.D.	0.005	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	2.8	N.D.	N.D.	N.D.			"
4	U-15	備前市三石	生活用水	N.D.	N.D.	0.005	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	0.63	0.08	N.D.	N.D.			"
5	P-13	和気町小坂	一般飲用	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	2.5	0.13	N.D.	N.D.			"
6	F-20	笠岡市尾坂	その他	N.D.	N.D.	0.008	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	1.0	N.D.	N.D.	N.D.			"
7	C-18	井原市芳井町川相	生活用水	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	8.8	N.D.	0.03	N.D.			"
8	I-17	総社市雷原	一般飲用	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	3.6	0.14	N.D.	N.D.			"
9	E-16	高梁市川上町地頭	生活用水	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	2.6	0.09	N.D.	N.D.			"
10	D-11	新見市哲多町成松	生活用水	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	1.3	N.D.	N.D.	N.D.	検出無し		"
11	G-22	浅口市香島町	生活用水	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	2.6	0.08	0.11	N.D.			"
12	F-21	里庄町大字里見	生活用水	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	6.8	0.36	N.D.	N.D.			"
13	G-18	矢掛町真川面	一般飲用	N.D.	N.D.	0.005	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	0.46	0.24	N.D.	N.D.			"
14	Q-04	津山市阿波	生活用水	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	0.47	N.D.	N.D.	N.D.	検出無し		"
15	H-02	真庭市蒜山湯船	その他	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	0.28	N.D.	N.D.	N.D.			"
16	R-10	美作市位田	生活用水	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	57	N.D.	0.07	N.D.			"
17	R-08	勝央町豊久田	生活用水	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	3.1	N.D.	N.D.	N.D.			"
18	O-09	美咲町越尾	生活用水	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	2.8	N.D.	N.D.	N.D.			"
19	U-06	西粟倉村長尾	生活用水	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	0.91	N.D.	N.D.	N.D.			"

(注) N.D.は報告下限値未満であることを示す。環境基準を越えている検体値は太字(太枠・着色)で示す。

概況調査の測定結果

(単位:mg/L)

番号	メッシュ番号	調査地点	用途	環境基準																		測定機関												
				環境			基			準			項			目																		
				カドミウム	全シアン	鉛	六価クロム	ひ素	総水銀	アルキル水銀	P C B	ジクロロメタン	四塩化炭素	(塩化ビニルモノマー)	1,2-ジクロロエタン	1,1-ジクロロエタン	1,2-ジクロロエチレン	1,1-トリクロロエタン	1,2-トリクロロエタン	トリクロロエチレン	テトラクロロエチレン	1,3-ジクロロプロペン	チウラム	シマジン	チオベンカルブ	ベンゼン	セレン	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	ふっ素	ほう素	1,4-ジオキサン	要監視項目		
			環境基準	0.003	N.D.	0.01	0.02	0.005	0.0005	N.D.	N.D.	0.02	0.002	0.0002	0.0004	0.1	0.04	1	0.006	0.001	0.01	0.002	0.003	0.006	0.003	0.02	0.01	0.01	10	0.8	1		0.05	
			報告下限	0.0003	0.1	0.005	0.01	0.005	0.0005	0.0002	0.0004	0.0002	0.0002	0.0004	0.002	0.004	0.004	0.001	0.0006	0.001	0.0005	0.0002	0.0003	0.0006	0.0003	0.002	0.001	0.002	0.03	0.08	0.03	0.005		
20	O-16	岡山市東区瀬戸町菊山	生活用水	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.		
21	P-16	岡山市東区瀬戸町下	生活用水	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	
22	P-15	岡山市東区瀬戸町鍛冶屋	生活用水	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	
23	Q-15	岡山市東区瀬戸町万富	生活用水	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	
24	Q-16	岡山市東区西祖	生活用水	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	
25	P-17	岡山市東区竹原	生活用水	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	
26	K-19	倉敷市新田	生活用水	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	倉敷市	
27	K-21	倉敷市広江	生活用水	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	
28	J-20	倉敷市東富井	生活用水	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	
29	K-22	倉敷市児島味野	生活用水	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	
30	I-20	倉敷市玉島	生活用水	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	
31	I-19	倉敷市船穂町船穂	生活用水	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	

(注) N.D.は報告下限値未満であることを示す。環境基準を超えている検体値は太字(太枠・着色)で示す。

継続監視調査の測定結果

(単位: mg/L)

番号	メッシュ番号	調査地点	用途	環境基準													要監視項目	測定機関														
				カドミウム	全シアン	鉛	六価クロム	ひ素	総水銀	アルキル水銀	PCB	ジクロロメタン	四塩化炭素	(クロロヒンメルモノマー)	1,2-ジクロロエタン	1,1-ジクロロエチレン			1,1,1-トリクロロエタン	1,1,2-トリクロロエタン	トリクロロエチレン	テトラクロロエチレン	1,3-ジクロロプロペン	チウラム	シマジン	チオベンカルブ	ベンゼン	セレン	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	ふっ素	ほう素	1,4-ジオキサン
			環境基準	0.003	N.D.	0.01	0.02	0.01	0.0005	N.D.	N.D.	0.02	0.002	0.002	0.002	0.004	0.1	0.04	1	0.006	0.001	0.01	0.002	0.006	0.003	0.02	0.01	0.01	10	0.8	1	0.05
			報告下限	0.0003	0.1	0.005	0.01	0.005	0.0005	0.0005	0.0005	0.002	0.002	0.002	0.004	0.002	0.004	0.004	0.0005	0.0006	0.001	0.002	0.002	0.006	0.003	0.002	0.001	0.002	0.03	0.08	0.03	0.005
1	F-15	高梁市成羽町成羽	生活用水									N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	0.005	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.					岡山県
2	D-19	井原市高屋町	生活用水														N.D.	0.019														"
3	L-22	倉敷市児島唐琴	生活用水														N.D.	0.009														倉敷市

(注) N.D.は報告下限値未満であることを示す。環境基準を超えている検体値は太字(太枠・着色)で示す。

令和4年度ダイオキシン類環境測定結果について

1 内 容

ダイオキシン類対策特別措置法第26条の規定により、ダイオキシン類による環境の汚染状況を把握するため、測定を実施した。

2 測定方法

大気については、半期に1回、連続7日間のサンプリングを行い、年2回の測定値から年平均値を算出した。

公共用水域水質、公共用水域底質、地下水質及び土壌については、年1回試料を採取し、測定を実施した。

測定地点数

測定対象（媒体）	測定地点数
大気	8地点
公共用水域水質	26地点(河川20地点、海域6地点)
公共用水域底質	15地点(河川9地点、海域6地点)
地下水質	13地点
土壌	13地点

3 結 果

全ての地点で環境基準を達成した。

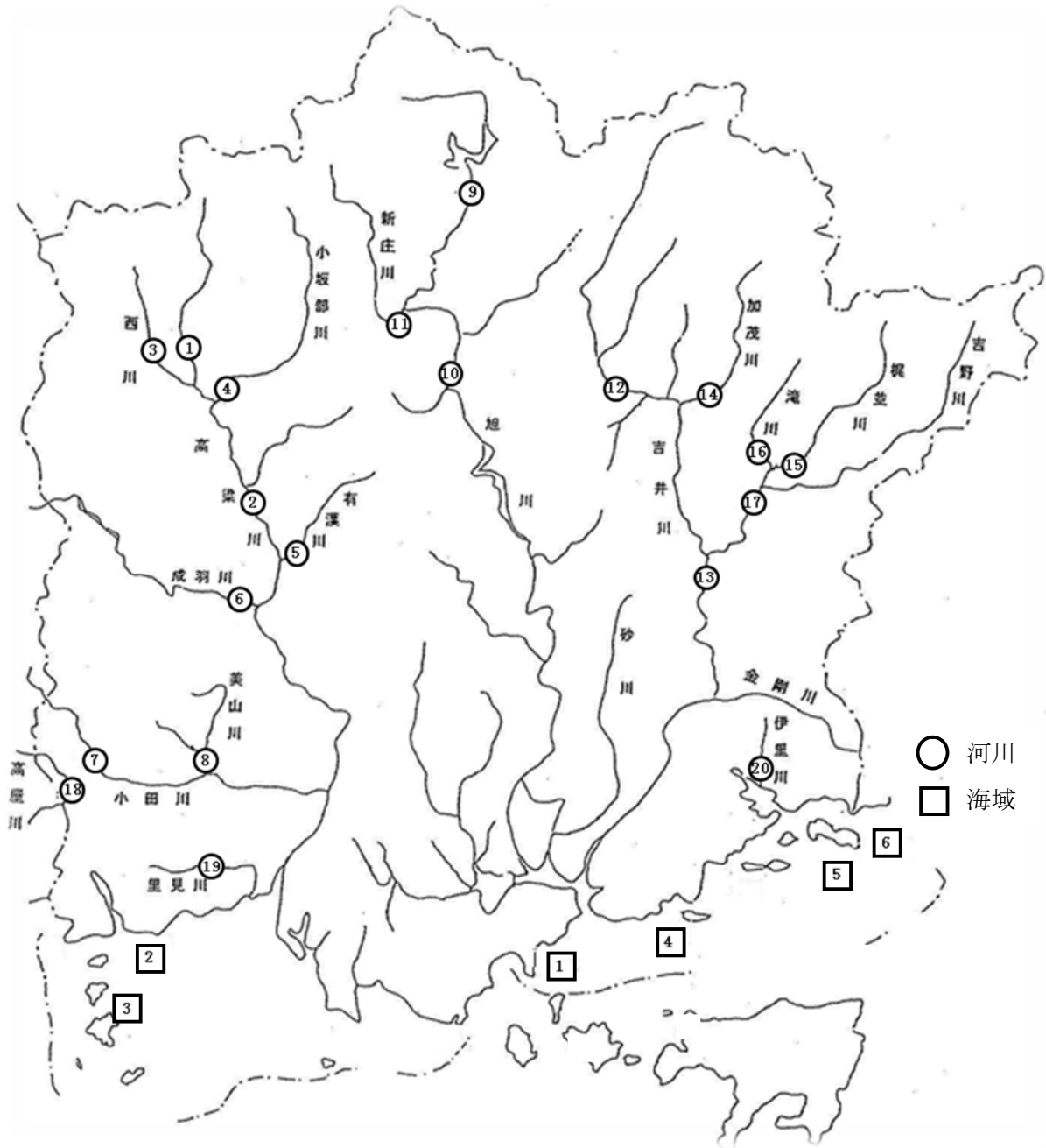
4 今後の対応

引き続き測定を実施し、ダイオキシン類による環境の汚染状況の把握に努める。

ダイオキシン類環境測定(大気)地点図



ダイオキシン類環境測定（公共用水域）地点図

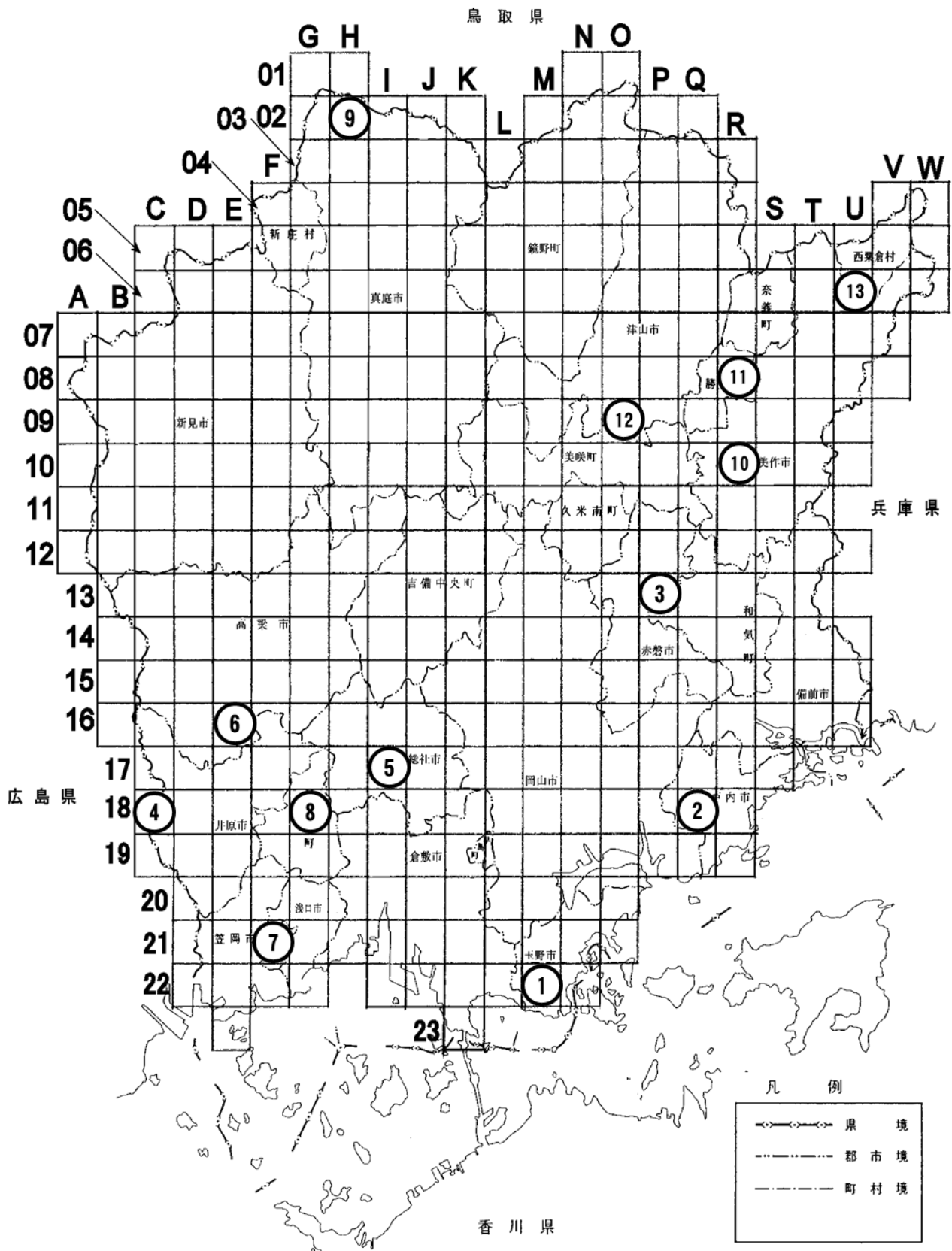


水質：全ての地点で実施

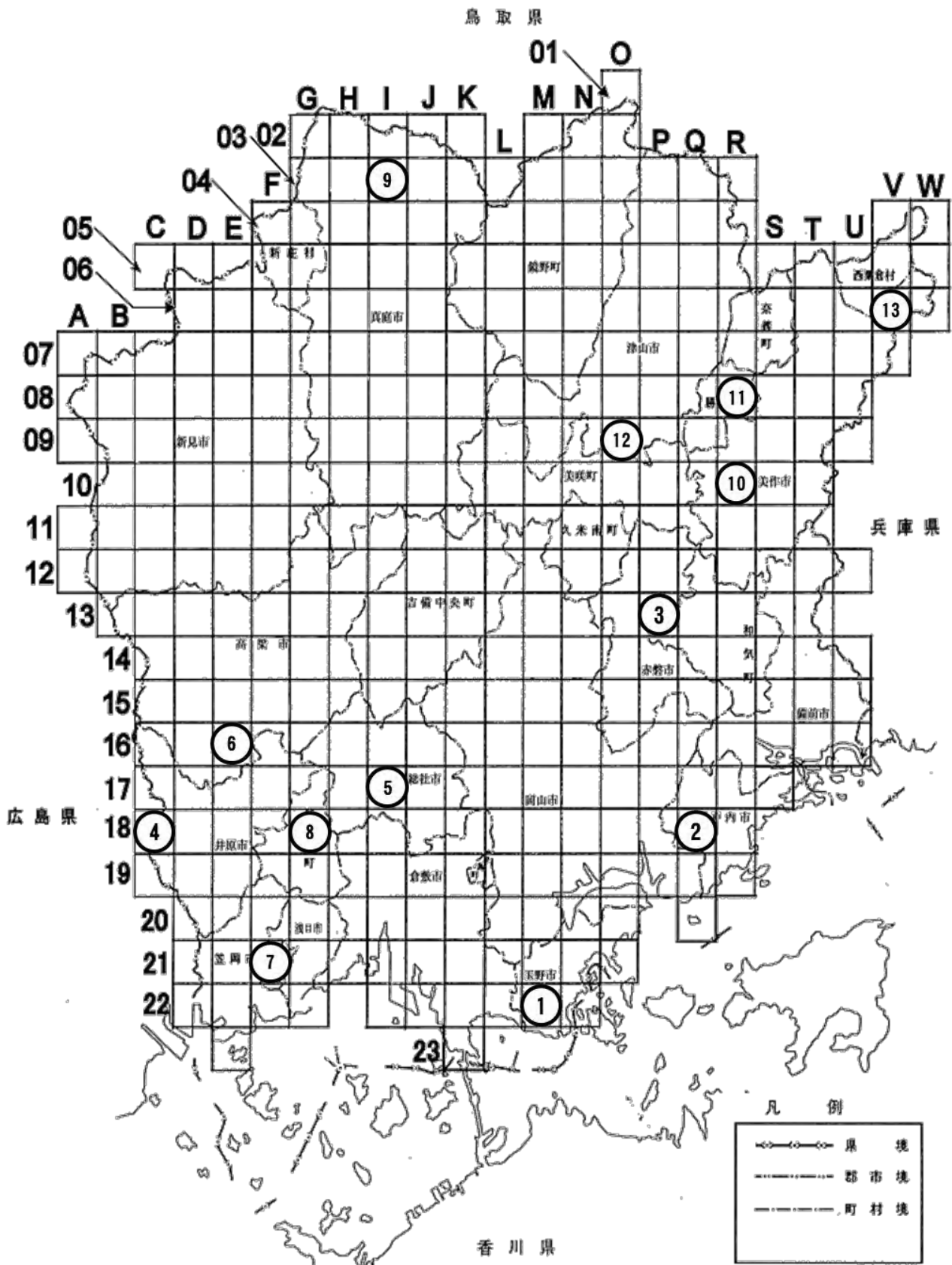
底質：河川は②⑥⑨⑩⑬⑯⑱⑳の地点で実施

海域は全ての地点で実施

ダイオキシン類環境測定(地下水)地点図



ダイオキシン類環境測定(土壌)地点図



ダイオキシン類環境測定結果の概要

環境媒体	測定地点数	平均値	濃度範囲	環境基準	単位
大気	8	0.0069	0.0035 ~ 0.013	0.6以下	pg-TEQ/m ³
公共用水域水質	26	0.054	0.017 ~ 0.28	1以下	pg-TEQ/L
公共用水域底質	15	2.9	0.055 ~ 10	150以下	pg-TEQ/g
地下水質	13	0.061	0.050 ~ 0.12	1以下	pg-TEQ/L
土壌	13	0.44	0.000025 ~ 4.6	1,000以下	pg-TEQ/g

(備考) 1 濃度範囲の数値は、大気は各地点の年2回の測定結果の平均値、その他の媒体は各地点の年1回の測定結果である。
2 「pg (ピコグラム)」は1兆分の1g、「TEQ (ティーイーキュー)」は毒性等量を示す。

ダイオキシン類環境測定結果の評価

1 大気

測定地点8地点全てで環境基準を達成しており、例年と比べ大きな変化は見られなかった。

2 公共用水域水質及び底質

測定地点水質26地点、底質15地点全てで環境基準を達成しており、例年と比べ大きな変化は見られなかった。

3 地下水質

測定地点13地点全てで環境基準を達成していた。

なお、地下水質の測定は、広域的にダイオキシン類による汚染の状況を把握するため、毎年、測定地点を変えて実施しているが、これまでの測定において、環境基準を超過した地点はなかった。

4 土壌

測定地点13地点全てで環境基準を達成していた。

なお、土壌の測定は、広域的にダイオキシン類による汚染の状況を把握するため、毎年、測定地点を変えて実施しているが、これまでの測定において、環境基準を超過した地点はなかった。

測定地点ごとのダイオキシン類測定結果

1 大気（ダイオキシン類）

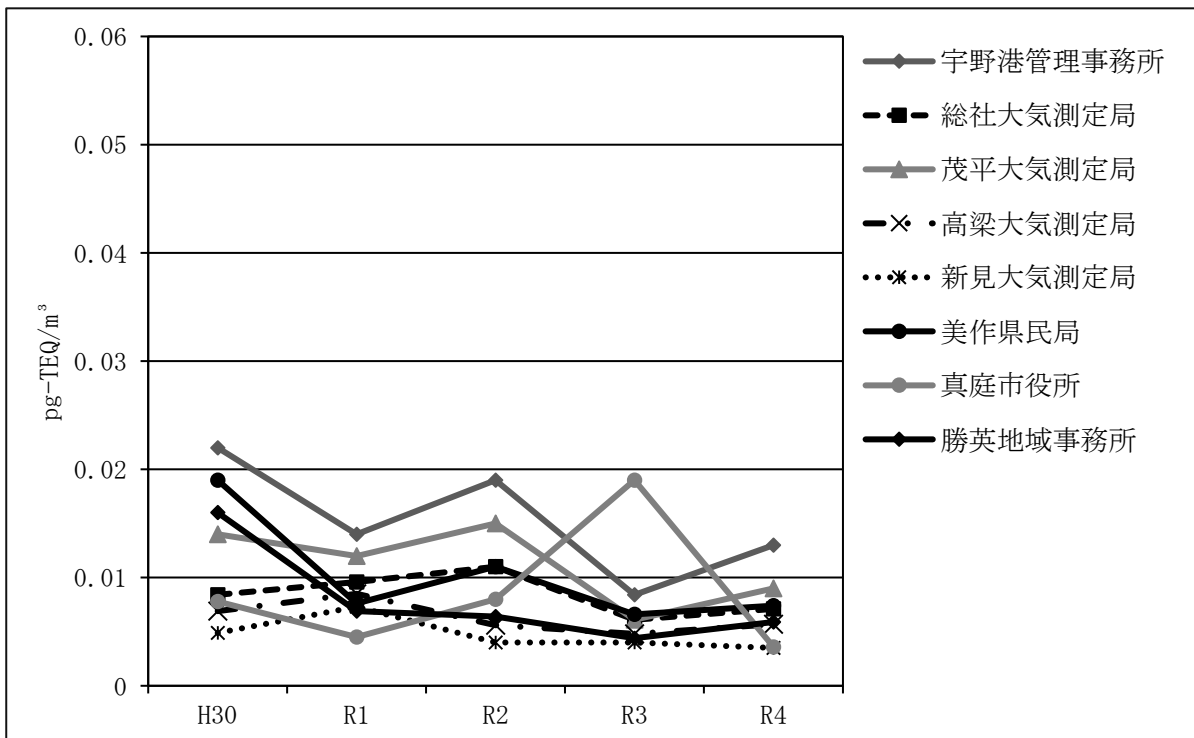
（単位：pg-TEQ/m³）

No	調査地点		夏季	冬季	平均値	環境基準
	名称	所在地				
1	宇野港管理事務所	玉野市宇野	0.014	0.011	0.013	0.6 以下
2	総社大気測定局	総社市中央	0.0090	0.0051	0.0071	
3	茂平大気測定局	笠岡市茂平	0.0080	0.010	0.0090	
4	高梁地域事務所	高梁市落合町	0.0057	0.0057	0.0057	
5	新見大気測定局	新見市金谷	0.0034	0.0036	0.0035	
6	美作県民局	津山市山下	0.0053	0.0094	0.0074	
7	真庭市役所	真庭市久世	0.0039	0.0033	0.0036	
8	勝英地域事務所	美作市入田	0.0039	0.0079	0.0059	

（備考）試料はいずれも1週間連続採取によるものである。

2 大気測定結果の経年変化（ダイオキシン類）

（環境基準：0.6pg-TEQ/m³以下）



3 公共用水域水質及び底質（ダイオキシン類）

番号	測定地点		水質 (pg-TEQ/L)		底質 (pg-TEQ/g)		
	水域名	地点名	試料採取日	結果	試料採取日	結果	
①	高梁川水域	高梁川上流	一中橋	R4. 11. 4	0. 19	—	
②		高梁川中流	中井橋	R4. 11. 4	0. 021	R4. 11. 4	0. 055
③		西川	布原橋	R4. 11. 4	0. 045	—	
④		小坂部川	巖橋	R4. 11. 4	0. 019	—	
⑤		有漢川	幡見橋	R4. 11. 4	0. 028	—	
⑥		成羽川	神崎橋	R4. 11. 4	0. 28	R4. 11. 4	0. 080
⑦		小田川上流	猪原橋	R4. 11. 4	0. 018	—	
⑧		美山川	栄橋	R4. 11. 4	0. 045	—	
⑨	旭川水域	旭川上流	湯原ダム	R4. 10. 13	0. 018	R4. 10. 13	3. 3
⑩		旭川中流	落合大橋	R4. 10. 13	0. 018	R4. 10. 13	0. 077
⑪		新庄川	大久奈橋	R4. 10. 13	0. 017	—	
⑫	吉井川水域	吉井川上流	嵯峨堰	R5. 1. 11	0. 019	—	
⑬		吉井川中・下流	周匝大橋	R5. 1. 11	0. 030	R5. 1. 11	0. 070
⑭		加茂川	加茂川橋	R5. 1. 11	0. 020	—	
⑮		梶並川	滝村堰	R5. 1. 11	0. 024	—	
⑯		滝川	三星橋	R5. 1. 11	0. 032	R5. 1. 11	0. 99
⑰	吉野川	鷺湯橋	R5. 1. 11	0. 023	—		
⑱	高屋川	滝山堰	R4. 11. 4	0. 029	R4. 11. 4	0. 12	
⑲	里見川	鴨方川合流点	R4. 11. 4	0. 16	R4. 11. 4	0. 10	
⑳	伊里川	浜の川橋	R5. 1. 11	0. 021	R5. 1. 11	0. 37	
1	海域	児島湾（丙）	出崎東沖	R4. 10. 20	0. 058	R4. 10. 20	3. 5
2		備讃瀬戸	青佐鼻沖	R4. 11. 8	0. 057	R4. 11. 8	6. 2
3			北木島布越崎北	R4. 11. 8	0. 051	R4. 11. 8	4. 2
4		牛窓地先海域	前島南西	R4. 10. 14	0. 056	R4. 10. 14	6. 8
5		播磨灘北西部	大多府島東南沖	R4. 10. 14	0. 063	R4. 10. 14	8. 2
6			鹿久居島東沖	R4. 10. 14	0. 059	R4. 10. 14	10

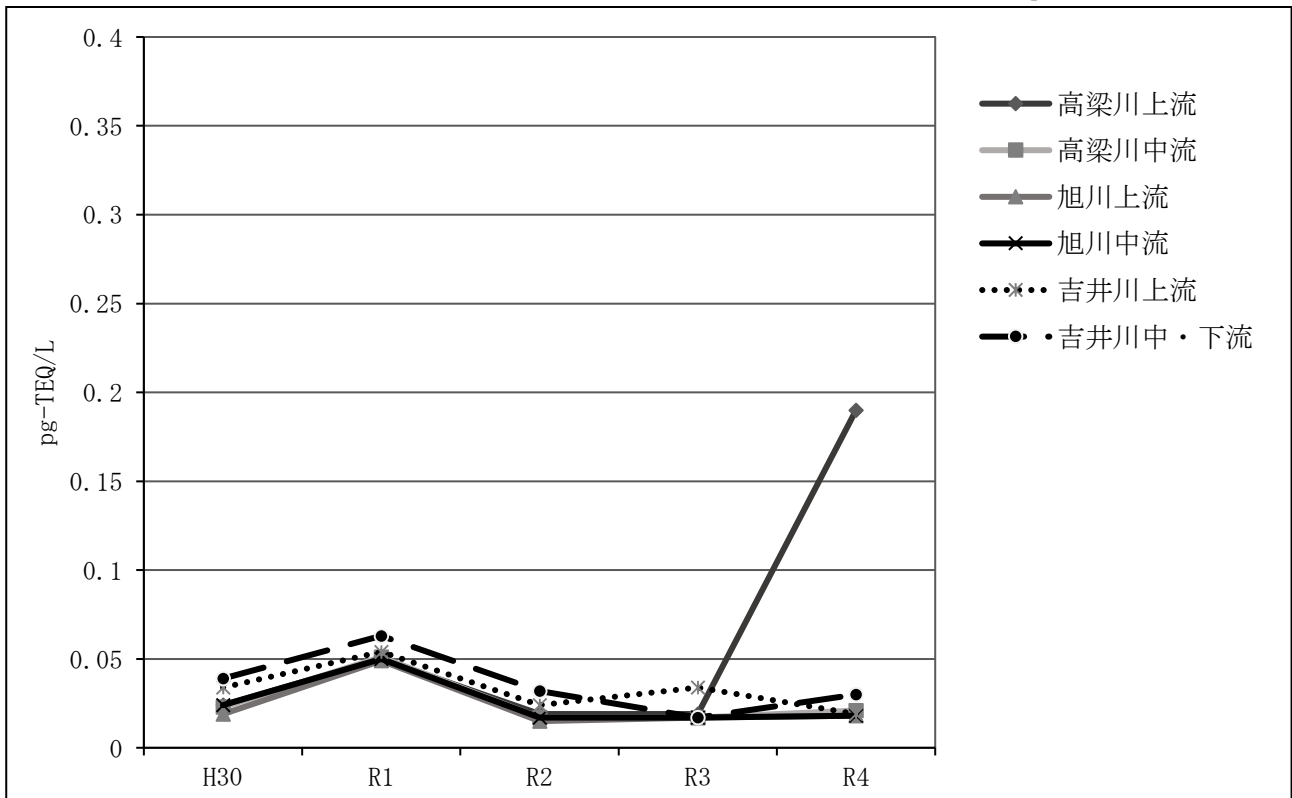
(備考) 1 水質の環境基準は1 pg-TEQ/L 以下（年平均値）

2 底質の環境基準は150pg-TEQ/g 以下

4 公共用水域測定結果の経年変化（ダイオキシン類）

(1) 水質（河川）

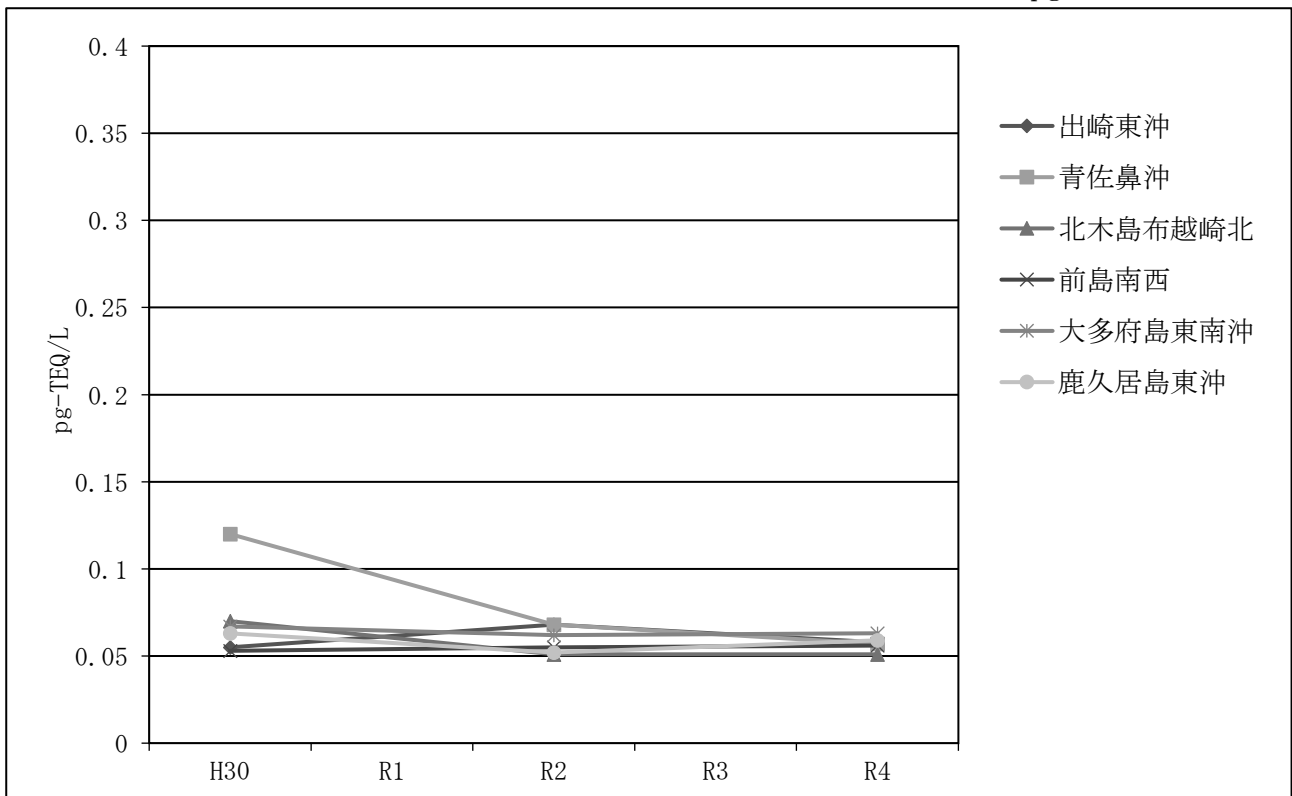
（環境基準 1 pg-TEQ/L 以下）



※グラフは、測定地点のうち代表的な地点を抜粋して表示している。

(2) 水質（海域）

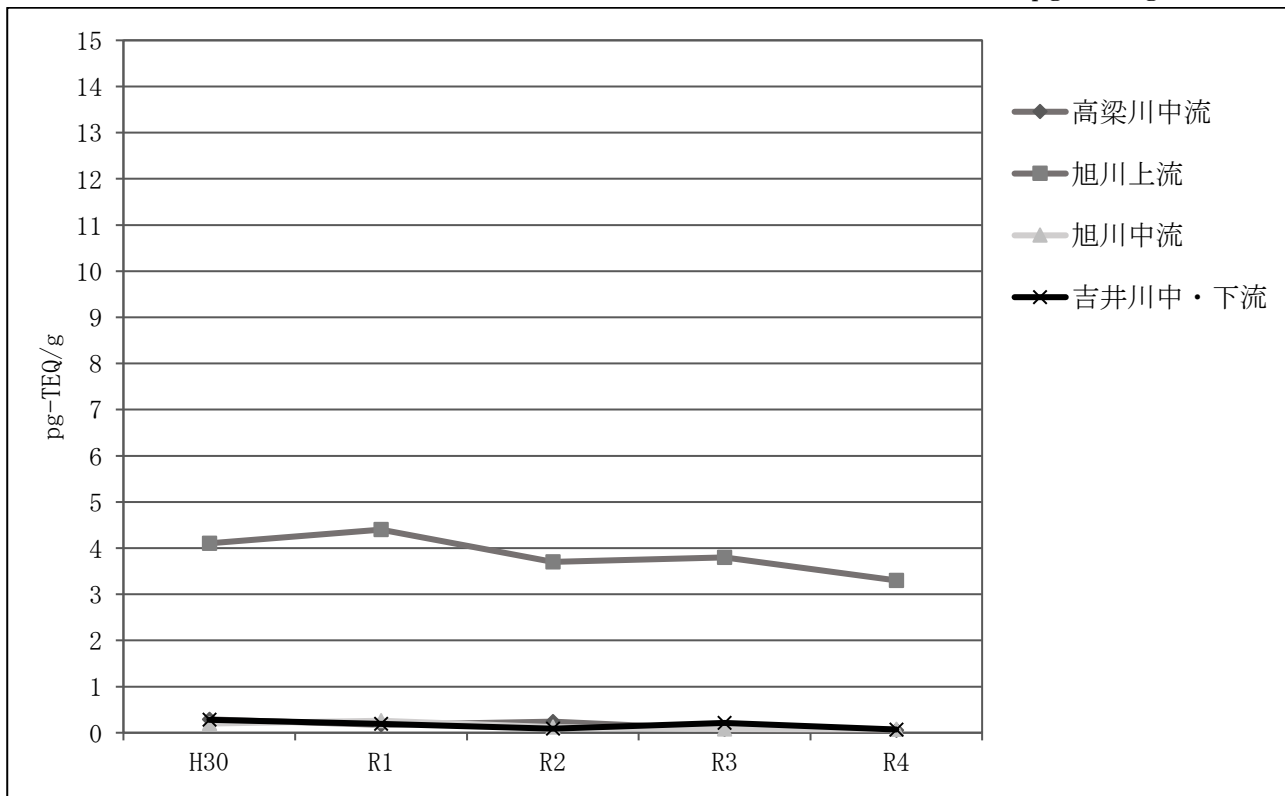
（環境基準 1 pg-TEQ/L 以下）



※平成 23 年度から海域 11 地点を 2 年で一巡するよう測定を実施している。

(3) 底質 (河川)

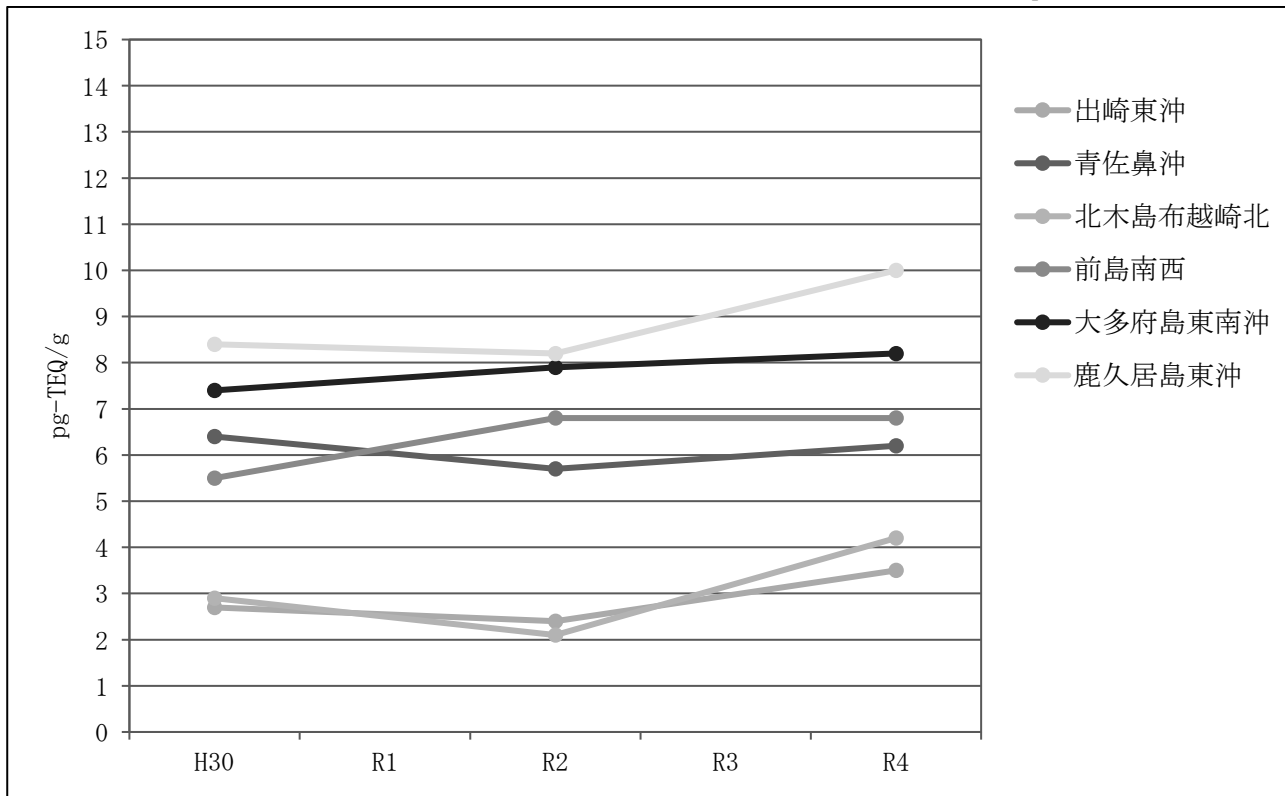
(環境基準 : 150pg-TEQ/g 以下)



※グラフは、測定地点のうち代表的な地点を抜粋して表示している。

(4) 底質 (海域)

(環境基準 : 150pg-TEQ/g 以下)



※平成 23 年度から海域 11 地点を 2 年で一巡するよう測定を実施している。

5 地下水質（ダイオキシン類）

県民局名	番号	メッシュ番号	測定地点所在地	試料採取日	測定結果 (pg-TEQ/L)
備前	1	M-22	玉野市長尾	R4. 10. 24	0. 057
	2	Q-18	瀬戸内市邑久町本庄	R4. 10. 24	0. 060
	3	P-13	和気町小坂	R4. 10. 24	0. 062
備中	4	C-18	井原市芳井町川相	R4. 10. 20	0. 12
	5	I-17	総社市富原	R4. 10. 14	0. 056
	6	E-16	高梁市川上町地頭	R4. 10. 14	0. 056
	7	F-21	里庄町大字里見	R4. 10. 20	0. 056
	8	G-18	矢掛町東川面	R4. 10. 14	0. 057
美作	9	H-02	真庭市蒜山湯船	R4. 10. 21	0. 056
	10	R-10	美作市位田	R4. 10. 21	0. 056
	11	R-08	勝央町豊久田	R4. 10. 28	0. 050
	12	O-09	美咲町越尾	R4. 10. 21	0. 056
	13	U-06	西粟倉村長尾	R4. 10. 28	0. 056

（備考）環境基準は 1pg-TEQ/L 以下

6 土壌（ダイオキシン類）

県民局名	番号	メッシュ番号	測定地点所在地	試料採取日	測定結果 (pg-TEQ/g)
備前	1	M-22	玉原親水公園	R4. 10. 13	0. 067
	2	Q-18	邑久スポーツ公園	R4. 10. 13	0. 020
	3	P-13	田賀コミュニティハウス	R4. 10. 13	0. 017
備中	4	C-18	旧井原市立川相小学校	R4. 11. 8	0. 048
	5	I-17	総社市立総社西小学校	R4. 11. 7	0. 012
	6	E-16	高梁市川上総合運動公園	R4. 11. 8	0. 064
	7	F-21	つばきの丘運動公園多目的グラウンド	R4. 11. 7	0. 22
	8	G-18	瑞雲寺	R4. 11. 7	0. 025
美作	9	I-03	真庭市立八束小学校	R4. 11. 18	0. 000025
	10	R-10	位田集会所	R4. 9. 29	4. 6
	11	R-08	吉野保育園	R4. 9. 29	0. 039
	12	O-09	十二社神社	R4. 9. 28	0. 62
	13	V-06	西粟倉村立西粟倉中学校	R4. 9. 29	0. 000028

（備考）環境基準は 1,000pg-TEQ/g 以下

令和4年度事業者によるダイオキシン類測定結果について

1 内 容

ダイオキシン類対策特別措置法第28条の規定により、事業者から報告のあった測定結果を公表する。

2 結 果

測定結果の報告状況は次葉のとおりであり、排出ガス及び排出水のいずれも排出基準に適合していた。

3 今後の対応

引き続き事業者に対して、設置施設の適正な使用や適切な維持管理を指導する。

事業者によるダイオキシン類測定結果の概要（R5. 3. 31現在）

1 排出ガス

区分	届出施設数	報告対象施設数	報告施設数	未報告施設数				測定結果 (ng-TEQ/m ³ N)	排出基準 (ng-TEQ/m ³ N)
				休止中	分析中	指導中	その他		
廃棄物焼却炉	102	101	86	15	0	0	0	0.00000083~3.2	0.1~10
アルミニウム合金の溶解炉	4	4	4	0	0	0	0	0.0027~0.01	1
計	106	105	90	15	0	0	0	—	—

2 排水

区分	届出施設数	報告対象施設数	報告施設数	未報告施設数				測定結果 (pg-TEQ/L)	排出基準 (pg-TEQ/L)
				休止中	分析中	指導中	その他		
アセチレン製造施設	1	0	0	0	0	0	0	—	10
廃棄物焼却炉に係る施設	24	0	0	0	0	0	0	—	10
下水道終末処理施設	2	2	2	0	0	0	0	0.000067~0.002	10
計	27	2	2	0	0	0	0	—	—

3 ばいじん

区分	届出施設数	報告対象施設数	報告施設数	未報告施設数				測定結果 (ng-TEQ/g)	処理基準 (ng-TEQ/g)
				休止中	分析中	指導中	その他		
廃棄物焼却炉	102	88	73	15	0	0	0	0~17	3

4 燃え殻

区分	届出施設数	報告対象施設数	報告施設数	未報告施設数				測定結果 (ng-TEQ/g)	処理基準 (ng-TEQ/g)
				休止中	分析中	指導中	その他		
廃棄物焼却炉	102	97	82	15	0	0	0	0~0.66	3

（備考）

- 「届出施設数」とは、届出のあった令和5年3月31日現在の特定施設の数であり、岡山市及び倉敷市の区域に設置される特定施設は含まない。
- 「報告対象施設数」とは、未設置である施設、稼働後1年に満たないため未測定の施設、汚水の循環使用により排水がない施設等を除いた施設数をいう。
- 「報告施設数」とは、報告対象施設のうち、令和4年4月1日から令和5年3月31日までに測定結果の報告があった施設数（令和3年度分の遅延報告があった施設を除く。）をいう。
- 「休止中」とは、未報告施設のうち、令和5年3月31日現在稼働していないものをいう。
- 「分析中」とは、未報告施設のうち、試料の採取を行って分析中であるものをいう。
- 「指導中」とは、測定の実施について指導を行っているものをいう。
- 「その他」とは、令和5年3月31日時点で分析は終了していたが、県への報告がなされていないものをいう。
- ダイオキシン類対策特別措置法の施行日（平成12年1月15日）前に設置された特定施設から排出されるばいじん及び燃え殻であって、セメント固化、薬剤処理又は酸抽出を行っているものは、処理基準が適用されない。

事業者による測定結果一覧表

番号	工場又は事業場の名称	工場又は事業場の所在地		施設番号・名称	既設 装置 自 日出 受	特定施設の種別	排ガス			排水			ばいじん		燃え殻		備考		
		市町村名	大字、字、番地				試験採取 年月日	測定結果 ($\text{mg-TEQ}/\text{m}^3$)	排出基準 ($\text{mg-TEQ}/\text{m}^3$)	試験採取 年月日	測定結果 ($\text{mg-TEQ}/\text{L}$)	排出基準 ($\text{mg-TEQ}/\text{L}$)	試験採取 年月日	測定結果 ($\text{mg-TEQ}/\text{g}$)	試験採取 年月日	測定結果 ($\text{mg-TEQ}/\text{g}$)			
1	玉野市東清掃センター	玉野市	姥ヶ原3072-5	1号炉	既	H12.2.14 廃棄物焼却炉	R4.4.21	0.76	5	-	-	R4.4.21	0.58	R4.4.21	0.66				
				2号炉	既	H12.2.14 廃棄物焼却炉	R4.7.11	0.72	5	-	-	R4.7.11	0.49	R4.7.11	0.031				
				1号炉ガス冷却室	既	H12.2.14 焼却炉焼却ガス洗浄施設	-	-	-	(汚水の循環使用等により排水なし)	-	-	-	-	-	-	-	-	
				2号炉ガス冷却室	既	H12.2.14 焼却炉焼却ガス洗浄施設	-	-	-	(汚水の循環使用等により排水なし)	-	-	-	-	-	-	-	-	
2	北興化学工業株岡山工場	玉野市	橋上402	灰ピット	既	H12.2.14 焼却灰の貯留施設	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-			
				S-1廃棄物焼却炉	新	H16.11.2 廃棄物焼却炉	R4.4.5	0.027	5	-	-	R4.4.5	0.10	R4.10.4	0.29				
				A焼却炉	既	H12.2.14 廃棄物焼却炉	R4.11.22	2.1	10	-	-	R4.11.22	0.029	R4.11.22	0				
				1焼却炉	既	H12.2.14 廃棄物焼却炉	(休止中)	(休止中)	10	-	-	(休止中)	(休止中)	(休止中)	(休止中)				
3	東児が丘マリンヘルズゴルフクラブ	玉野市	下山坂1345	下水道終末処理施設	既	H12.10.2 下水道終末処理施設	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-			
				1アセチレン洗浄施設	既	H14.9.11 アセチレン洗浄施設	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
				1号廃棄物焼却炉	新	H15.10.20 廃棄物焼却炉	(休止中)	(休止中)	5	-	-	(休止中)	(休止中)	(休止中)	(休止中)				
				2号焼却炉	既	H12.2.14 廃棄物焼却炉	R4.9.8	0.28	10	-	-	R4.9.2	8.3	R4.9.8	0.0064				
4	瀬戸内市クリーンセンターかもめ	瀬戸内市	牛窓町牛窓228	灰ハカ	既	H12.2.14 焼却灰の貯留施設	R4.9.9	0.0097	10	-	-	-	-	-	-	-			
				灰保管場所	既	H12.2.14 焼却灰の貯留施設	-	-	-	(汚水の循環使用等により排水なし)	-	-	-	-	-	-	-		
				1焼却炉	既	H12.2.14 焼却灰の貯留施設	-	-	-	(汚水の循環使用等により排水なし)	-	-	-	-	-	-	-		
				2焼却炉	既	H12.2.14 焼却灰の貯留施設	-	-	-	(汚水の循環使用等により排水なし)	-	-	-	-	-	-	-		
5	長船クリーンセンター	瀬戸内市	長船町西須重160	1ガス冷却室	既	H12.2.7 焼却炉焼却ガス洗浄施設	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-			
				2ガス冷却室	既	H12.2.7 焼却炉焼却ガス洗浄施設	-	-	-	(休止中)(汚水の循環使用等により排水なし)	-	-	-	-	-	-	-		
				灰ハカ	既	H12.2.7 焼却灰の貯留施設	-	-	-	(休止中)(汚水の循環使用等により排水なし)	-	-	-	-	-	-	-		
				A-1焼却炉	既	H12.2.7 焼却灰の貯留施設	-	-	-	(休止中)(汚水の循環使用等により排水なし)	-	-	-	-	-	-	-		
6	長船衛生センター	瀬戸内市	長船町福重589-1	No.1廃棄物焼却炉	新	H24.10.17 廃棄物焼却炉	(休止中)	(休止中)	10	-	-	(休止中)	(休止中)	(休止中)	(休止中)				
				No.2廃棄物焼却炉	新	H24.10.17 廃棄物焼却炉	(休止中)	(休止中)	5	-	-	(休止中)(集じん機なし)	(休止中)	(休止中)	(休止中)				
				1号回転炉	新	R3.8.6 アルミニウム合金の溶融炉	R4.10.25	0.0027	1	-	-	R4.10.25	0.0027	R4.10.25	-				
				2号回転炉	新	R3.8.6 アルミニウム合金の溶融炉	R4.10.26	0.0049	1	-	-	R4.10.26	0.0049	R4.10.26	-				
7	ダイニチチ株本社工場	吉備中央町	西152-30	1号反射炉	新	R3.8.6 アルミニウム合金の溶融炉	R4.10.25	0.0058	1	-	-	-	-	-	-	-			
				1号ロータリーキルン	新	R3.12.3 アルミニウム合金の溶融炉	R5.3.3	0.010	1	-	-	R5.3.3	0.010	R5.3.3	-				
				1廃棄物焼却炉	既	H12.2.14 廃棄物焼却炉	R5.3.3	0.15	10	-	-	R5.3.3	0.15	R5.3.2	4.0				
				2廃棄物焼却炉	既	H12.2.14 廃棄物焼却炉	R5.3.3	0.17	10	-	-	R5.3.3	0.17	R4.10.24	0.17				
8	クリーンセンター備前	備前市	八木山659-4	(焼)第1号	新	H25.6.7 廃棄物焼却炉	R4.6.10	2.7	5	-	-	-	-	-	-				
				備前建設	新	H25.6.7 廃棄物焼却炉	R4.6.10	2.7	5	-	-	R4.7.15	0.33	R4.10.24	0.17				
				備前建設	新	H25.6.7 廃棄物焼却炉	R4.6.10	2.7	5	-	-	(集じん機なし)	(集じん機なし)	R4.9.21	0.21				
				備前建設	新	H25.6.7 廃棄物焼却炉	R4.6.10	2.7	5	-	-	(集じん機なし)	(集じん機なし)	R4.9.21	0.21				

番号	工場又は事業場の名称	工事又は事業場の所在地		施設番号・名称	既設新設	設置位置・目録・日出量	特定施設の種類	排出ガス			排水			ばいじん		燃え殻		備考		
		市町村名	大字、字、番地					試験採取年月日	測定結果(ng-TEQ/m ³)	排出基準(ng-TEQ/m ³)	試験採取年月日	測定結果(ng-TEQ/L)	排出基準(ng-TEQ/L)	試験採取年月日	測定結果(ng-TEQ/g)	試験採取年月日	測定結果(ng-TEQ/g)			
16	赤磐市環境センター	赤磐市	津崎197-1	1号炉	新	H24.8.30	廃棄物焼却炉	R4.5.13	0.19	5	R4.5.13	—	5	R4.5.13	2.5	R4.5.13	0.000016	【2炉混合調査】		
				2号炉	新	H24.8.30	廃棄物焼却炉	R4.5.13	0.18	5	—	—	—	—	—	—	—		—	
				灰へんか	新	H27.2.4	焼却灰の貯留施設	—	—	—	(汚水の循環使用等により排水なし)	—	—	—	—	—	—		—	—
				鉄分・セメント不揮発性心カ	新	H27.2.4	焼却灰の貯留施設	—	—	—	(汚水の循環使用等により排水なし)	—	—	—	—	—	—		—	—
17	和氣町クリーンセンター	和氣町	益原1512-3	廃棄物焼却炉	新	H29.5.1	廃棄物焼却炉	R4.9.9	0.26	5	—	—	—	R4.10.11	2.6	R4.10.11	0.010	【2炉混合調査】		
				灰貯留施設	新	H29.5.1	焼却灰の貯留施設	—	—	—	(汚水の循環使用等により排水なし)	—	—	—	—	—	—		—	
				13廃棄物焼却炉	新	H13.8.25	廃棄物焼却炉	R4.10.26	0.025	5	—	—	—	—	—	【燃え殻と混合して測定】	R4.10.26		0.049	
				17廃棄物焼却炉	新	H17.1.14	廃棄物焼却炉	—	—	—	(廃止)	—	—	—	—	(廃止)	—		R4廃止	
18	和氣赤穂し尿処理施設一部事務組合 和氣赤穂衛生センター	和氣町	本2	13廃棄物焼却炉	新	H13.8.25	廃棄物焼却炉	R4.10.26	0.025	5	—	—	—	—	—	—	—	【燃え殻と混合して測定】		
				17廃棄物焼却炉	新	H17.1.14	廃棄物焼却炉	—	—	—	(廃止)	—	—	—	—	(廃止)	—			
				5廃棄物焼却炉	新	R2.12.17	廃棄物焼却炉	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		—	
				5号廃棄物焼却炉	新	H25.6.30	廃棄物焼却炉	R4.6.28	0.48	5	—	—	—	—	—	R4.6.28	0.013		0	
21	南吉田農業	総社市	下林1042-3	No.1廃棄物焼却炉	新	H19.4.23	廃棄物焼却炉	R5.1.24	0.23	1	—	—	—	R5.1.24	0.0091	0.00041	(排出量少量のため採取不可)			
				廃棄物焼却炉	既	H13.12.17	廃棄物焼却炉	R4.10.29	0.16	10	—	—	—	—	—	R4.11.4		0		
23	花建工業(有)	井原市	高屋町5丁目1-3、1-4	A-1廃棄物焼却炉	既	H12.2.14	廃棄物焼却炉	—	—	—	—	—	—	—	—	—	(休止中)			
				A-2廃棄物焼却炉	既	H12.2.14	廃棄物焼却炉	—	—	—	—	—	—	—	—	—		—		
24	岡山県井原地区清掃施設組合 井原クリーンセンター	井原市	木之子町2192-1	1号炉	既	H12.2.14	廃棄物焼却炉	R4.6.17	0.26	5	—	—	—	R4.7.29	2.8	—	(排出量少量のため測定不可)			
				2号炉	既	H12.2.14	廃棄物焼却炉	R4.5.20	1.1	5	—	—	—	—	R4.9.22	1.8		—		
25	クロギ機	井原市	西江原町5660	KH-1廃棄物焼却炉	既	H15.1.17	廃棄物焼却炉	—	—	—	—	—	—	—	—	—	(廃止)			
				焼却炉	新	H14.2.20	廃棄物焼却炉	R4.9.21	1.4	5	—	—	—	—	—	R4.9.26		0		
27	浅口市福木の里エコーセンター	浅口市	金光町大谷1431-7	金光町農業用炭化施設	新	H14.7.29	廃棄物焼却炉	—	—	—	—	—	—	—	—	—	(休止中)(集じん機なし)			
				1号焼却炉	新	H12.10.12	廃棄物焼却炉	R4.10.25	0.42	5	—	—	—	—	R4.10.26	0.61		0.014		
29	岡山県西部環境整備施設組合里庄清掃工場	里庄町	新庄3655	A炉	既	H12.2.14	廃棄物焼却炉	R4.7.22	0.17	1	—	—	—	—	—	—	【2炉混合調査】			
				B炉	既	H12.2.14	廃棄物焼却炉	R4.12.9	0.11	1	—	—	—	—	R4.12.9	0.39				
				1号焼却炉	既	H12.2.14	廃棄物焼却炉	R4.6.10	0.13	1	—	—	—	—	R4.6.9	0.32				
				2号焼却炉	既	H12.2.14	廃棄物焼却炉	R5.1.13	0.10	1	—	—	—	—	—	—				
30	岡山県高梁養蚕保健衛生所	高梁市	高倉町田井860	1号焼却炉	既	H12.1.28	廃棄物焼却炉	R4.9.30	0.071	10	—	—	—	—	—	—	(集じん機なし)			
				A-1廃棄物焼却炉	既	H12.2.2	廃棄物焼却炉	R4.8.9	0.081	10	—	—	—	—	R4.8.16	0.82				
31	高梁地域事務組合クリーンセンター	高梁市	段町746	A-2廃棄物焼却炉	既	H12.2.2	廃棄物焼却炉	R4.8.23	0.13	10	—	—	—	R4.8.22	0.59	0.00075	(汚水の循環使用等により排水なし)			
				灰へんか	既	H66.12.25	焼却灰の貯留施設	—	—	—	—	—	—	—	—	—				
32	瀬川エルファームフーズ吉家A農場	高梁市	備中町西山2545-2	No.1廃棄物焼却炉	新	H18.6.9	廃棄物焼却炉	R4.6.20	0.74	5	—	—	—	R4.6.20	0.048	0	R4.6.20			
				No.1廃棄物焼却炉	新	H19.5.11	廃棄物焼却炉	R4.12.2	0.15	5	—	—	—	—	R4.12.2	0.033		0		
34	瀬川エルファームフーズ吉家B農場	高梁市	備中町西山2540-2	No.1廃棄物焼却炉	新	H28.11.9	廃棄物焼却炉	R4.12.1	0.35	5	—	—	—	R4.12.1	0.31	0	R4.12.1			
				No.1廃棄物焼却炉	新	H19.5.11	廃棄物焼却炉	R4.8.11	0.029	5	—	—	—	—	R4.8.11	0.10		0		
36	瀬川エルファームフーズ吉家D農場	高梁市	備中町西山2530-1	No.1廃棄物焼却炉	新	H19.5.11	廃棄物焼却炉	R4.8.11	0.029	5	—	—	—	R4.8.11	0.10	0	R4.8.11			
				No.1廃棄物焼却炉	新	H18.10.11	廃棄物焼却炉	R4.11.30	1.8	5	—	—	—	—	R4.11.30	0.18		0		

番号	工場又は事業場の名称	工事又は事業場の所在地		施設番号・名称	既設 新設	設置 年度 自 日出 発	特定施設の種類	排出ガス			排水			ばいじん		燃え殻		備考	
		市町村名	大字、字、番地					試験採取 年月日	測定結果 (ng-TEQ/m ³)	排出基準 (ng- TEQ/m ³)	試験採取 年月日	測定結果 (ng-TEQ/L)	排出基準 (ng-TEQ/L)	試験採取 年月日	測定結果 (ng-TEQ/g)	試験採取 年月日	測定結果 (ng-TEQ/g)		
37	株式会社アムアム吉家E農場	高梁市	備中町西山2415	No.1 廃棄物焼却炉	既	H12.3.1	廃棄物焼却炉	R4.5.31	0.16	10	-	-	R4.5.31	0.00032	R4.5.31	0			
38	株式会社アムアム大野A農場	高梁市	備中町西山653-1	No.2 廃棄物焼却炉	既	H12.2.26	廃棄物焼却炉	R4.6.1	0.31	10	-	-	R4.6.1	0.00074	R4.6.1	0			
39	株式会社アムアム大野B農場	高梁市	備中町西山3304-1	No.1 廃棄物焼却炉	新	H18.6.9	廃棄物焼却炉	R4.10.13	0.054	5	-	-	R4.10.13	0.029	R4.10.13	0			
40	株式会社アムアム大野C農場	高梁市	備中町西山3321-1	No.1 廃棄物焼却炉	新	H19.3.23	廃棄物焼却炉	R4.10.12	1.2	5	-	-	R4.10.12	0.20	R4.10.12	0			
41	株式会社アムアム大野D農場	高梁市	備中町西山1900	No.1 廃棄物焼却炉	新	H18.1.18	廃棄物焼却炉	R4.10.11	0.25	5	-	-	R4.10.11	0.044	R4.10.11	0			
42	株式会社アムアム大野E農場	高梁市	備中町西山1900-32	No.1 廃棄物焼却炉	新	H18.8.7	廃棄物焼却炉	R4.8.12	0.24	5	-	-	R4.8.12	0.019	R4.8.12	0			
43	株式会社アムアム大野F農場	高梁市	備中町西山2707-1	No.1 廃棄物焼却炉	新	H18.12.14	廃棄物焼却炉	R4.8.13	0.030	5	-	-	R4.8.13	0.24	R4.8.13	0			
44	ピクアジェエネイクス株式会社(肥育場)	高梁市	備中町西畑野3076-2	203-4023 廃棄物焼却炉	新	H19.4.5	廃棄物焼却炉	R4.8.14	0.26	5	-	-	R4.8.14	0.0085	R4.8.14	0			
45	株式会社グリーンポーター高山農場	高梁市	川上町高山921-2	No.1 廃棄物焼却炉	新	H15.2.26	廃棄物焼却炉	R5.2.8	0.029	5	-	-	(集じん機なし)		R5.2.8	0.0006			
46	高梁川ダム統合管理事務所(牛鹿ダム)	新見市	菅生7943-8	No.2 廃棄物焼却炉	新	H24.9.13	廃棄物焼却炉	R4.11.5	0.37	5	-	-	(集じん機なし)		R4.11.5	0			
47	株式会社アムアム大野東山農場	新見市	大佐田路部4769-8	1 廃棄物焼却炉	既	H12.2.14	廃棄物焼却炉	R4.11.5	0.14	5	-	-	(集じん機なし)		R4.11.5	0			
48	新見市産業物処理センター新見市衛生センター	新見市	金谷252	No.1 廃棄物焼却炉	既	H19.8.14	廃棄物焼却炉	R4.6.3	0.26	5	-	-	R4.6.3	0.012	R4.6.3	0			
49	株式会社アムアム大野足尾B農場	新見市	土橋37	No.1 廃棄物焼却炉	新	H20.12.26	廃棄物焼却炉	R4.7.12	0.027	5	-	-	(休止-廃止)		R4.7.12	0.00027		R4.7.12	0.000084
50	株式会社アムアム大野足尾C農場	新見市	足尾2176-1	No.2 廃棄物焼却炉	新	H20.12.26	廃棄物焼却炉	R4.7.13	0.056	5	-	-	R4.7.13	0.0011	R4.7.13	0			
51	株式会社アムアム大野足尾D農場	新見市	足尾2176-1	No.3 廃棄物焼却炉	新	H20.12.26	廃棄物焼却炉	R4.7.11	1.6	5	-	-	R4.7.11	0.12	R4.7.11	0.0000031			
52	株式会社アムアム大野豊永A農場	新見市	豊永赤馬3240-1	No.1 廃棄物焼却炉	新	H25.10.2	廃棄物焼却炉	R4.10.14	0.11	5	-	-	R4.10.14	0.0041	R4.10.14	0.0000054			
53	株式会社アムアム大野豊永B農場	新見市	豊永赤馬3240-1	No.2 廃棄物焼却炉	新	H25.10.2	廃棄物焼却炉	R4.12.3	0.33	5	-	-	R4.12.3	0.024	R4.12.3	0.00013			
54	株式会社アムアム大野豊永C農場	新見市	豊永赤馬3240-1	No.1 廃棄物焼却炉	新	H21.9.25	廃棄物焼却炉	R4.7.14	0.0089	5	-	-	R4.7.14	0.00024	R4.7.14	0			
55	株式会社アムアム大野豊永D農場	新見市	豊永赤馬3240-1	No.2 廃棄物焼却炉	新	H21.9.25	廃棄物焼却炉	R4.7.15	0.010	5	-	-	R4.7.15	0.0000005	R4.7.15	0			
56	株式会社アムアム大野豊永E農場	新見市	豊永赤馬3240-1	No.1 廃棄物焼却炉	新	H28.11.9	廃棄物焼却炉	R4.6.2	0.95	5	-	-	R4.6.2	0.23	R4.6.2	0			
57	新見市クリーンセンター	新見市	金谷253	No.1 廃棄物焼却炉	既	R1.7.24	廃棄物焼却炉	R4.6.21	0.47	5	-	-	R4.6.21	0.12	R4.6.21	0			
58	山陽理研(株)上瀬クリーンセンター	新見市	土橋55-1	No.1 廃棄物焼却炉	既	R1.10.8	廃棄物焼却炉	R4.6.22	3.2	5	-	-	R4.6.22	0.29	R4.6.22	0.00071			
59	株式会社グリーンポーター豊多町第四農場	新見市	豊多町大野294	No.2 廃棄物焼却炉	新	R2.4.13	廃棄物焼却炉	R4.6.23	0.46	5	-	-	R4.6.23	0.13	R4.6.23	0.00003			
60	株式会社グリーンポーター豊多町第五農場	新見市	豊多町大野1023-6	No.1 廃棄物焼却炉	新	R2.12.28	廃棄物焼却炉	R4.6.24	0.35	5	-	-	R4.6.24	0.066	R4.6.24	0.0000018			
61	東洋緑地株式会社	津山市	緑部1207	1-1 廃棄物焼却炉	既	H12.2.17	廃棄物焼却炉	R4.8.29	0.016	5	-	-	R4.8.29	17	R4.8.29	0.0056			
				1-2 廃棄物焼却炉	既	H12.2.17	廃棄物焼却炉	R4.8.30	0.14	5	-	-	R4.8.30	0.00008	R4.8.30	0.00008			
				A-1 廃棄物焼却炉	既	H26.7.7	焼却炉の管理施設	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
				A-1 焼ガススクリバ	既	H12.3.8	焼ガススクリバ	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
				A-1 焼ガススクリバ	既	H24.9.13	焼ガススクリバ	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
				A-1 焼ガススクリバ	既	H24.9.13	焼ガススクリバ	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
				A-1 焼ガススクリバ	既	H12.2.14	焼ガススクリバ	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
				A-1 焼ガススクリバ	既	H12.2.14	焼ガススクリバ	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		

番号	工場又は事業場の名称	工場又は事業場の所在地		施設番号・名称	既設 新設	設置 位置 目録 日出 量	特定施設の種類	排出ガス			排水			ばいじん		燃え殻		備考
		市町村名	大字、字、番地					試験採取 年月日	測定結果 (ng-TEQ/m ³ N)	排出基準 (ng- TEQ/m ³ N)	試験採取 年月日	測定結果 (ppm-TEQ/L)	排出基準 (ppm-TEQ/L)	試験採取 年月日	測定結果 (mg-TEQ/g)	試験採取 年月日	測定結果 (mg-TEQ/g)	
62	岡山県津山警察保健衛生所	津山市	草加部547-8	1号廃棄物焼却炉	既	H12.2.8	廃棄物焼却炉	R4.12.2	0.0083	10	-	-	R4.12.5	0				
63	エハラ食品工業株式会社津山工場	津山市	金井469-1工業団地内	A-2号廃棄物焼却炉	新	H22.6.10	廃棄物焼却炉	R4.9.26	0.66	5	-	-	R4.9.27	0				
64	株式会社久米センター	津山市	桑下1680	1号炉廃棄物焼却炉	既	H12.2.14	廃棄物焼却炉	R4.8.24	2.7	10	-	-	R4.8.24	0.0016				
65	津山市食肉処理センター	津山市	国分寺9-1	No.1号廃棄物焼却炉	新	H17.7.20	廃棄物焼却炉	R5.2.10	0.021	5	-	-	R5.2.13	0.00037				
66	株式会社西本センター	津山市	宮部下558-1	廃棄物焼却炉	新	H20.8.21	廃棄物焼却炉	R4.11.22	0.0000064	5	-	-	R4.11.22	0				
67	津山浄化センター	津山市	川崎347	No.1号下水処理最終処理施設	新	H24.10.22	下水処理最終処理施設	R4.7.20	0.000084	-	10	-	-	-	-	1回目測定		
68	株式会社グリーンポーター	津山市	福田217-6	No.1号廃棄物焼却炉	新	H24.11.12	廃棄物焼却炉	R4.9.22	0.22	5	-	-	R4.9.22	0				
69	津山園芸クリンセンター	津山市	領家1446	No.2号廃棄物焼却炉	新	H26.1.21	廃棄物焼却炉	R4.9.22	0.047	5	-	-	R4.9.22	0				
				1号焼却炉	新	H26.1.21	廃棄物焼却炉	R4.5.10	0.0013	-	-	-	R4.8.23	0.14	1回目測定			
				2号焼却炉	新	H26.1.21	廃棄物焼却炉	R4.8.23	0.000038	1	-	-	-	-	2回目測定			
								R4.11.29	0.0010	-	-	-	-	-	3回目測定			
								R5.1.24	0.000045	-	-	-	-	-	4回目測定			
								R4.5.11	0.000021	-	-	-	R4.8.24	0.16	1回目測定			
								R4.8.24	0.0000083	1	-	-	-	-	2回目測定			
								R4.11.30	0.00022	-	-	-	-	-	3回目測定			
								R5.1.25	0.00032	-	-	-	-	-	4回目測定			
				灰ピット	新	H26.1.21	焼却灰の貯留施設	-	-	-	-	-	-	-	-			
70	岡山市久米南所衛生施設組合立クリンセンター	久米南町	上神目313-6	1号炉廃棄物焼却炉	既	H12.2.10	廃棄物焼却炉	R4.11.11	0.13	10	-	-	R4.11.10	0.91				
				1号炉灰バunker	既	H27.3.20	焼却灰の貯留施設	-	-	-	-	-	-	-	-			
				A-1号廃棄物焼却炉	既	H12.2.10	廃棄物焼却炉	-	-	10	-	-	-	-	(休止中)			
				1号炉ガス洗浄施設	既	H12.2.10	焼却灰の貯留施設	-	-	-	-	-	-	-	(休止中)			
				2号炉廃棄物焼却炉 (ロータリー炉)	新	H30.7.3	廃棄物焼却炉	R4.6.1	0.016	0.1	-	-	R4.6.1	0.0018	1回目測定			
				2号炉廃棄物焼却炉 (固定床炉)	新	H30.7.3	廃棄物焼却炉	R4.12.7	0.0073	-	-	-	R4.12.7	0.00045	2回目測定			
								-	-	1	-	-	-	【2炉混合調査】	1回目測定			
								-	-	1	-	-	-	【2炉混合調査】	2回目測定			
72	エコシステム山陽株式会社	美咲町	吉ヶ原1125	3号炉廃棄物焼却炉	既	H12.2.14	廃棄物焼却炉	R4.6.2	0.0066	1	-	-	R4.6.2	0.0024	1回目測定			
				4号炉廃棄物焼却炉	新	H22.6.23	廃棄物焼却炉	R4.12.6	0.0031	-	-	-	R4.12.6	0.0002	2回目測定			
				2号急冷塔・洗浄塔・ 連式電気集じん機	既	H12.2.14	焼却灰の貯留施設	R4.6.14	0.0021	1	-	-	R4.6.14	0.016	1回目測定			
				新灰ヤード	既	H12.2.14	焼却灰の貯留施設	R4.12.22	0.000019	-	-	-	R4.12.22	0.000072	2回目測定			
				1号廃棄物焼却炉	既	H12.2.2	廃棄物焼却炉	-	-	-	-	-	-	-	(休止中)			
73	株式会社環境開発	美咲町	大井和西1095-4	1号廃棄物焼却炉	既	H12.2.2	廃棄物焼却炉	-	-	10	-	-	-	(休止中)				

番号	工場又は事業場の名称	工事又は事業場の所在地		施設番号・名称	既設 新設	設置 位置 目録 日出 量	特定施設の種別	排出ガス			排水			ばいじん		燃え殻		備考
		市町村名	大字、字、番地					試験採取 年月日	測定結果 (ng-TEQ/m ³ N)	排出基準 (ng- TEQ/m ³ N)	試験採取 年月日	測定結果 (ng-TEQ/L)	排出基準 (ng-TEQ/L)	試験採取 年月日	測定結果 (ng-TEQ/g)	試験採取 年月日	測定結果 (ng-TEQ/g)	
74	クリーンセンターまじわ	真直市	榎西290	1号廃棄物焼却炉 2号廃棄物焼却炉 主灰ハンカ	既 既 既	H12.2.14 H12.2.14 H27.3.6	廃棄物焼却炉 廃棄物焼却炉 焼却灰の貯留施設	R4.7.14 R4.7.15 -	0.000035 0.00025 -	5 5 -	- -	- -	R4.7.15 【2炉混合調査】	0.049 【2炉混合調査】	- -	R4.7.15 【2炉混合調査】	0 -	
75	真直北部クリーンセンター	真直市	隼山初和592-1	1号炉廃棄物焼却炉 2号炉廃棄物焼却炉 主灰ハンカ	既 既 既	H12.3.16 H12.3.16 H27.6.8	廃棄物焼却炉 廃棄物焼却炉 焼却灰の貯留施設	R4.11.10 R4.11.11 -	0.0028 0.0026 -	10 10 -	- -	- -	R4.11.24 【2炉混合調査】	0.62 【2炉混合調査】	- -	R4.10.18 【2炉混合調査】	0.0000021 -	
76	岡山県中部環境施設組合コスモスクリーンセンター	真直市	宮地631-3	1号炉廃棄物焼却炉 2号炉廃棄物焼却炉 主灰ハンカ	既 既 既	H12.2.9 H12.2.9 H27.5.21	廃棄物焼却炉 廃棄物焼却炉 焼却灰の貯留施設	R4.7.7 R4.9.12 -	0.079 0.72 -	10 10 -	- -	- -	R4.11.2 【2炉混合調査】	2.7 【2炉混合調査】	- -	R4.7.7 【2炉混合調査】	0.0063 -	
77	南春名材木店	美作市	江ノ原625-1	No.1廃棄物焼却炉	新	H13.3.30	廃棄物焼却炉	R4.11.9	0.90	5	-	-	R4.11.9	0.094	-	R4.11.10	0.015	
78	榊白滝青森産業	美作市	白水1303	1政化施設 1号炉廃棄物焼却炉 2号炉廃棄物焼却炉	新 新 新	H21.10.8 H25.6.12 H25.6.12	廃棄物焼却炉 廃棄物焼却炉 廃棄物焼却炉	R4.11.29 R4.6.16 R4.6.17	0.17 0.0082 0.027	5 5 5	- -	- -	R4.10.16 R4.6.17 【2炉混合調査】	0.00017 0.25 【2炉混合調査】	- -	R4.11.29 R4.6.17 【2炉混合調査】	0.0033 0.00060 -	
79	美作クリーンセンター	美作市	杉原340	2号炉廃棄物焼却炉 灰ハンカ	新	H25.6.12	廃棄物焼却炉 焼却灰の貯留施設	R4.6.17 -	0.027 -	5 -	- -	- -	R4.6.17 【2炉混合調査】	0.25 【2炉混合調査】	- -	R4.6.17 【2炉混合調査】	0.00060 -	
80	(株)関西ポトリー青森育成産場	美作市	横尾462	1号廃棄物焼却炉	新	H28.11.11	廃棄物焼却炉	R4.6.7	0.00025	5	-	-	R4.6.7	0	-	R4.6.7	0	
81	小川香村樹園山工場	勝央町	大平台1-2	焼却炉	既	H12.2.14	廃棄物焼却炉	R4.11.11	0.69	10	-	-	R4.11.14	0	-	R4.11.14	0	
82	南丸水エッグランド	奈義町	皆木351-10	No.1廃棄物焼却炉	新	H19.9.27	廃棄物焼却炉	R4.12.2	0.030	5	-	-	R4.12.2	0.011	-	R4.12.2	0.0074	

ダイオキシン類対策特別措置法に基づく排出基準等（抜粋）

1 排出ガスの基準

(単位:ng-TEQ/m³N)

区 分			既設施設	新設施設
アルミニウム合金製造施設			5	1
廃棄物焼却炉	焼却能力	4t/時 以上	1	0.1
		2t/時 ~ 4t/時	5	1
		2t/時 未満	10	5

- (備考) 1 既設施設とは、法の施行日（平成12年1月15日）前に設置された施設をいう。
 2 新設施設とは、法の施行日以降に設置された施設をいう。

2 排出水の基準

(単位:pg-TEQ/L)

区 分	排出基準
廃棄物焼却炉に係る施設	10
アセチレン洗浄施設	10
下水道終末処理施設	10

3 ばいじん及び燃え殻の処理基準

(単位:ng-TEQ/g)

区 分	既設施設の処理基準	新設施設の処理基準
ばいじん・燃え殻	3 ^(*)	3

- (備考) 1 埋立処分等の処分を行う際に、この表に定める濃度以下にしなければならないという基準
 2 ^(*) セメント固化、薬剤処理又は酸抽出を行っているものについては、基準が適用されない。

令和4年度化学物質環境モニタリング調査結果について

1 内 容

残留性有機汚染物質や内分泌かく乱化学物質の疑いがある物質について、環境中の存在状況を把握するため、測定を実施した。

(1) 対象物質

残留性の高いDDT等20物質群

(2) 調査方法

公共用水域水質15地点（河川13地点、湖沼1地点、海域1地点）及び公共用水域底質7地点（河川5地点、湖沼1地点、海域1地点）において年1回試料を採取し、測定を実施した。

2 結 果

測定を実施した20物質群のうち、水質からビスフェノールA等計8物質群、底質からDDT等計10物質群が検出された。

測定を実施した化学物質による人体への影響については、未解明な部分が多く、評価を行える状況にはないが、今回の測定値は、環境省等の全国調査結果の範囲内であった。

3 今後の対応

引き続き調査を実施し、実態の把握に努める。

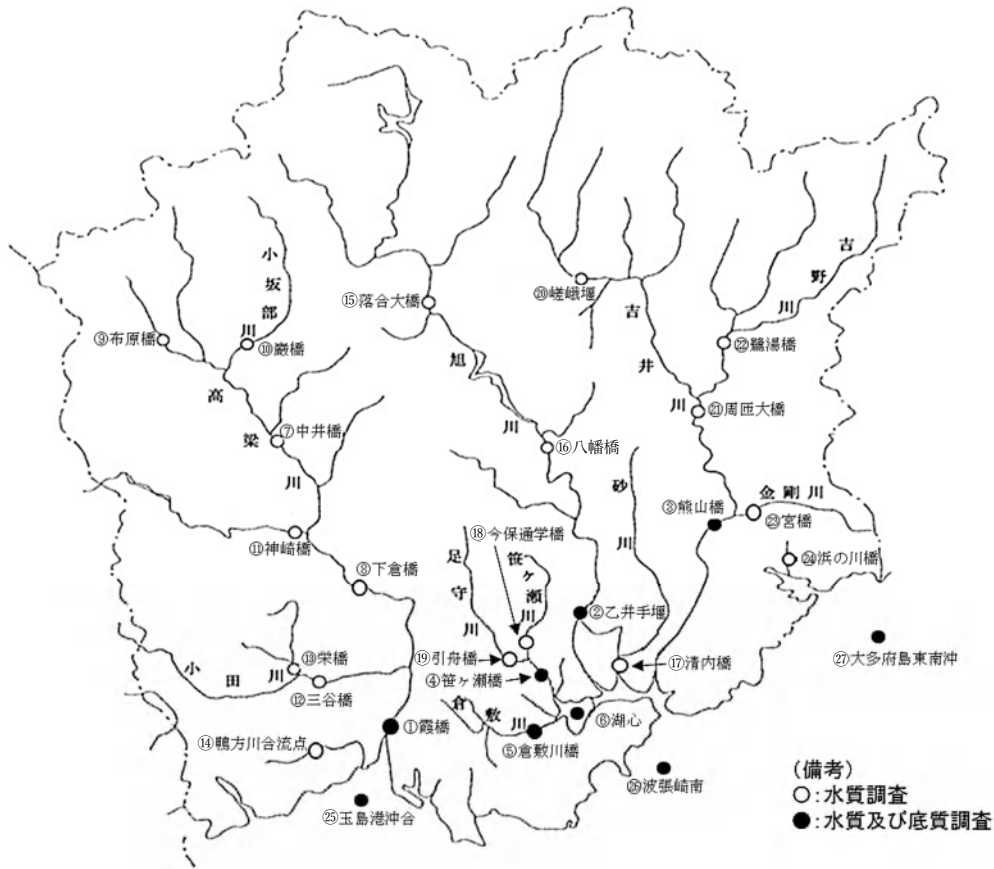
令和4年度化学物質環境モニタリング調査対象物質

No.	物 質 名	用 途
1	PCB (ポリ塩化ビフェニル) *1*2	熱媒体、ノンカーボン紙、電気製品
2	ヘキサクロロシクロヘキサン *1*2 α-ヘキサクロロシクロヘキサン β-ヘキサクロロシクロヘキサン γ-ヘキサクロロシクロヘキサン δ-ヘキサクロロシクロヘキサン	殺虫剤
3	クロルデン *1*2 シス-クロルデン トランス-クロルデン	殺虫剤
4	DDT (ジクロロジフェニルトリクロロエタン) *1*2	殺虫剤
5	ディルドリン *1*2	農薬、殺虫剤、シロアリ駆除剤
6	HCB (ヘキサクロロベンゼン) *1*2	殺菌剤、有機合成原料
7	ペンタクロロベンゼン *1	農薬
8	ベンゾ[a]ピレン *2	非意図的生成物
9	シアナジン *2	農薬
10	アルキルフェノール類(C5~C9) *2 4-n-ペンチルフェノール 4-n-ヘキシルフェノール 4-n-ヘプチルフェノール 4-n-オクチルフェノール 4-t-オクチルフェノール ノニルフェノール	界面活性剤の原料、分解生成物
11	ビスフェノールA *2	樹脂の原料
12	PFOS (ペルフルオロオクタンスルホン酸) *1	撥水撥油剤
13	PFOA (ペルフルオロオクタン酸) *1*2	撥水撥油剤
14	ダイアジノン *2	農薬、殺虫剤
15	フェンバレレート *2	殺虫剤
16	りん酸トリフェニル *2	合成樹脂、合成ゴム可塑剤、難燃剤
17	1-ナフトール *2	ナフタレンの代謝物質
18	ペンタクロロフェノール *1*2	農薬、除草剤
19	PFHxS (ペルフルオロヘキサンスルホン酸) *1	泡消火薬剤、界面活性剤
20	メトキシクロル*1	農薬、殺虫剤

注) *1 残留性有機汚染物質 (ストックホルム条約の対象物質)

*2 内分泌かく乱作用を有すると疑われる化学物質

化学物質環境モニタリング調査地点図（令和4～6年度）



固定点（6地点、水質・底質調査を毎年実施）			
<河川>①高梁川：霞橋、②旭川：乙井手堰、③吉井川：熊山橋、④笹ヶ瀬川：笹ヶ瀬橋、 ⑤倉敷川：倉敷川橋 <湖沼>⑥児島湖：湖心			
準固定点（21地点、1回／3年水質調査のみ実施。海域は底質調査も実施。）			
	グループ1（R4）	グループ2（R5）	グループ3（R6）
河川	⑦高梁川：中井橋	⑮旭川：落合大橋	⑳吉井川：嵯峨堰
	⑧高梁川：下倉橋	⑯旭川：八幡橋	㉑吉井川：周匝大橋
	⑨西川：布原橋	⑰百間川：清内橋	㉒吉野川：鷺湯橋
	⑩小坂部川：巖橋	⑱笹ヶ瀬川：今保通学橋	㉓金剛川：宮橋
	⑪成羽川：神崎橋	⑲足守川：引舟橋	㉔伊里川：浜の川橋
	⑫小田川：三谷橋		
	⑬美山川：栄橋		
⑭里見川：鴨方川合流点			
海域	⑵水島地先海域：玉島港沖合	⑶児島湾：波張崎南	⑷播磨灘北西部：大多府島東南沖

化学物質環境モニタリング調査結果

No.	測定対象物質	水質(単位: ng/L)			底質(単位: μg/kg)				
		令和4年度岡山県		(参考) 全国		令和4年度岡山県		(参考) 全国	
		検出頻度	最大値	検出頻度	最大値	検出頻度	最大値	検出頻度	最大値
1	PCB (ポリ塩化ビフェニル)	1 / 15	0.1	1,798 / 2,118	220	6 / 7	11	1,997 / 2,098	5,600
2	ヘキサクロシクロヘキサン	5 / 15	0.7	861 / 1,135	8.2	6 / 7	2.3	1,570 / 1,684	60
3	クワルデン	0 / 15	N.D.	665 / 941	1.9	5 / 7	1.4	1,319 / 1,433	44
4	DDT (ジクロロジフェニルトリクロロエタン)	0 / 15	N.D.	633 / 945	7.5	5 / 7	0.18	1,072 / 1,186	2,100
5	デイルドリン	0 / 15	N.D.	477 / 751	0.9	2 / 7	0.08	1,067 / 1,184	9.1
6	HCB (ヘキサクロベンゼン)	0 / 15	N.D.	940 / 1,228	1.4	0 / 7	N.D.	1,689 / 1,803	65
7	ペンタクロベンゼン	0 / 15	N.D.	478 / 526	0.5	0 / 7	N.D.	778 / 808	24
8	ベンゾ[a]ピレン	0 / 15	N.D.	23 / 1,235	70.0	7 / 7	44	654 / 921	7,400
9	シアナジン	6 / 15	8	6 / 7	2.5	0 / 7	N.D.	0 / 0	-
10	アルキルフェノール類 (C5~C9)								
	4-tert-オクチルフェノール	0 / 15	N.D.	540 / 2,694	13,000	1 / 7	2	176 / 485	350
	ノニルフェノール	0 / 15	N.D.	897 / 2,840	21,000	2 / 7	74	299 / 488	12,000
11	ビスフェノールA	4 / 15	72	1,411 / 2,879	19,000	3 / 7	14	282 / 488	360
12	PFOS (ペルフルオロオクタンスルホン酸)	14 / 15	2.9	547 / 555	230	1 / 7	0.1	691 / 710	2.2
13	PFOA (ペルフルオロオクタナ酸)	15 / 15	6.7	555 / 555	100	0 / 7	N.D.	693 / 709	1.3
14	ダイアジノン	3 / 15	8.5	7 / 10	19	0 / 7	N.D.	0 / 0	-
15	フェンバレート	0 / 15	N.D.	0 / 12	-	0 / 7	N.D.	0 / 27	-
16	りん酸トリフェニル	0 / 15	N.D.	3 / 18	24	1 / 7	2.2	0 / 0	-
17	1-ナフトール	0 / 15	N.D.	28 / 50	49	0 / 7	N.D.	1 / 12	0.1
18	ペンタクロロフェノール	0 / 15	N.D.	144 / 190	26	0 / 7	N.D.	182 / 184	7.4
19	PFHxS (ペルフルオロヘキサンスルホン酸)	6 / 15	1.3	133 / 141	2.6	0 / 7	N.D.	38 / 180	0.027
20	メトキシクロル	0 / 15	N.D.	0 / 135	-	0 / 7	N.D.	1 / 132	7.3

注) 1 「検出頻度」とは、検出地点数/測定地点数である。

2 「N.D.」とは、検出下限値未満のことである。

3 「全国」とは、平成10年度から令和3年度までに行われた環境省及び国土交通省の測定結果である。

測定結果が異性体ごとに区分されている場合は、各異性体の濃度の合計を表示している。

類でまとめている項目については、検出数が最も多い物質の検出数、最も濃度が高い物質の検出濃度を表示している。

4 シアナジンについては比較データが少なく、全国測定結果を超えているが、他都道府県が独自に測定した結果と比較すると低い値である。

地点ごとの化学物質環境モニタリング調査結果

(単位 : ng/L)

地点番号	調査地点	水	質			項目																				
			調査点	水域名	採年月日	天候	項目																			
							項目																			
1	2	3	4	5	6	7	8	9	10 (*)	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20							
1	霞	橋高梁川	R4.5.23	晴	27.5	23.2	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.						
2	乙井手	堰旭川	R4.5.16	曇	24.5	21.0	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.						
3	熊山	橋吉井川	R4.5.16	曇	22.8	21.0	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	11	0.2	1.6	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	0.1	N.D.						
4	笹ヶ瀬	橋笹ヶ瀬川	R4.5.9	曇	17.7	20.5	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	72	1.1	4.0	8.5	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	0.5	N.D.						
5	倉敷川	橋倉敷川	R4.5.9	曇	17.5	21.0	0.1	0.6	N.D.	N.D.	15	1.1	5.2	2.8	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	0.4	N.D.						
6	湖	心児島湖	R4.5.10	晴	21.6	19.8	N.D.	0.7	N.D.	N.D.	29	1.4	6.7	5.0	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	0.9	N.D.						
7	中井	橋高梁川	R4.5.31	晴	25.8	20.0	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	0.1	2.1	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.						
8	下倉	橋高梁川	R4.5.31	晴	27.8	21.5	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	0.1	0.7	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.						
9	布原	橋西川	R4.5.31	曇	21.8	19.0	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	0.1	1.5	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.						
10	巖	橋小坂部川	R4.5.31	晴	26.0	21.7	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	0.5	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.						
11	神崎	橋成羽川	R4.5.31	曇	27.2	18.8	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	0.1	1.8	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.						
12	三谷	橋小田川	R4.5.23	晴	30.5	25.3	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	0.3	1.1	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	0.1	N.D.						
13	栄	橋美山川	R4.5.23	晴	29.8	25.8	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	0.3	0.8	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.						
14	鵜方川合流点	里見川	R4.5.23	晴	32.0	23.5	N.D.	0.6	N.D.	N.D.	N.D.	2.9	3.4	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	1.3	N.D.						
25	玉島港沖合	水島地先海域	R4.6.8	晴	21.0	20.5	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	0.1	0.4	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.						

(単位 : µg/kg)

地点番号	調査地点	底	質			項目																				
			調査点	水域名	採年月日	天候	項目																			
							項目																			
1	2	3	4	5	6	7	8	9	10 (*)	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20							
1	霞	橋高梁川	R4.5.23	晴	27.5	21.0	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.						
2	乙井手	堰旭川	R4.5.16	曇	24.5	21.0	0.40	0.02	0.01	0.13	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.						
3	熊山	橋吉井川	R4.5.16	曇	22.8	21.0	0.05	0.01	0.01	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.						
4	笹ヶ瀬	橋笹ヶ瀬川	R4.5.9	曇	17.7	20.0	3.8	0.37	0.57	0.07	0.03	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.						
5	倉敷川	橋倉敷川	R4.5.9	曇	17.5	20.0	11	2.3	1.4	0.11	0.08	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.						
6	湖	心児島湖	R4.5.10	晴	21.6	20.0	0.84	0.2	0.05	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.						
25	玉島港沖合	水島地先海域	R4.6.8	晴	21.0	19.8	2.1	0.07	N.D.	0.18	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.						

(*)アルキルフェノール類については、検出下限値以上の検出が確認された物質のみ表示している。

令和4年度アスベスト測定結果について

1 内 容

一般環境大気中におけるアスベストの状況を把握するため、道路沿線、市街地及び大規模工場等の周辺（7地域14地点）において、年2回、アスベスト濃度調査を実施した。（岡山市及び倉敷市の調査結果は参考資料に掲載）

2 結 果

いずれの地点においても、問題ない値であった。

3 今後の対応

引き続き調査を実施し、実態の把握に努める。

一般環境における大気中アスベスト濃度測定結果（総繊維数濃度）

令和4年度 調査地点		濃度（本/L）	
		夏期	冬期
①	美作県民局別館（津山市山下）	0.11	0.10
	美作県民局第二庁舎（津山市椿高下）	0.12	0.087
②	玉野レクセセンター（玉野市玉）	0.12	0.10
	和田公園（玉野市和田）	0.095	0.11
③	備中県民局井笠地域事務所（笠岡市六番町）	0.12	0.10
	大磯自動車排出ガス測定局（笠岡市笠岡）	0.16	0.16
④	備中県民局新見地域事務所（新見市高尾）	0.13	0.10
	新見市役所（新見市新見）	0.12	0.12
⑤	備前市役所（備前市東片上）	0.14	0.11
	備前市立市民センター（備前市西片上）	0.20	0.15
⑥	長津自動車排出ガス測定局（早島町早島）	0.17	0.12
	早島町役場（早島町前潟）	0.14	0.099
⑦	生物科学研究所（吉備中央町吉川）	0.13	0.070
	吉備高原浄化センター（吉備中央町吉川）	0.10	0.12

※ 総繊維数とは、アスベスト繊維そのものではなく、全ての繊維状物質を測定した結果である。

大気中アスベスト濃度測定地点図



(参考) 岡山市関係資料

令和4年度有害大気汚染物質等環境調査結果について

1 調査内容

(1) 調査地点

- ア 南輝小学校（岡山市南区南輝三丁目 6-9）
- イ 陵南小学校（岡山市北区東花尻 241-1）

(2) 調査項目等

「大気汚染防止法第 22 条の規定に基づく大気の汚染の状況の常時監視に関する事務の処理基準」（平成 13 年 5 月 21 日環境省策定、平成 28 年 9 月 26 日最終改正。以下「処理基準」という。）及び「有害大気汚染物質等測定方法マニュアル」（平成 9 年 2 月 12 日環境庁（当時）策定、平成 31 年 3 月最終改正）に準拠し、「優先取組物質」23 物質のうち、21 物質*について毎月 1 回、24 時間の連続サンプリング調査を実施した。

※「クロム及び三価クロム化合物」と「六価クロム化合物」については「クロム及びその化合物」として全量測定での評価とし、また、ダイオキシン類を除く。

ア 環境基準が設定されている物質（4 物質）

- ジクロロメタン
- テトラクロロエチレン
- トリクロロエチレン
- ベンゼン

イ 環境中の有害大気汚染物質等による健康リスクの低減を図るための指針となる数値(指針値)が設定されている物質（11 物質）

- アクリロニトリル
- アセトアルデヒド
- 塩化ビニルモノマー
- 塩化メチル
- クロロホルム
- 1, 2-ジクロロエタン
- 水銀及びその化合物
- ニッケル化合物
- ヒ素及びその化合物
- 1, 3-ブタジエン
- マンガン及びその化合物

ウ その他の有害大気汚染物質（6 物質）

- クロム及びその化合物（クロム及び三価クロム化合物、六価クロム化合物）
- 酸化エチレン
- トルエン
- ベリリウム及びその化合物
- ベンゾ [a] ピレン
- ホルムアルデヒド

(3) 調査期間

令和4年4月 ～ 令和5年3月

2 調査結果

環境基準及び指針値が設定されている物質の年平均値は、いずれも環境基準及び指針値を下回っていた。

「優先取組物質」(ダイオキシン類を除く)の年平均値

※単位[$\mu\text{g}/\text{m}^3$]

物質名	南輝小学校	陵南小学校	環境基準等
アクリロニトリル	0.055	0.036	<u>2以下</u>
アセトアルデヒド	2.4	2.1	<u>120以下</u>
塩化ビニルモノマー	0.10	0.078	<u>10以下</u>
塩化メチル	1.6	1.5	<u>94以下</u>
クロム及びその化合物	0.0043	0.0042	—
クロロホルム	0.20	0.20	<u>18以下</u>
酸化エチレン	0.057	0.055	—
1, 2-ジクロロエタン	0.16	0.17	<u>1.6以下</u>
ジクロロメタン	1.1	0.95	150以下
水銀及びその化合物	0.0021	0.0020	<u>0.04以下</u>
テトラクロロエチレン	0.036	0.033	200以下
トリクロロエチレン	0.42	0.070	130以下
トルエン	4.9	6.4	—
ニッケル化合物	0.0038	0.0030	<u>0.025以下</u>
ヒ素及びその化合物	0.0030	0.0024	<u>0.006以下</u>
1, 3-ブタジエン	0.065	0.048	<u>2.5以下</u>
ベリリウム及びその化合物	0.000014	0.000016	—
ベンゼン	1.0	0.91	3以下
ベンゾ [a] ピレン	0.00039	0.00031	—
ホルムアルデヒド	1.9	1.7	—
マンガン及びその化合物	0.034	0.038	<u>0.14以下</u>

注1 優先取組物質とは「有害大気汚染物質に該当する可能性がある物質」248物質のうちで、健康リスクがある程度高いと考えられる23物質です。

注2 「クロム及び三価クロム化合物」及び「六価クロム化合物」については形態別分析方法が確立されていないことから「クロム及びその化合物」として測定している。

注3 年平均値は検出下限値以上の値は実測濃度の値を用い、検出下限値未満の値は検出下限値の1/2の値を用い、算術平均により求めた。

注4 下線 は指針値を示す。

令和4年度 ダイオキシン類環境調査結果について (大気)

ダイオキシン類対策特別措置法第26条の規定に基づき、環境基準の達成状況を把握するため、環境中大気のダイオキシン類調査を市内3地点で年4回（各季節毎）実施した。

1 調査地点

- | | |
|-----------------|---------------|
| (1) 南輝小学校 | 岡山市南区南輝三丁目6-9 |
| (2) 陵南小学校 | 岡山市北区東花尻241-1 |
| (3) 岡山市東区役所瀬戸支所 | 岡山市東区瀬戸町瀬戸45 |

2 調査期間

- (1) 春期：令和 4年 5月13日(金) ～ 5月20日(金)
- (2) 夏期：令和 4年 8月 3日(水) ～ 8月10日(水)
- (3) 秋期：令和 4年11月 2日(水) ～11月 9日(水)
- (4) 冬期：令和 5年 1月25日(水) ～ 2月 1日(水)

3 調査方法

次の法令等に準拠して実施した。

- ・ ダイオキシン類対策特別措置法及び同法施行令・施行規則
- ・ ダイオキシン類に係る大気環境調査マニュアル（平成20年3月 環境省水・大気環境局総務課 ダイオキシン対策室大気環境課）

4 調査機関

エヌエス環境株式会社 中四国支店

5 調査結果

調査結果を表1及び図1に示した。

南輝小学校と陵南小学校が全国584地点の年平均値(R3)を上回り、岡山市東区役所瀬戸支所については、全国年平均値(R3)を下回っていた。なお、市内全調査地点で環境基準を下回っていた。

表 1 令和4年度環境大気中のダイオキシン類調査結果

調査地点	単位	環境基準	調査結果					全国(R3)調査地点584箇所
			春期	夏期	秋期	冬期	平均値	
南輝小学校	pg-TEQ/m ³	0.6以下	0.022	0.024	0.021	0.023	0.023	(0.0022～0.25)
陵南小学校	pg-TEQ/m ³	0.6以下	0.018	0.072	0.014	0.0065	0.028	
岡山市東区役所瀬戸支所	pg-TEQ/m ³	0.6以下	0.011	0.010	0.010	0.0073	0.0096	

※平均値：測定値の算術平均値

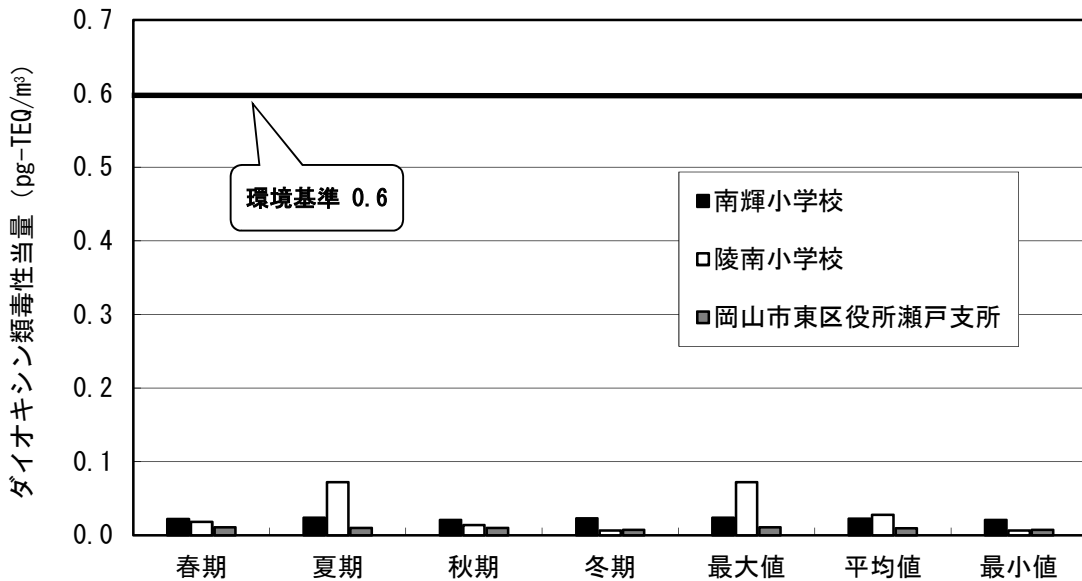


図 1 令和4年度環境中大気中のダイオキシン類調査結果

(1) 各調査月の経年推移

各調査月の年度毎の推移を図 2～図 5 に示した。

平成18年度頃までは、秋期の調査結果（図 4）が他の調査月と比較して高い濃度を示す場合が多かった。また、平成20～22年度は冬期が比較的高い濃度を示していた。

令和4年度は、陵南小学校が夏期において他の2調査地点よりも高濃度であった。経年推移としては特段高い濃度は見受けられなかった。

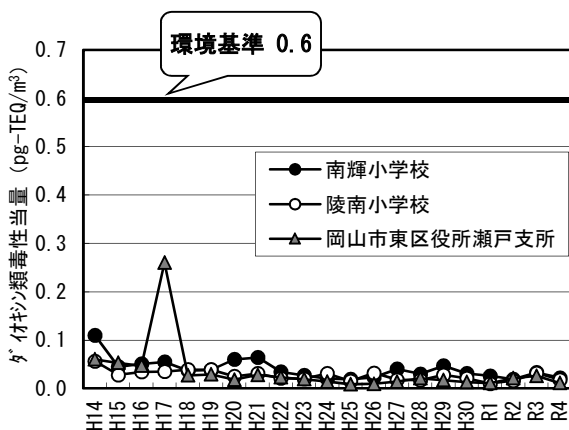


図 2 春期 年度ごとの推移

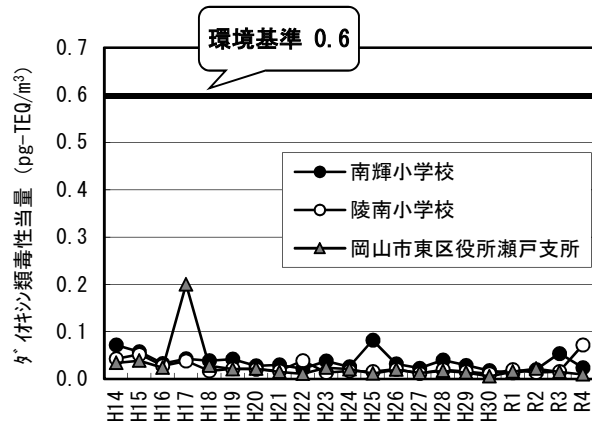


図 3 夏期 年度ごとの推移

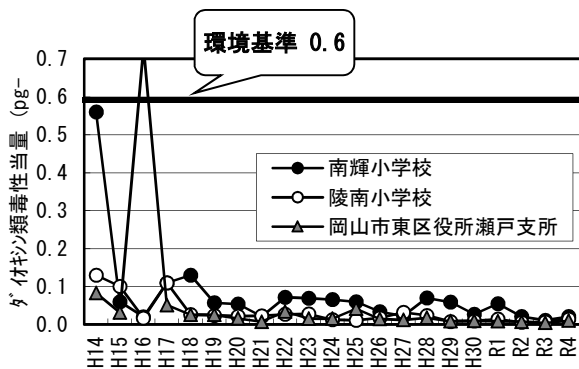


図4 秋期 年度ごとの推移

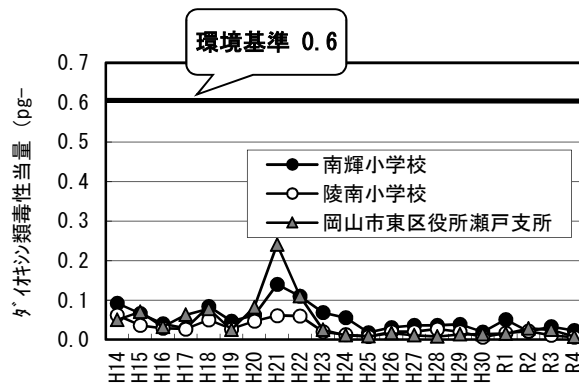


図5 冬期 年度ごとの推移

※南輝小学校については、調査地点を平成20年8月から大気測定局から校舎屋上に、陵南小学校については、平成20年11月から大気測定局から校舎屋上に変更している。

(2) 年間平均値の経年推移

年間平均値の年度毎の推移を図6に示した。

市内全調査地点で環境基準を下回っており、ここ十数年は低い値で推移している。

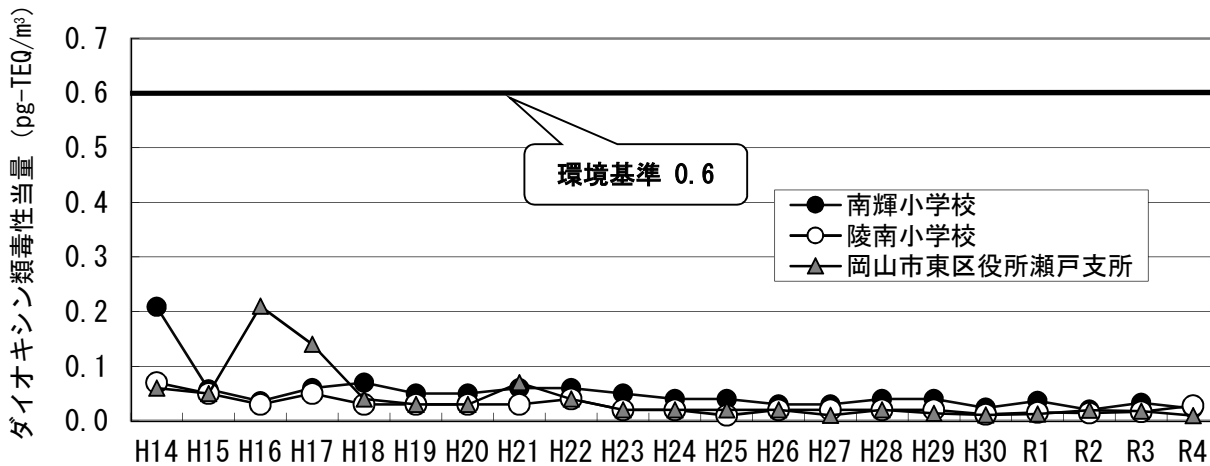


図6 年間平均値の経年推移

令和4年度 ダイオキシン類環境調査結果について (水質・土壌)

ダイオキシン類対策特別措置法第26条の規定に基づき、令和4年度に岡山市が実施した公共用水域水質・底質、地下水及び土壌のダイオキシン類環境調査結果の概要は次のとおりでした。

1. 調査時期

- (1) 公共用水域水質・底質 年1回(令和4年4月、5月)
- (2) 地下水 年1回(令和4年5月)
- (3) 土壌 年1回(令和4年7月)

2. 調査地点(図1)

- (1) 公共用水域水質・底質
河川(7地点)、湖沼(2地点)、海域(3地点) 計12地点
- (2) 地下水 6地点
- (3) 土壌 10地点

3. 調査項目

ダイオキシン類

- ① ポリ塩化ジベンゾーパラージオキシン(PCDDs)
- ② ポリ塩化ジベンゾフラン(PCDFs)
- ③ コプラナーポリ塩化ビフェニル(Co-PCBs)

4. 調査結果の概要

- (1) 公共用水域水質(環境基準値:1 pg-TEQ/L)

ア. 河川

河川7地点の結果は0.061~0.61pg-TEQ/Lの範囲であり、全ての地点で環境基準値を下回っていた。

イ. 湖沼

児島湖の湖心と樋門の2地点の結果はそれぞれ0.27、0.17 pg-TEQ/Lであり、どちらも環境基準値を下回っていた。

ウ. 海域

児島湾3地点の結果は0.052~0.056 pg-TEQ/Lの範囲であり、全ての地点で環境基準値を下回っていた。

いずれの地点においても、ここ5年間の結果は環境基準値を下回る値で推移している。

- (2) 公共用水域底質(環境基準値:150 pg-TEQ/g)

ア. 河川

河川7地点の結果は0.22~11 pg-TEQ/gの範囲であり、全ての地点で環境基準値を下回っていた。

イ. 湖沼

児島湖の湖心と樋門の2地点の結果はそれぞれ0.63、4.1 pg-TEQ/gであり、どちらも環境基準値を下回っていた。

ウ. 海域

児島湾 3 地点の結果は 2.1～5.4 pg-TEQ/g の範囲であり、全ての地点で環境基準値を下回っていた。

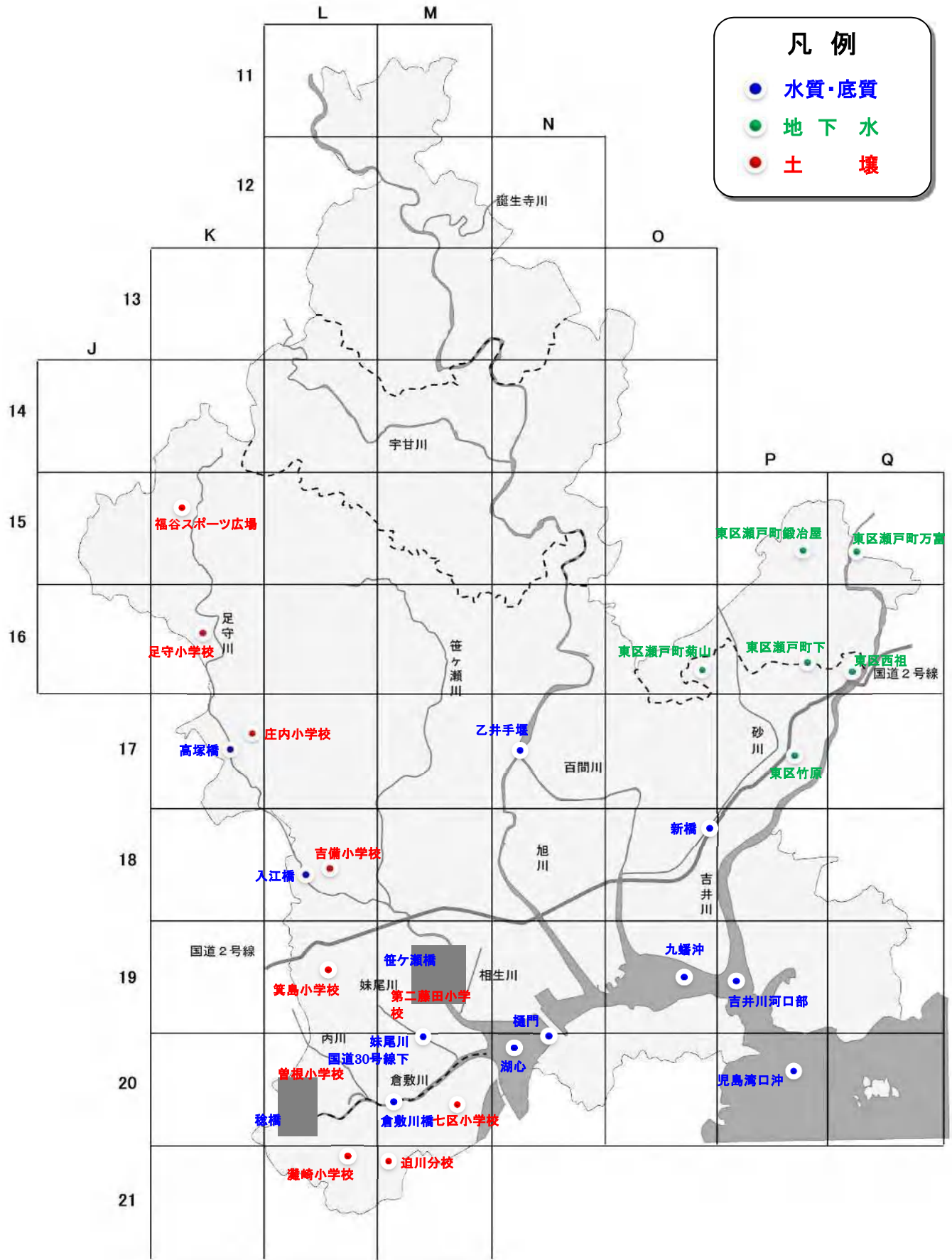
いずれの地点においても、ここ 5 年間の結果は環境基準値を下回る値で推移している。

(3) 地下水質（環境基準値：1 pg-TEQ/L）

市内 6 地点の結果は 0.043～0.13 pg-TEQ/L の範囲であり、全ての地点で環境基準値を下回っていた。

(4) 土壌（環境基準値：1,000pg-TEQ/g）

市内 10 地点の結果は 0.019～1.1 pg-TEQ/g の範囲であり、全ての地点で環境基準値を下回っていた。



調査主体

乙井手堰(水質・底質): 国土交通省中国地方整備局岡山河川事務所
上記以外: 岡山市環境局環境部環境保全課

令和4年度ダイオキシン類対策特別措置法に基づく常時監視測定計画		
図面名 測定地点位置図		
図面番号	1 / 1	縮尺 S=FREE
		令和3年12月

(参考) 各地点ごとの調査結果

○公共用水域 (水質・底質)

	水域名		番号	調査地点	試料採取	水質	底質
					年月日	DXNs	DXNs
							pg-TEQ/L
河川	笹ヶ瀬川水域	足守川上流	1	高塚橋	令和4年5月6日	0.061	0.22
		足守川下流	2	入江橋	令和4年5月6日	0.098	0.27
		笹ヶ瀬川	3	笹ヶ瀬橋	令和4年5月6日	0.24	0.80
	倉敷川水域	倉敷川	4	稔橋	令和4年5月6日	0.34	3.2
			5	倉敷川橋	令和4年5月6日	0.61	11
		妹尾川	6	妹尾川国道30号線下	令和4年5月6日	0.56	5.6
	旭川水域	砂川	7	新橋	令和4年4月13日	0.23	1.0
旭川		※	乙井手堰	-	0.087	0.34	
湖沼	児島湖水域	児島湖	8	湖心	令和4年4月4日	0.27	0.63
			9	樋門	令和4年4月4日	0.17	4.1
海域	児島湾水域	児島湾 (乙)	10	吉井川河口部	令和4年5月9日	0.056	2.1
			11	九幡沖	令和4年5月9日	0.055	5.4
		児島湾 (丙)	12	児島湾口沖	令和4年5月9日	0.052	3.6

環境基準値 : (水質) 1 pg-TEQ/L (底質) 150 pg-TEQ/g

※国土交通省測定地点は結果のみ記載

○地下水

単位: pg-TEQ/L

メッシュNo.	番号	調査地点	種別	試料採取	調査結果
0-16	1	東区瀬戸町菊山	民家井戸	令和4年5月26日	0.043
P-16	2	東区瀬戸町下	民家井戸	令和4年5月26日	0.044
P-15	3	東区瀬戸町鍛冶屋	民家井戸	令和4年5月26日	0.043
Q-15	4	東区瀬戸町万富	民家井戸	令和4年5月26日	0.049
Q-16	5	東区西祖	民家井戸	令和4年5月26日	0.13
P-17	6	東区竹原	民家井戸	令和4年5月26日	0.043

環境基準値 : 1 pg-TEQ/L

○土壌

単位: pg-TEQ/g

メッシュNo.	番号	調査地点	試料採取	調査結果
K-15	1	福谷スポーツ広場	令和4年7月27日	1.1
K-16	2	足守小学校	令和4年7月27日	0.025
K-17	3	庄内小学校	令和4年7月27日	0.30
L-18	4	吉備小学校	令和4年7月27日	0.19
L-19	5	箕島小学校	令和4年7月27日	0.18
L-20	6	曾根小学校	令和4年7月28日	0.026
L-21	7	灘崎小学校	令和4年7月28日	0.019
M-20	8	七区小学校	令和4年7月28日	0.027
M-21	9	迫川分校	令和4年7月28日	0.040
M-19	10	第二藤田小学校	令和4年7月28日	0.030

環境基準値 : 1,000 pg-TEQ/g

令和4年度 事業者によるダイオキシン類自主測定結果について

ダイオキシン類対策特別措置法第28条の規定により、特定施設の設置者は、排出ガス、排水等について、ダイオキシン類濃度を毎年1回以上測定し、市に報告することが義務付けられています。

本市では、令和4年度の事業者によるダイオキシン類自主測定結果について、次のとおり取りまとめました。

1 自主測定結果

(1) 排出ガス

特定施設の種類	届出施設数	報告対象施設数	報告施設数	廃止施設数	報告対象外施設数	未報告施設		測定結果 (ng-TEQ/Nm ³)	排出基準値※ (ng-TEQ/Nm ³)
						廃止施設数	要指導施設数		
廃棄物焼却炉	42	32	32	1	12	0	0	0 ~ 8.3	0.1 ~ 10

(2) 排水

特定施設の種類	届出施設数	報告対象施設数	報告施設数	廃止施設数	報告対象外施設数	未報告施設		測定結果 (ng-TEQ/L)	排出基準値 (ng-TEQ/L)
						廃止施設数	要指導施設数		
廃棄物焼却炉に係る施設	7	1	1	0	6	0	0	0.32	10

(3) ばいじん

特定施設の種類	届出施設数	報告対象施設数	報告施設数	廃止施設数	報告対象外施設数	未報告施設		測定結果 (ng-TEQ/g)	排出基準値 (ng-TEQ/g)
						廃止施設数	要指導施設数		
廃棄物焼却炉	42	19	19	1	25	0	0	0 ~ 27	—

(4) 焼却灰その他の燃え殻

特定施設の種類	届出施設数	報告対象施設数	報告施設数	廃止施設数	報告対象外施設数	未報告施設		測定結果 (ng-TEQ/g)	排出基準値 (ng-TEQ/g)
						廃止施設数	要指導施設数		
廃棄物焼却炉	42	27	26	1	17	0	1	0 ~ 1.9	—

- (備考) 1 「届出施設数」とは、届出のあった令和4年3月31日現在の特定施設の施設数を示す。(令和4年3月31日以前に廃止届出のあった特定施設は除く。)
- 2 「報告対象施設数」とは、年度を通じて休止、施設未完成、集じん機なし、汚水の循環使用により排出水なし、使用開始後1年に満たない施設等を除いた施設数を示す。
- 3 「報告施設数」とは、令和4年度のダイオキシン類の自主測定結果の報告があった施設数を示す。
- 4 「廃止施設数」とは、令和4年4月1日～令和5年3月31日の間に廃止届出が提出された施設数を示す。
- 5 「報告対象外施設数」とは、年度を通じて休止、施設未完成、集じん機なし、汚水の循環使用により排出水なし、使用開始後1年に満たない施設、流動床炉等構造上やむを得ない等のため測定不能であった施設数を示す。
- 6 「未報告施設数」とは、令和4年度のダイオキシン類の自主検査測定結果の報告がなかった施設数を示す。また、未報告の内訳として令和3年度中は稼動していたが、令和4年4月1日～令和5年3月31日の間に廃止してダイオキシン類の自主測定ができなくなった廃止施設及び測定の実施について指導を要する施設数を示す。
- 7 測定結果の単位等は次のとおり
- | | |
|------------|--|
| pg (ピコグラム) | : 一兆分の1グラム |
| ng (ナノグラム) | : 十億分の1グラム |
| TEQ (毒性等量) | : ダイオキシン類のそれぞれの異性体の毒性を最も毒性の強い2, 3, 7, 8-TCDD (テトラクロロジベンゾパラジオキシン) に換算して合計したものの。 |
- 8 排出基準値(※)の詳細は次頁に示した。

2 測定結果の評価

(1) 大気基準適用施設(排出ガス)

報告のあった施設の測定結果は、いずれも排出基準値以下でした。

(2) 水質基準対象施設(排出水)

報告のあった施設の測定結果は、いずれも排出基準値以下でした。

3 今後の対応等

今後も引き続き、事業者に対して排出基準値が遵守されるよう、法に基づき、自主測定の実施及び施設の適正な運転管理等について指導を行います。

4 その他

事業者による自主測定結果の一覧表は、別紙のとおりです。

自主測定結果一覧表については、環境保全課において閲覧に供するとともに、環境保全課のホームページに掲載いたします。

ダイオキシン類対策特別措置法に基づく基準値

1 排出ガスに係る排出基準値

単位：ng-TEQ/Nm³

特定施設の種 類	焼 却 能 力	判 定 基 準 値	
		既 存 施 設	新 設 施 設
廃 棄 物 焼 却 炉	4t/時 以上	1	0.1
	2t/時～4t/時	5	1
	2t/時 未 満	10	5

- (備考) ・ 「既存施設」とは、平成12年1月15日（法の施行日）より前に設置の工事が着手された施設を示す。
 ・ 「新設施設」とは、平成12年1月15日（法の施行日）以降に設置の工事が着手された施設を示す。

2 排水に係る排出基準値

単位：pg-TEQ/L

特定施設の種 類	排 出 基 準 値
廃棄物焼却炉に係る施設	10

3 ばいじん、焼却灰その他の燃え殻に係る処理基準値

単位：ng-TEQ/g

特定施設の種 類	区 分	判 定 基 準 値	
		既 存 施 設	新 設 施 設
廃 棄 物 焼 却 炉	ば い じ ん	(3)	3
	焼却灰その他の燃え殻	(3)	3

- (備考) ・ ばいじん、焼却灰その他の燃え殻に含まれるダイオキシン類についての排出基準値は定められておらず、埋立処分等を行う場合に、処理基準値が適用になる。
 ・ 既存施設において、セメント固化、薬剤処理または酸抽出を行っているものについては、処理基準値は適用されない。

番号	工場又は事業場の名称	工場又は事業場の所在地	既存:0 新設:1	施設番号、名称	特定施設の種別	排出ガス				排水				ばいじん			焼却灰その他の燃え殻			備考
						試料採取年月日	分析年月日	測定結果 (ng-TEQ/Nm ³)	排出基準 (ng-TEQ/Nm ³)	試料採取年月日	分析年月日	測定結果 (pg-TEQ/l)	排出基準 (pg-TEQ/l)	試料採取年月日	分析年月日	測定結果 (ng-TEQ/g)	試料採取年月日	分析年月日	測定結果 (ng-TEQ/g)	
1	矢吹海運株式会社 矢吹無公害2号	南区箕島字西ノ谷2849	0	NO.2	廃棄物焼却炉	R4.3.28	R4.5.2	8.3	10	-	-	-	-	(排出量微量のため測定不能)			R4.3.31	R4.5.2	0.12	
2	岡山市東部クリーンセンター	東区西大寺新地453-5	0	FI-1271-1	廃棄物焼却炉	R4.7.26	R4.9.20	0.00076	1	-	-	-	-	R4.7.29	R4.8.22	1.3	(流動床炉であり、焼却灰の排出なし)			
			0	FI-1271-2	廃棄物焼却炉	R4.7.27	R4.9.20	0.0005	1	-	-	-	-	R4.7.29	R4.8.22	1.3	(流動床炉であり、焼却灰の排出なし)			
			0	FI-1271-3	廃棄物焼却炉	R4.7.28	R4.9.20	0.00074	1	-	-	-	-	R4.7.29	R4.8.22	1.3	(流動床炉であり、焼却灰の排出なし)			
3	大建工業株式会社岡山工場	南区海岸通二丁目5-8	0	AT-280	廃棄物焼却炉	(休止中)				-	-	-	-	(休止中)			(休止中)			
4	岡山市当新田環境センター	南区当新田486-1	0	1(A系)	廃棄物焼却炉	R4.10.5	R4.11.8	0.071	1	-	-	-	-	R4.10.5	R4.11.8	11	(流動床炉であり、焼却灰の排出なし)			
			0	2(B系)	廃棄物焼却炉	R4.10.4	R4.11.8	0.065	1	-	-	-	-	R4.10.4	R4.11.8	27	(流動床炉であり、焼却灰の排出なし)			
5	(有)山陽テクノ中間処理場	南区箕島2825-1	0	No.1	廃棄物焼却炉	R4.10.31	R4.12.6	4.1	10	-	-	-	-	R4.11.7	R4.12.6	0.58	R4.10.3	R4.11.4	0.00031	
			0	No.2	廃棄物焼却炉	R4.10.31	R4.12.6	4.1	10	-	-	-	-	R4.11.7	R4.12.6	0.58	R4.10.3	R4.11.4	0.00031	
			0	No.4 湿式スクラバー	湿式集じん施設	-	-	-	-	(汚水の循環使用により排水なし)				-	-	-	-	-	-	
6	株式会社ニシテック東岡山事業場	東区古都宿1303-15	0	No.1	廃棄物焼却炉	(休止中)				-	-	-	-	(休止中)			(休止中)			
7	泉建設株式会社	南区飽浦字イブリ526番地	0	1号焼却炉	廃棄物焼却炉	(休止中)				-	-	-	-	(休止中)			(休止中)			
8	岡山市神崎衛生施設組合	東区神崎町2676	0	H-1	廃棄物焼却炉	(休止中)				-	-	-	-	(休止中)			(休止中)			
9	大新物産株式会社	北区長野1109-1	0	No.1	廃棄物焼却炉	(休止中)				-	-	-	-	(休止中)			(休止中)			
			0	No.2	廃棄物焼却炉	(休止中)				-	-	-	-	(休止中)			(休止中)			
			0	T1スクラバー	湿式集じん施設	-	-	-	-	(汚水の循環使用により排水なし)				-	-	-	-	-	-	
10	株式会社衛生センター	南区当新田442-3	0	No.1	廃棄物焼却炉	R4.7.26	R4.8.22	1.4	10	-	-	-	-	(集じん機なし)			R4.8.1	R4.9.7	1.4	
			0	No.2	廃棄物焼却炉	R4.7.26	R4.8.22	1.4	10	-	-	-	-	(集じん機なし)			R4.8.1	R4.9.7	1.4	
			0	No.3	廃棄物焼却炉	R4.7.26	R4.8.22	1.4	10	-	-	-	-	(集じん機なし)			R4.8.1	R4.9.7	1.4	
			0	No.4	廃棄物焼却炉	R4.7.26	R4.8.22	1.4	10	-	-	-	-	(集じん機なし)			R4.8.1	R4.9.7	1.4	
			0	No.5	廃棄物焼却炉	R4.7.26	R4.8.22	1.4	10	-	-	-	-	(集じん機なし)			R4.8.1	R4.9.7	1.4	
			0	No.6	廃棄物焼却炉	R4.7.26	R4.8.22	1.4	10	-	-	-	-	(集じん機なし)			R4.8.1	R4.9.7	1.4	
			0	No.7	廃棄物焼却炉	R4.7.26	R4.8.22	1.4	10	-	-	-	-	(集じん機なし)			R4.7.26	R4.9.7	1.4	
			0	A 塵ガス洗浄装置	塵ガス洗浄施設	-	-	-	-	R4.8.9	R4.9.7	0.32	10	-	-	-	-	-	-	-
11	岡山市岡南環境センター	南区豊成一丁目4-1	0	2号炉	廃棄物焼却炉	R4.1.28	R4.3.7	0.00000029	1	-	-	-	-	R4.1.28	R4.3.7	1.3	R4.1.28	R4.3.7	0.0073	
			0	3号炉	廃棄物焼却炉	R4.1.28	R4.3.7	0.00063	1	-	-	-	-	R4.1.28	R4.3.7	1.3	R4.1.28	R4.3.7	0.0073	
			0	灰溜場	灰の貯留施設	-	-	-	-	(汚水の下水道への放流のため排水なし)				-	-	-	-	-	-	
12	株式会社岡山製紙	南区浜野一丁目4-34	0	No.3ボイラー	廃棄物焼却炉	R4.7.1	R4.7.22	0.39	10	-	-	-	-	R4.10.13	R4.11.22	1.3	R4.10.13	R4.11.22	0.11	
			0	沈殿分離槽	灰の貯留施設	-	-	-	-	(汚水の循環使用により排水なし)				-	-	-	-	-	-	
13	株式会社美頭興産	北区高松稲荷969	0	No.1	廃棄物焼却炉	R4.2.24	R4.2.24	0.026	10	-	-	-	-	(排出量微量のため測定不能)						
14	有限会社片岡久工務店	南区宮浦641	0	2号焼却装置	廃棄物焼却炉	(休止中)				-	-	-	-	(休止中)			(休止中)			
			1	洗浄塔	塵ガス洗浄施設	-	-	-	-	(汚水の循環使用により排水なし)				-	-	-	-	-	-	
15	株式会社クラレ岡山事業所	南区海岸通一丁目2-1	0	廃油焼却炉	廃棄物焼却炉	R4.1.24	R4.3.3	0.00000078	10	-	-	-	-	R4.1.24	R4.3.3	0	R4.1.24	R4.3.3	0.00000063	
16	カスタマー建材工業株式会社	東区東平島12-1	0	A-1	廃棄物焼却炉	R5.1.23	R5.2.14	0.16	10	-	-	-	-	R5.1.23	R5.2.14	0.27	R5.1.23	R5.2.14	0.00029	
17	安田産業株式会社 第二工場	南区飽浦675-3	0	廃棄物焼却炉1号	廃棄物焼却炉	R4.11.7	R4.11.28	1	10	-	-	-	-	R4.11.7	R4.11.28	0.51	R4.11.7	R4.11.28	0.00018	
			0	S-1	湿式集じん施設	-	-	-	-	(汚水の循環使用により排水なし)				-	-	-	-	-	-	
18	岡山県営食肉地方卸売市場	中区桜橋一丁目2-43	1	1	廃棄物焼却炉	R4.7.20	R4.8.18	0	5	-	-	-	-	R4.7.20	R4.8.18	0	R4.7.20	R4.8.18	0	
19	株式会社衛生センターリサイクル処理センター	南区葉港元町4-1	1	No.1	廃棄物焼却炉	R4.6.6	R4.6.9	4.8	5	-	-	-	-	R4.6.6	R4.6.13	1.2	R4.6.6	R4.6.13	1.3	
			1	No.2	廃棄物焼却炉	R4.10.25	R4.10.26	0.43	5	-	-	-	-	R4.5.16	R4.5.20	0.44	R4.5.16	R4.5.20	1.9	
			1	No.3	廃棄物焼却炉	R4.4.15	R4.4.19	0.043	5	-	-	-	-	R4.4.15	R4.4.20	0.18	R4.4.15	R4.4.20	1.1	
			1	No.4	廃棄物焼却炉	(使用開始後1年未満)				-	-	-	-	(使用開始後1年未満)			(使用開始後1年未満)			
20	山佐フロンティア株式会社アレカト事業室九幡事業所	東区九幡569-1	1	No.1	廃棄物焼却炉	R4.3.1	R4.3.16	0.35	5	-	-	-	-	(排出量微量のため測定不能)			R4.3.1	R4.3.16	0	
21	エコシステム岡山株式会社	南区海岸通一丁目3-1	1	1	廃棄物焼却炉	R4.7.12	R4.7.14	0.0017	0.1	-	-	-	-	R4.7.12	R4.7.20	0.26	R4.7.12	R4.7.20	0.0001	
			1		塵ガス洗浄施設	-	-	-	-	(汚水の循環使用により排水なし)				-	-	-	-	-	-	
22	マルケー自動車整備株式会社	南区古新田989-4	1	A-1	廃棄物焼却炉	R3.10.28	R3.11.22	0.018	5	-	-	-	-	(集じん機なし)			R4.10.6	R4.11.17	0.2	
23	旭川中部衛生施設組合旭清苑	北区御津鹿瀬650	0	1号	廃棄物焼却炉	(休止中)				-	-	-	-	(休止中)			(休止中)			
24	岡山県岡山市家畜保健衛生所	北区御津河内2770-1	0	1	廃棄物焼却炉	R4.12.14	R5.1.12	0.14	10	-	-	-	-	(集じん機なし)			R4.12.16	R5.1.12	0.0000041	
25	明和建設株式会社肩骨工場	東区瀬戸町肩骨2478-1	0	No.1	廃棄物焼却炉	R4.9.20	R4.10.18	2.3	10	-	-	-	-	R4.9.24	R4.10.12	0.034	R4.10.3	R4.11.4	0.0095	
26	山佐フロンティア株式会社アレカト事業室金岡事業所	東区金岡東町三丁目5-70	1	No.1	廃棄物焼却炉	R5.2.7	R5.2.16	0.067	5	-	-	-	-	(排出量微量のため測定不能)			R5.2.7	R5.2.16	0	
27	有限会社ジーテック	東区金田1196-8	1	1	廃棄物焼却炉	(休止中)				-	-	-	-	(休止中)			(休止中)			
28	(株)西日本アチューマッククリーンE・フォレスト岡山	北区御津虎倉1886番地	1	No.1	廃棄物焼却炉	(使用開始後1年未満)				-	-	-	-	(使用開始後1年未満)			(使用開始後1年未満)			
			1	No.2	廃棄物焼却炉	(使用開始後1年未満)				-	-	-	-	(使用開始後1年未満)			(使用開始後1年未満)			

(備考) - : 自主測定義務のないもの

空欄: 自主測定を実施しない又は結果を報告しないもの

「既存」は設置年月日が平成12年1月15日まで、「新設」は設置年月日が平成12年1月16日以降のもの。

【岡山市】一般環境における大気中アスベスト濃度測定結果（総繊維数濃度）

令和4年度 調査地点		測定結果（本/L）
1	津高公民館（岡山市北区栢谷） 津高地域センター（岡山市北区栢谷）	0.056 不検出
2	御津公民館（岡山市北区御津宇垣）	0.065, 0.056（2地点）
3	岡輝公民館（岡山市北区旭本町） 岡山市立中央図書館（岡山市北区二日市町）	不検出 不検出

※ 繊維状の物質（総繊維数）を測定した結果であり、アスベスト繊維の測定結果ではない。

※ 不検出とは、0.056（本/L）未満であることを表す。

大気中アスベスト濃度測定地点図



(注) このページは、岡山市から提供されたデータを基に県で作成した。

(参考) 倉敷市関係資料

令和4年度大気及び水質等測定結果について

倉敷市では、市内の環境の状況を把握するため、大気及び水質等について、継続して測定するとともに、事業者に対する環境汚染物質の排出抑制対策を進めている。令和4年度の環境測定等の結果について、以下のとおり報告する。

1 大気環境

(1) 概要

大気汚染防止法第22条第1項の規定により、人の健康保護及び生活環境保全を目的として、市内の大気環境の汚染状況を測定した。

ア 対象物質

大気汚染に係る環境基準が定められている、二酸化硫黄 (SO₂)、二酸化窒素 (NO₂)、一酸化炭素 (CO)、光化学オキシダント (Ox)、浮遊粒子状物質 (SPM) 及び微小粒子状物質 (PM2.5) の6物質

イ 測定方法

市内23か所の大気環境測定局において、測定局ごとに測定対象物質を定め、1年を通して1時間ごとの24時間連続測定を実施した。

(2) 結果

ア 対象物質の測定結果

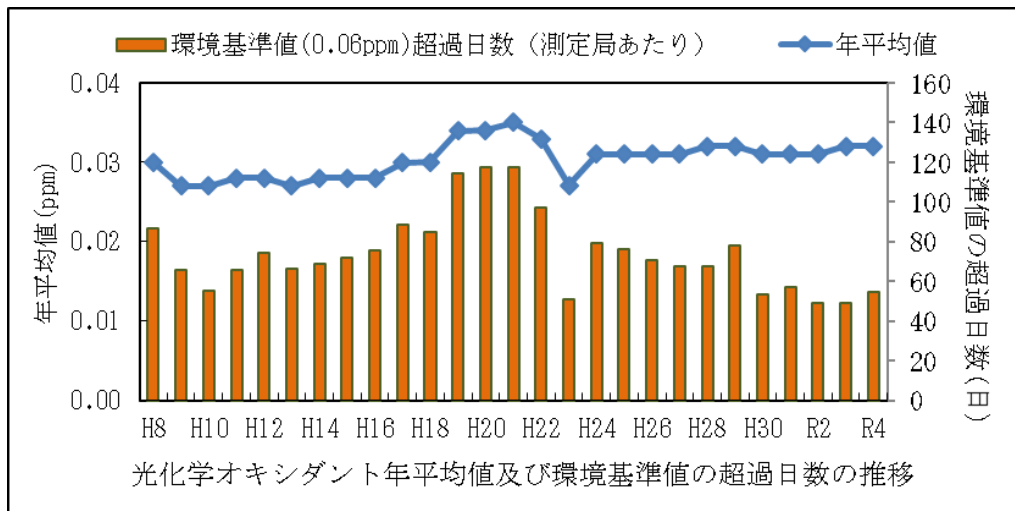
二酸化硫黄、二酸化窒素、一酸化炭素、浮遊粒子状物質及び微小粒子状物質については、全ての測定局で環境基準を達成した。

光化学オキシダントについては、全ての測定局で環境基準を達成しなかった。

大気汚染物質	測定局数	達成局数	達成率
二酸化硫黄 (SO ₂)	18	18	100%
二酸化窒素 (NO ₂)	20	20	100%
一酸化炭素 (CO)	4	4	100%
光化学オキシダント (Ox)	16	0	0%
浮遊粒子状物質 (SPM)	18	18	100%
微小粒子状物質 (PM2.5)	10	10	100%

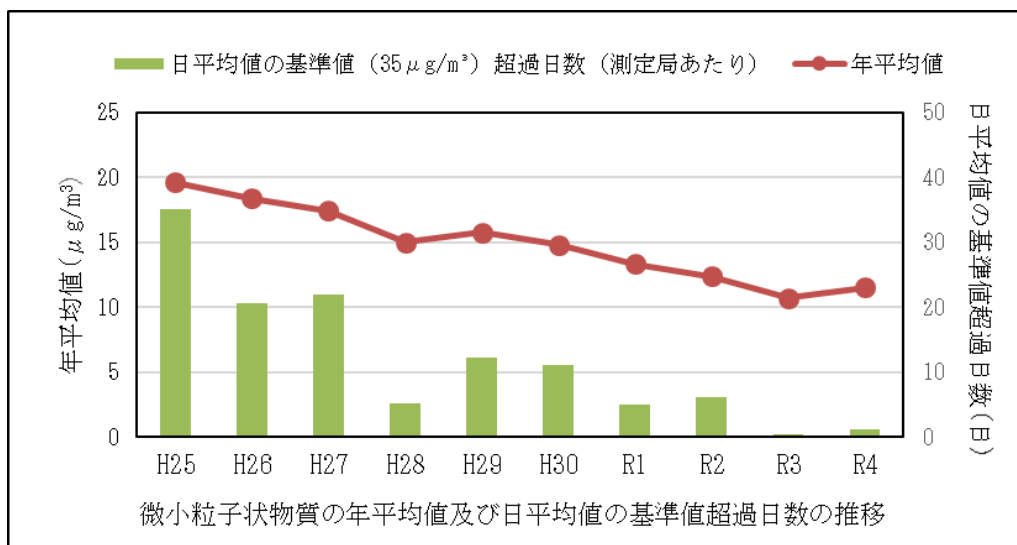
イ 光化学オキシダント年平均値及び環境基準値（0.06ppm）超過日数の推移

光化学オキシダントの年平均値は、近年、概ね横ばいで推移している。



ウ 微小粒子状物質（PM2.5）の年平均値及び日平均値の基準値の超過日数並びに環境基準達成率の推移

平成 24 年度から評価を行っており、環境基準達成率は改善傾向にある。



	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
環境基準達成率	0%	0%	0%	10%	70%	30%	22%
(達成局数/測定局数)	(0/3)	(0/6)	(0/10)	(1/10)	(7/10)	(3/10)	(2/9)
	R1	R2	R3	R4			
環境基準達成率	80%	70%	100%	100%			
(達成局数/測定局数)	(8/10)	(7/10)	(10/10)	(10/10)			

(3) 今後の対応

- ア 引き続き大気環境の状況を常時監視し、実態の把握に努める。
- イ 光化学オキシダントについて、原因物質である窒素酸化物や炭化水素類等の削減に取り組むとともに、高濃度の際には、市内協力工場への窒素酸化物の削減要請並びに市民に対する健康被害及び農作物被害防止のための周知を行う。
- ウ 微小粒子状物質について、国が示した暫定指針値（日平均値 $70 \mu\text{g}/\text{m}^3$ ）を超えると予想される日には、健康被害が発生するおそれがあり、岡山県から注意喚起が発令されるため、市民に周知を行う。

2 有害大気汚染物質等

(1) 環境調査

ア 概要

大気汚染防止法第 22 条第 1 項の規定により、大気中での濃度が低濃度であっても継続的に摂取された場合において人の健康影響が懸念される有害大気汚染物質並びに水銀及びその化合物について、環境調査を実施した。

イ 対象物質

環境基準設定物質 4 物質、指針値設定物質 11 物質、環境基準等未設定物質 6 物質の合計 21 物質

ウ 調査方法

市内 7 地点において、連続 24 時間の測定を毎月実施した。

エ 結果

(ア) 環境基準設定物質

ジクロロメタン、テトラクロロエチレン、トリクロロエチレン、ベンゼン

全ての地点で環境基準を達成した。

(イ) 指針値設定物質

アクリロニトリル、アセトアルデヒド、塩化ビニルモノマー、塩化メチル、水銀及びその化合物、ニッケル化合物、クロロホルム、1,3-ブタジエン、1,2-ジクロロエタン、ヒ素及びその化合物、マンガン及びその化合物

全ての地点で指針値を下回った。

(ウ) 環境基準等未設定物質

トルエン、ホルムアルデヒド、ベリリウム及びその化合物、クロム及びその化合物、ベンゾ[a]ピレン、酸化エチレン

評価する基準値の設定はないが、例年と比べ大きな変化はなかった。

(2) 事業者によるベンゼン排出抑制対策

ア 概要

岡山県環境への負荷の低減に関する条例において、事業者によるベンゼン等の排出抑制や削減計画等の報告及び市による公表が定められている。

このうち、指定事業所の施設数や施設の種類については、次のとおりである。

イ 指定事業所と施設数

指 定 事 業 所 名	所 在 地	届出施設数
旭化成(株)製造統括本部水島製造所 (B地区)	潮通 3 丁目 13 番地	16
旭化成(株)製造統括本部水島製造所 (C地区)	児島塩生 2767-11	21
ENEOS(株) 水島製油所A工場	水島海岸通 4 丁目 2 番地	30
ENEOS(株) 水島製油所B工場	潮通 2 丁目 1 番地	7
JFE スチール(株) 西日本製鉄所 (倉敷地区) JFE ケミカル(株) 西日本製造所 倉敷工場	水島川崎通 1 丁目	17
三菱ケミカル(株) 岡山事業所	潮通 3 丁目 10 番地	23
三菱瓦斯化学(株) 水島工場	水島海岸通 3 丁目 10 番地	18
合 計		132

条 例 に 定 め ら れ た 施 設 の 種 類	届出施設数
1. ベンゼンの製造施設	12
2. ベンゼンを原料とする化学物質等の製造施設	21
3. ベンゼンの貯蔵施設	68
4. ベンゼンの出荷施設	6
5. ベンゼンの蒸留施設	13
6. コークス炉	12
合 計	132

(3) 今後の対応

引き続き環境調査を定期的を実施し、有害大気汚染物質による大気の汚染状況を把握するとともに、事業者に対し、排出抑制対策を指導していく。

3 降下ばいじん

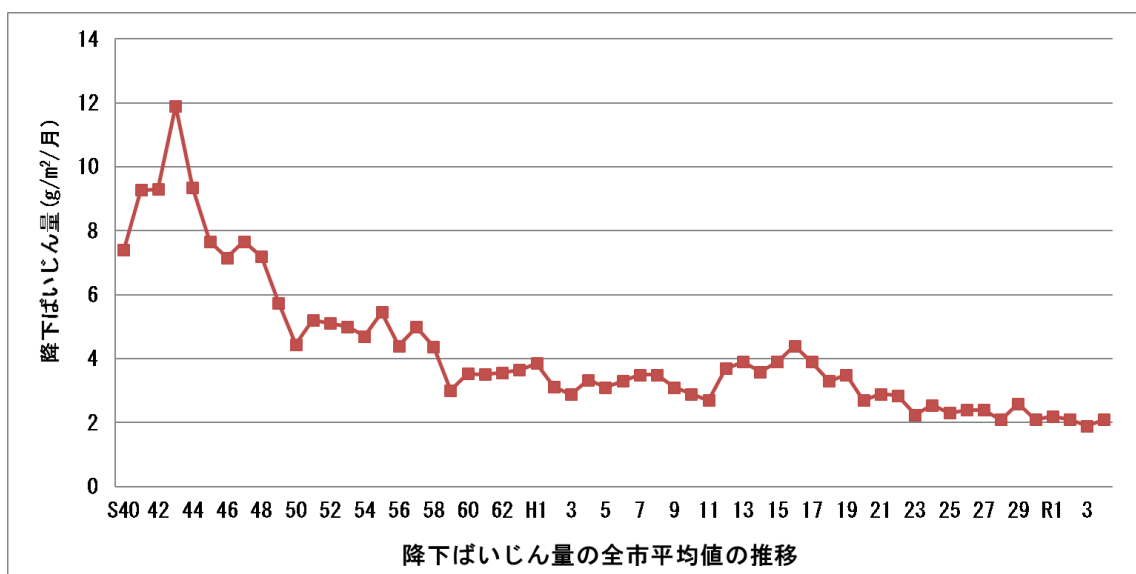
(1) 環境調査

ア 概要

降下ばいじんとは、大気中の粒子状物質のうち、重力、雨等によって降下したばいじん、粉じん等の総称であり、市内の降下ばいじん状況を把握するために調査を実施した。

イ 結果

降下ばいじん量は、市内平均値が $2.1\text{g}/\text{m}^2/\text{月}$ であり、令和3年度と比べて、 $0.2\text{g}/\text{m}^2/\text{月}$ 増加した。測定開始当初と比べると低減しているが、近年は微減から横ばいの傾向である。



(2) 降下ばいじん抑制対策

ア 概要

大気汚染防止法の一般粉じん発生施設又は岡山県環境への負荷の低減に関する条例の粉じん発生施設の設置事業者を対象に、粉じん飛散防止対策実施計画書の提出を求めるとともに、各事業所への現地調査を計画した。

イ 結果

対象となる全41事業場について、粉じん飛散防止対策実施計画書の提出を受けるとともに現地調査を実施し、粉じん飛散防止対策について指導を行った。

(3) 今後の対応

引き続き環境調査を実施し、降下ばいじん量を把握するとともに、事業者に対し、排出抑制対策を指導していく。

4 公共用水域の水質

(1) 概要

水質汚濁防止法第 15 条第 1 項の規定により、公共用水域の水質の状況を把握するため調査した。

ア 対象項目

(ア) 健康項目 (カドミウム等 27 項目)

(イ) 生活環境項目 (BOD (生物化学的酸素要求量)、COD (化学的酸素要求量) 等 13 項目)

(ウ) 要監視項目 (クロロホルム等 32 項目)

イ 調査地点

市内の河川 21 地点及び海域 21 地点において調査した。(河川の調査地点には国土交通省実施の 3 地点を含む。)

(2) 結果

ア 健康項目

健康項目は、全ての地点で環境基準を達成した。

イ 生活環境項目

(ア) BOD 及び COD

a 河川の BOD は、環境基準類型があてはめられた 13 地点のうち、全ての地点で環境基準に適合していた。(適合率 100%)

b 海域の COD は、21 地点のうち、11 地点で環境基準に適合していた。(適合率 52.4%)

(イ) 全窒素及び全りん

a 海域の全窒素を調査している 21 地点のうち、18 地点で環境基準に適合していた。(適合率 85.7%)

b 海域の全りんを調査している 21 地点のうち、16 地点で環境基準に適合していた。(適合率 76.2%)

(ウ) その他の生活環境項目

その他の生活環境項目については、次のとおりであった。

(単位：%)

水域 区分	その他の生活環境項目（水生生物の保全に係る水質環境基準項目）		
	全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼン スルホン酸及びその塩
海域	100	100	100

※数値は、（環境基準に適合している地点数）/（総地点数）を百分率で示したもの

※河川については、環境基準のあてはめがなされていない。

(単位：%)

水域 区分	その他の生活環境項目				
	水素イオン 濃度 (pH)	溶存酸素量 (DO)	浮遊物質 量 (SS)	大腸菌数	ノルマルヘキサン抽出 物質 (油分)
河川	88.3	100	100	100	
海域	97.3	87.8		100	100

※数値は、（環境基準に適合している検体数）/（総検体数）を百分率で示したもの

※斜線部については、環境基準の設定がないため測定を行っていない。

ウ 要監視項目

指針値が設定されているクロロホルム等 32 項目のうち全マンガンについて、調査した河川 5 地点のうち、1 地点で指針値を超過した。原因究明のため、調査を継続している。また、ウランについて、調査した海域 7 地点のうち 6 地点で指針値を超過した。原因は、自然由来と考えられる。

(3) 今後の対応

引き続き、公共用水域の状況を調査し、実態の把握に努める。

5 地下水の水質

(1) 概要

水質汚濁防止法第 15 条第 1 項の規定により、地下水の水質の状況を把握するため調査した。

ア 対象項目

地下水の水質汚濁に係る環境基準が定められている項目（28 項目）

イ 調査地点

(ア) 概況調査

次の 6 地点で調査

玉島、船穂町船穂、新田、児島味野、東富井、広江

(イ) 継続監視調査

過去に環境基準値を超過し、継続的な調査の必要がある 7 地点を調査した。

児島唐琴（2 地点）、玉島道口（2 地点）、二日市、船穂町柳井原、船穂町水江

(2) 結果

ア 概況調査

全ての地点で、環境基準に適合していた。

イ 継続監視調査

児島唐琴 2 地点でテトラクロロエチレン、玉島道口 1 地点で硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素、二日市でひ素・ふっ素、船穂町柳井原及び船穂町水江でふっ素が環境基準値を超過した。

(3) 今後の対応

継続監視調査で環境基準を超過した地点については、監視を継続する。

なお、環境基準値を超過した地点（井戸）については、飲用しないように助言している。

6 ダイオキシン類

(1) 環境調査

ア 概要

ダイオキシン類対策特別措置法第 26 条第 1 項の規定により、大気、水質（河川・海域・地下水）、底質（河川・海域）及び土壌の環境中における汚染状況の調査を把握するため、調査を実施した。

イ 結果

(ア) 大気

調査地点の 2 地点において、ともに環境基準を達成した。

(イ) 公共用水域水質

河川 7 地点及び海域 8 地点において、全ての調査地点で環境基準を達成した。

(ウ) 公共用水域底質

河川 7 地点及び海域 8 地点において、全ての調査地点で環境基準を達成した。

(エ) 地下水

調査地点の 3 地点のうち、継続調査を行っている 1 地点で環境基準値を超過した。

(オ) 土壌

調査地点の 8 地点において、全て環境基準を達成した。

(2) 事業者による測定結果

ア 概要

ダイオキシン類対策特別措置法第 28 条の規定により、特定施設を設置している事業者は、排出ガス、排出水等につき、そのダイオキシン類濃度を毎年 1 回以上測定し、市に報告することが義務付けられている。

令和 4 年度の事業者によるダイオキシン類の自主測定結果については、全ての施設において排出基準値以下であった。

イ 自主測定結果の報告状況

区 分	施設数	報告対象施設		報告 対象外 施設
		報告 実施施設	未報告 施設	
排出ガス	52	41	0	11
ばいじん	37	13	0	24
燃え殻	37	14	0	23
排出水	25	14	0	11

ウ 今後の対応

引き続き、法に基づき、事業者に対して自主測定の実施及び施設の適正な運転管理等について指導していく。

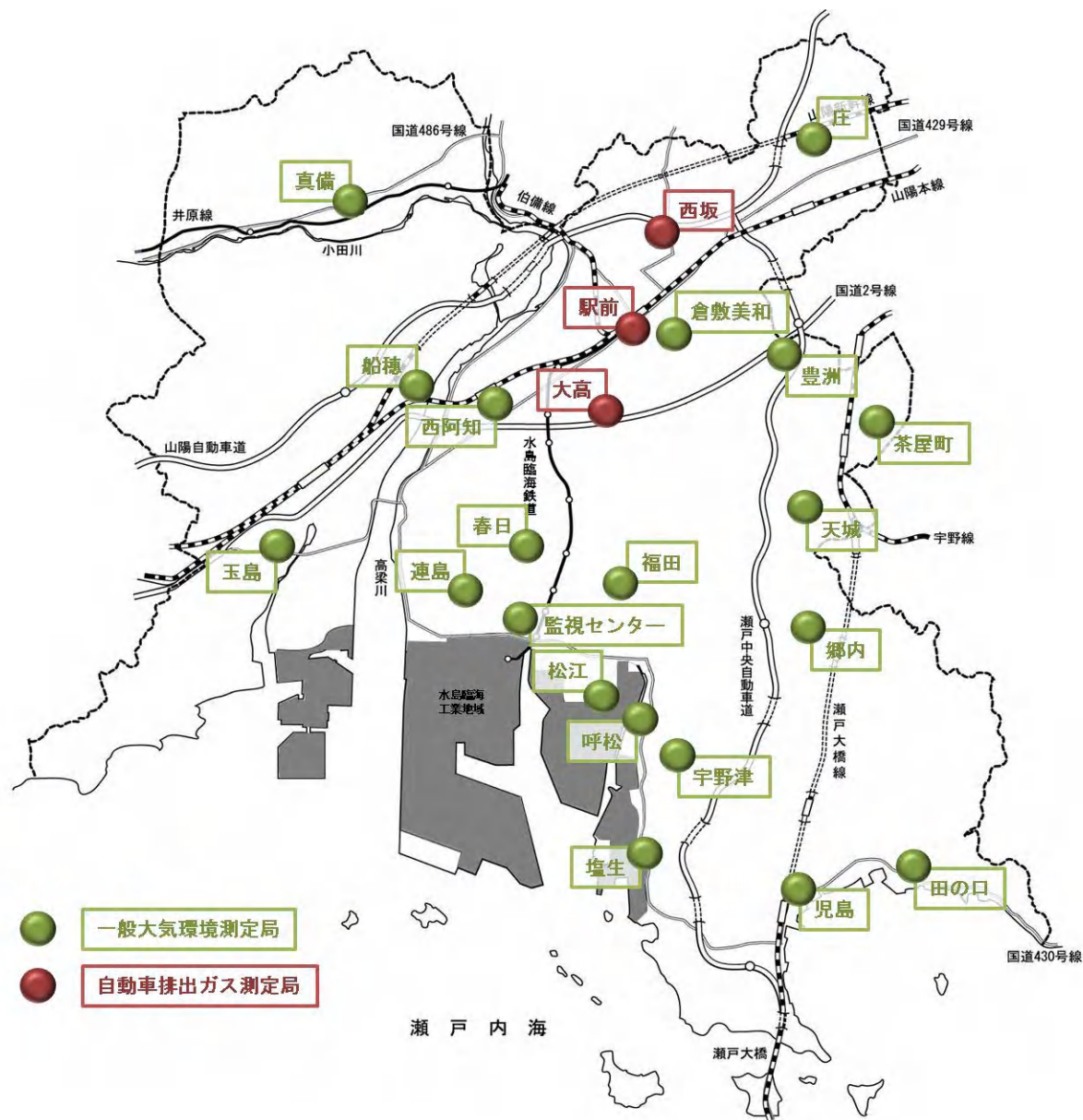
**令和4年度大気及び水質等測定結果について
(参考資料)**

令和5年6月21日

倉敷市環境リサイクル局環境政策部環境政策課

大気環境測定地点図

市内の大気測定局（令和4年度末）



大気の汚染に係る環境基準

1 環境基準

項目	環境上の条件
二酸化硫黄 (SO ₂)	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。
二酸化窒素 (NO ₂)	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。
一酸化炭素 (CO)	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。
光化学オキシダント (Ox)	1時間値が0.06ppm以下であること。
浮遊粒子状物質 (SPM)	1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m ³ 以下であること。
微小粒子状物質 (PM _{2.5})	1年平均値が15μg/m ³ 以下であり、かつ、1日平均値が35μg/m ³ 以下であること。

2 評価方法

長期的評価（光化学オキシダント（Ox）を除く。）

年間を通じた測定結果に係る評価。環境基準による大気汚染の評価手法には測定結果の年間の平均値と環境基準値とを比較するものと、測定結果のうち特定の値（2%除外値等）と環境基準値とを比較するものがある。

短期的評価（二酸化窒素（NO₂）及び微小粒子状物質（PM_{2.5}）を除く。）

1時間又は1日を通じた測定結果に係る評価。測定を行った日についての1時間値の1日平均値若しくは8時間平均値又は各1時間値を環境基準値と比較して評価を行う。

光化学オキシダントについては、1時間値の年間最高値を環境基準値と比較して評価している。

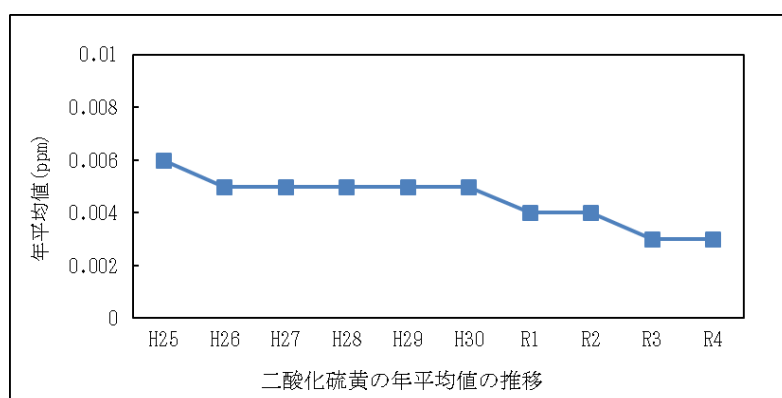
大気汚染物質ごとの測定結果

1 二酸化硫黄 (SO₂)

(1) 測定を行った一般大気環境測定局（以下「一般局」という。）18局について、長期的評価及び短期的評価のいずれにおいても環境基準を達成した。なお、自動車排出ガス測定局（以下「自排局」という。）では当該項目の測定は実施していない。

測定局の属性	測定局	長期的評価			短期的評価				
		日平均値の2%除外値が0.04ppm以下である場合に環境基準達成とする。ただし、日平均値が0.04ppmを超える日が2日以上連続した場合は環境基準達成としない。			1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。				
		日平均値の2%除外値	日平均値が0.04ppmを超えた日が2日以上連続したことの有無	達成	日平均値が0.04ppmを超えた日数とその割合		1時間値が0.1ppmを超えた時間数とその割合		達成
(ppm)	有・無	達成	(日)	(%)	(時間)	(%)	達成		
一般局	倉敷美和	0.006	無	○	0	0.00	0	0.00	○
	監視センター	0.009	無	○	0	0.00	0	0.00	○
	春日	0.009	無	○	0	0.00	0	0.00	○
	連島	0.008	無	○	0	0.00	0	0.00	○
	塩生	0.009	無	○	0	0.00	0	0.00	○
	松江	0.010	無	○	0	0.00	0	0.00	○
	福田	0.010	無	○	0	0.00	0	0.00	○
	西阿知	0.007	無	○	0	0.00	0	0.00	○
	玉島	0.006	無	○	0	0.00	0	0.00	○
	船穂	0.003	無	○	0	0.00	0	0.00	○
	児島	0.006	無	○	0	0.00	0	0.00	○
	郷内	0.007	無	○	0	0.00	0	0.00	○
	天城	0.004	無	○	0	0.00	0	0.00	○
	茶屋町	0.005	無	○	0	0.00	0	0.00	○
	豊洲	0.004	無	○	0	0.00	0	0.00	○
	呼松	0.010	無	○	0	0.00	0	0.00	○
	宇野津	0.009	無	○	0	0.00	0	0.00	○
	田の口	0.006	無	○	0	0.00	0	0.00	○

(2) 一般局（18局）における年平均値の推移は次のとおりである。

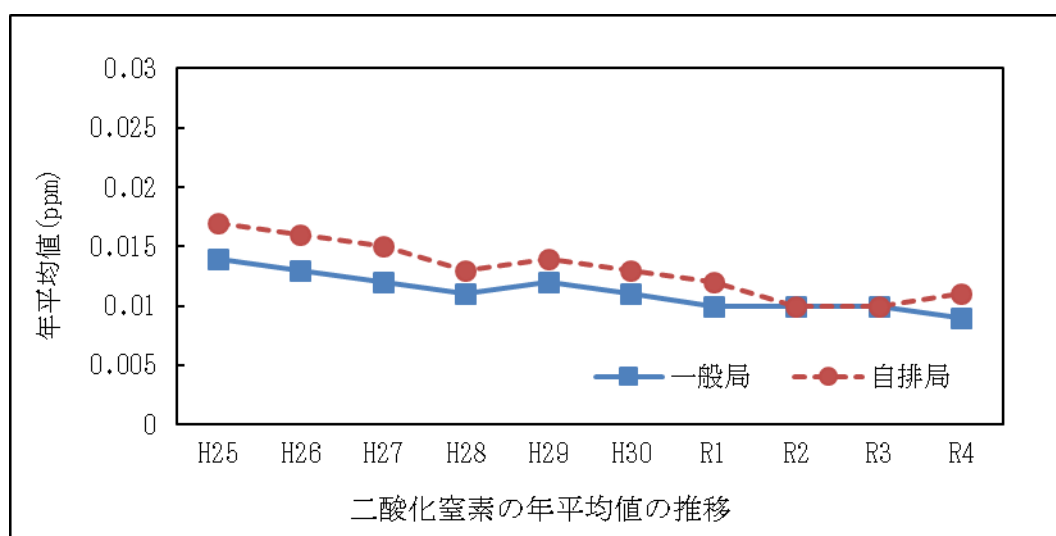


2 二酸化窒素 (NO₂)

(1) 測定した 20 局について、全ての測定局で環境基準を達成した。

測定局の属性	測定局	長期的評価		
		日平均値の年間98%値が0.06ppm以下である場合に環境基準達成とする。		
		日平均値の年間98%値	98%値評価による日平均値が0.06ppmを超えた日数	達成
		(ppm)	(日)	
一般局	倉敷美和	0.023	0	○
	監視センター	0.030	0	○
	春日	0.024	0	○
	連島	0.023	0	○
	塩生	0.027	0	○
	松江	0.026	0	○
	福田	0.032	0	○
	西阿知	0.017	0	○
	玉島	0.021	0	○
	船穂	0.017	0	○
	真備	0.013	0	○
	児島	0.020	0	○
	郷内	0.018	0	○
	天城	0.022	0	○
	茶屋町	0.021	0	○
	庄	0.015	0	○
	豊洲	0.023	0	○
自排局	駅前	0.027	0	○
	大高	0.024	0	○
	西坂	0.027	0	○

(2) 一般局 (17 局) 及び自排局 (3 局) における年平均値の推移は次のとおりである。

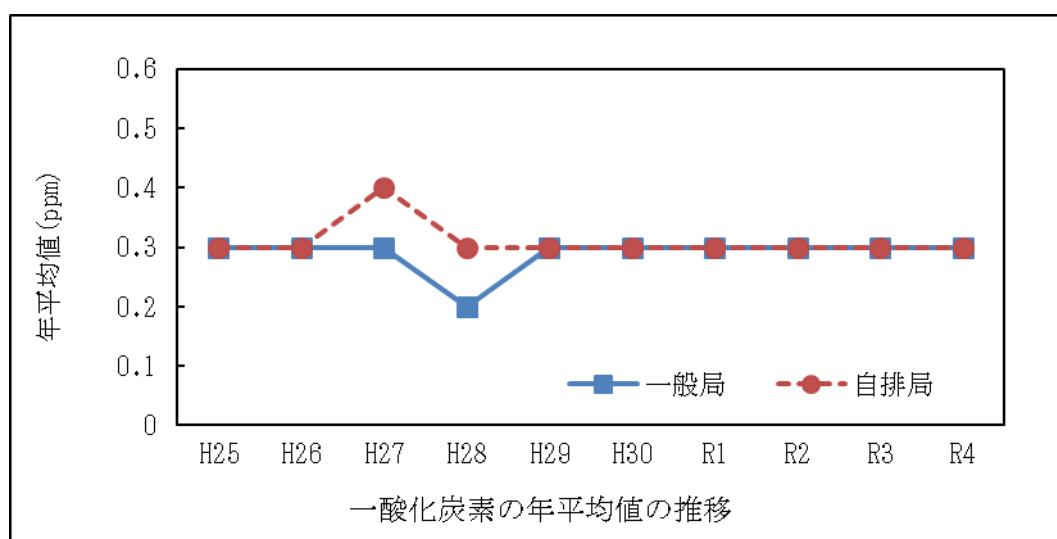


3 一酸化炭素 (CO)

(1) 測定した4局について、長期的評価及び短期的評価のいずれにおいても、全ての局で環境基準を達成した。

測定局の属性	測定局	長期的評価			短期的評価				
		日平均値の2%除外値が10ppm以下である場合に環境基準達成とする。ただし、日平均値が10ppmを超える日が2日以上連続した場合は環境基準達成としない。			1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。				
		日平均値の2%除外値	日平均値が10ppmを超えた日が2日以上連続したことの有無		8時間値が20ppmを超えた回数とその割合	日平均値が10ppmを超えた日数とその割合			
(ppm)	有・無	達成	(回数)	(%)	(日)	(%)	達成		
一般局	倉敷美和	0.8	無	○	0	0.00	0	0.00	○
自排局	駅前	0.7	無	○	0	0.00	0	0.00	○
	大高	0.6	無	○	0	0.00	0	0.00	○
	西坂	0.4	無	○	0	0.00	0	0.00	○

(2) 一般局（1局）及び自排局（3局）における年平均値の推移は、次のとおりである。



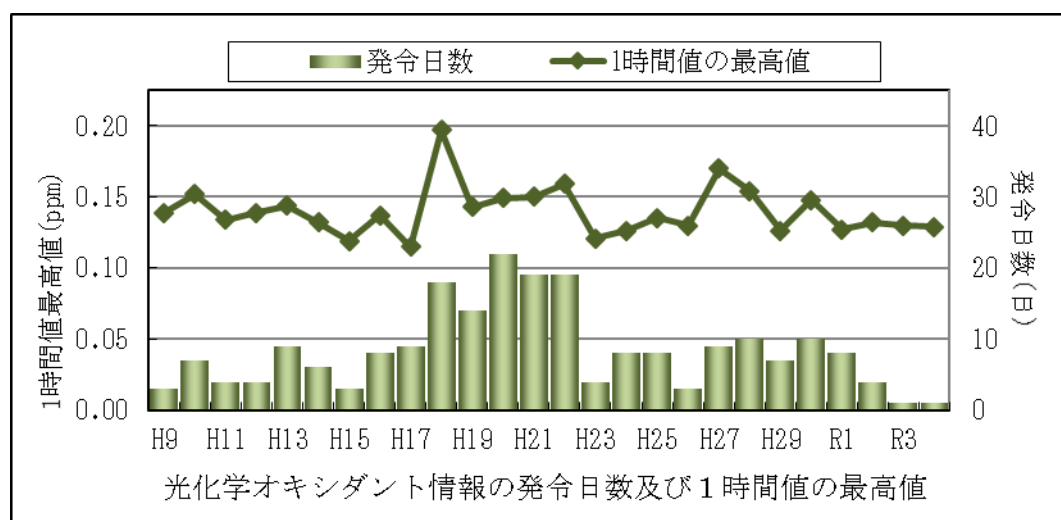
4 光化学オキシダント (Ox)

(1) 測定した16局について、全ての測定局で環境基準を達成しなかった。

測定局の属性	測定局	昼間（6時から20時まで）の1時間値が全て0.06ppm以下である場合に環境基準達成とする。			昼間の1時間値が0.12ppm以上の日数と時間数		昼間の1時間値の平均値 (ppm)
		昼間の1時間値が0.06ppmを超えた日数と時間数		達成	(日)	(時間)	
		(日)	(時間)				
一般局	倉敷美和	64	300	×	0	0	0.033
	監視センター	24	85	×	0	0	0.030
	春日	68	300	×	0	0	0.034
	連島	81	410	×	1	1	0.036
	塩生	53	196	×	0	0	0.033
	松江	17	53	×	0	0	0.027
	福田	55	215	×	0	0	0.033
	西阿知	57	264	×	0	0	0.031
	玉島	54	233	×	0	0	0.031
	船穂	59	263	×	0	0	0.033
	真備	76	379	×	1	2	0.032
	児島	53	227	×	0	0	0.031
	郷内	36	151	×	0	0	0.028
	天城	47	183	×	0	0	0.031
	茶屋町	74	349	×	0	0	0.032
	庄	54	249	×	0	0	0.030

※1時間値0.12ppm以上が注意報発令の濃度レベルであるため、参考として記載している。

(2) 光化学オキシダント情報の発令日数及び1時間値の最高値の推移は、次のとおりである。

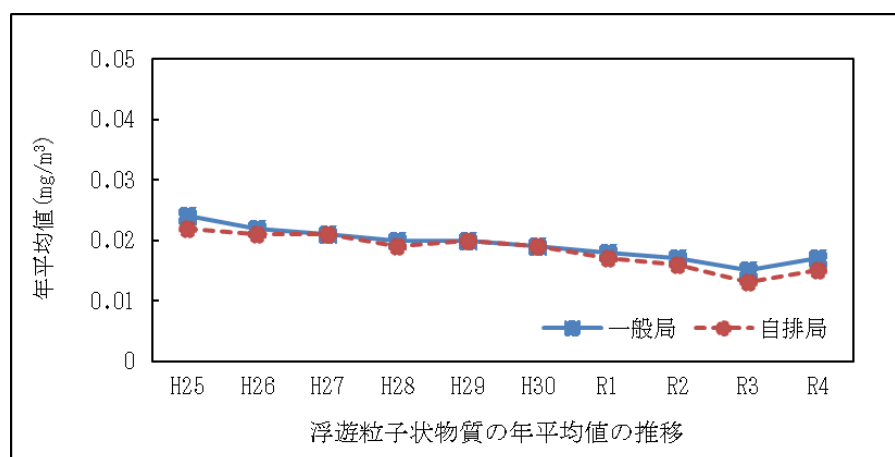


5 浮遊粒子状物質 (SPM)

(1) 測定した 18 局について、長期的評価では、全ての測定局で環境基準を達成した。
また、短期的評価では、環境基準を達成しなかった測定局は 1 局であった。

測定局の属性	測定局	長期的評価			短期的評価				
		日平均値の2%除外値が0.10mg/m ³ 以下である場合に環境基準達成とする。ただし、日平均値が0.10mg/m ³ を超える日が2日以上連続した場合は環境基準達成としない。			1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m ³ 以下であること。				
		日平均値の2%除外値 (mg/m ³)	日平均値が0.10mg/m ³ を超えた日が2日以上連続したことの有無 有・無	達成	1時間値が0.20mg/m ³ を超えた時間数とその割合 (時間) (%)		日平均値が0.10mg/m ³ を超えた日数とその割合 (日) (%)		達成
一般局	倉敷美和	0.030	無	○	0	0.00	0	0.00	○
	監視センター	0.045	無	○	0	0.00	0	0.00	○
	春日	0.043	無	○	0	0.00	0	0.00	○
	連島	0.033	無	○	0	0.00	0	0.00	○
	塩生	0.037	無	○	0	0.00	0	0.00	○
	松江	0.042	無	○	0	0.00	0	0.00	○
	福田	0.034	無	○	0	0.00	0	0.00	○
	西阿知	0.034	無	○	0	0.00	0	0.00	○
	玉島	0.039	無	○	0	0.00	0	0.00	○
	船穂	0.035	無	○	0	0.00	0	0.00	○
	児島	0.033	無	○	0	0.00	0	0.00	○
	郷内	0.034	無	○	0	0.00	0	0.00	○
	天城	0.034	無	○	0	0.00	0	0.00	○
	茶屋町	0.040	無	○	1	0.00	0	0.00	×
	庄	0.026	無	○	0	0.00	0	0.00	○
	呼松	0.038	無	○	0	0.00	0	0.00	○
自排局	大高	0.038	無	○	0	0.00	0	0.00	○
	西坂	0.035	無	○	0	0.00	0	0.00	○

(2) 一般局 (16 局) 及び自排局 (2 局) における年平均値の推移は次のとおりである。

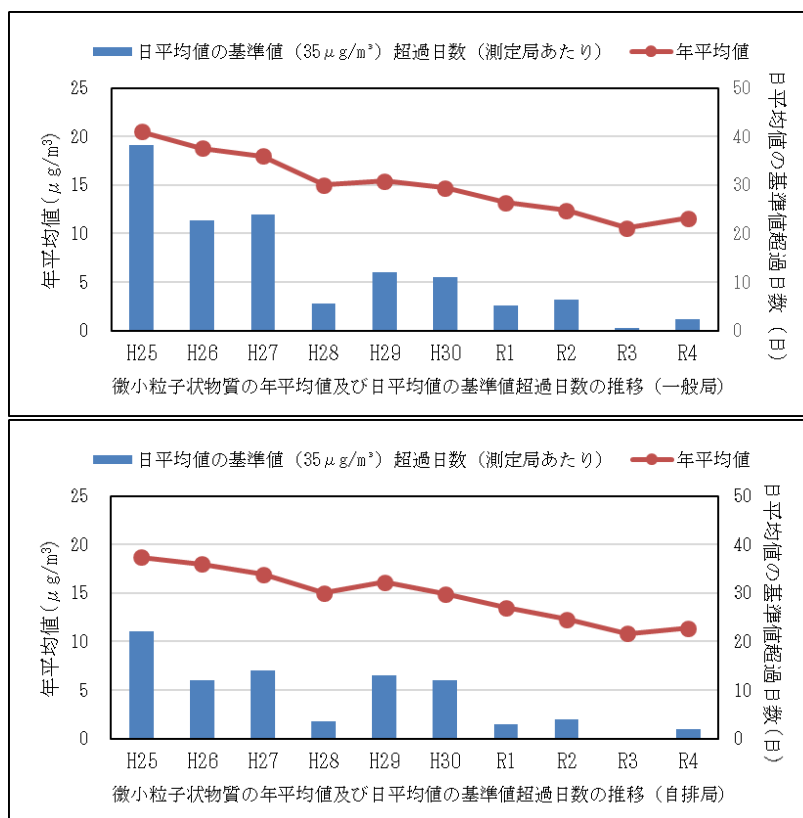


6 微小粒子状物質 (PM2.5)

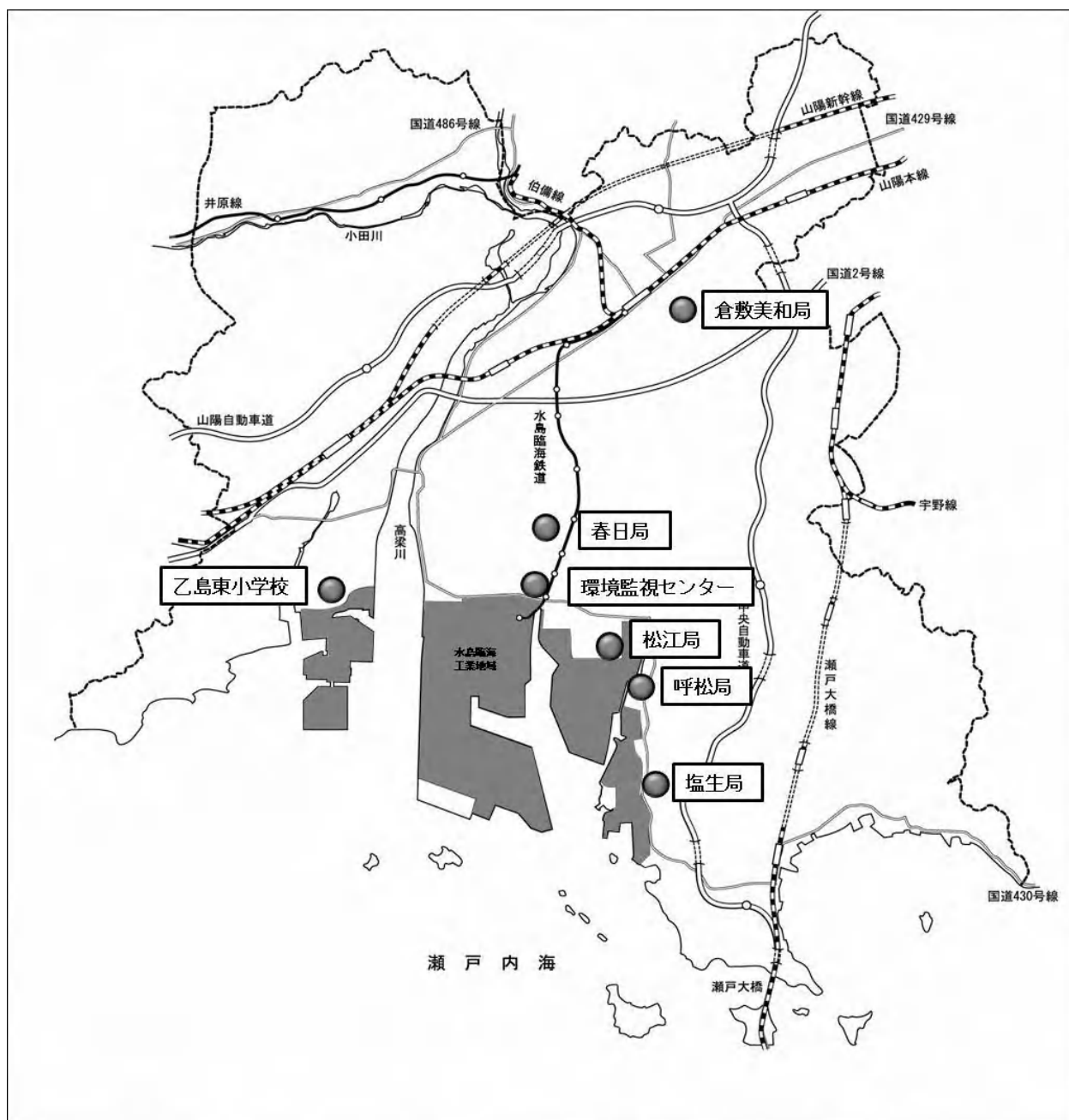
(1) 平成 24 年度から評価を開始しており、令和 4 年度に測定した 10 局について、全ての測定局で環境基準を達成した。

測定局の属性	測定局	1年平均値が15 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であり、かつ、1日平均値が35 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下である場合に環境基準達成とする。				日平均値が35 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ を超えた日数とその割合	
		長期基準		短期基準			
		年平均値		日平均値の年間98%値		日 (日)	割合 (%)
		($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	達成	($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	達成		
一般局	倉敷美和	11.8	○	30.1	○	4	1.1
	監視センター	11.2	○	27.6	○	1	0.3
	塩生	12.0	○	27.0	○	3	0.8
	松江	12.9	○	33.0	○	6	1.7
	玉島	10.9	○	28.9	○	1	0.3
	真備	11.3	○	25.5	○	2	0.6
	児島	11.7	○	26.0	○	1	0.3
	茶屋町	11.5	○	27.4	○	2	0.6
	庄	11.1	○	26.8	○	1	0.3
自排局	大高	11.4	○	28.8	○	2	0.6

(2) 一般局及び自排局における年平均値及び日平均値の基準値の超過日数の推移は次のとおりである。



有害大気汚染物質等測定地点図



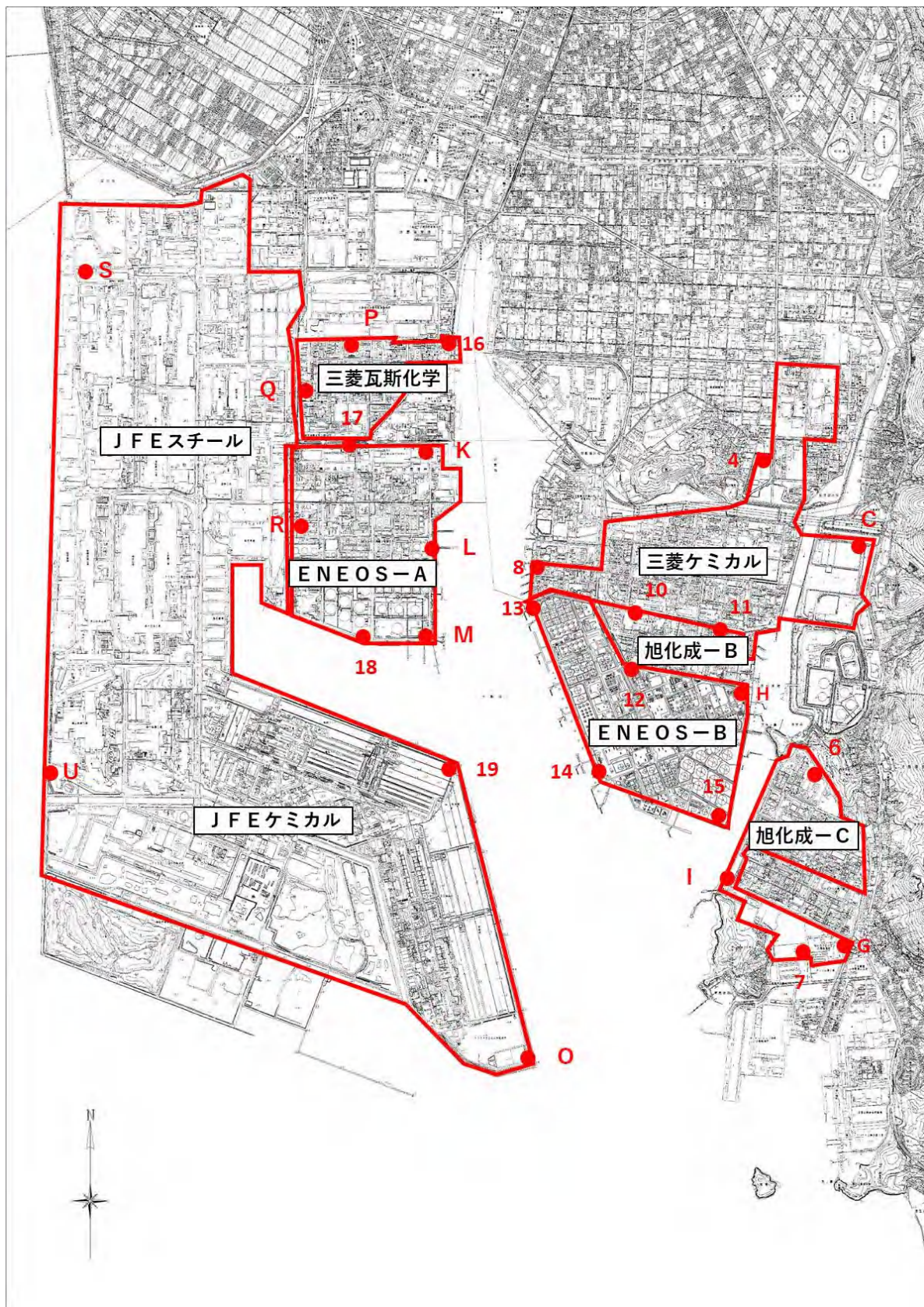
有害大気汚染物質等測定結果

- 1 全ての地点で環境基準を達成した。
- 2 全ての地点で指針値を下回った結果であった。

測定地点		倉敷 美和局	松江局	塩生局	春日局	乙島東 小学校	呼松局	監視 センター	環境基準値 (指針値)
物質名	単位								
アクリロニトリル	$\mu\text{g}/\text{m}^3$	0.046	0.26	0.11	0.037	0.040	0.20	0.063	(2以下)
塩化ビニルモノマー	$\mu\text{g}/\text{m}^3$	0.054	0.048	0.046	0.0079	0.015	0.042	0.042	(10以下)
塩化メチル	$\mu\text{g}/\text{m}^3$	1.4	1.5	1.4	1.3	1.7	1.6	1.4	(94以下)
クロロホルム	$\mu\text{g}/\text{m}^3$	0.19	0.19	0.34	0.17	0.14	0.22	0.19	(18以下)
1,2-ジクロロエタン	$\mu\text{g}/\text{m}^3$	0.21	0.43	0.22	0.19	0.18	0.30	0.24	(1.6以下)
ジクロロメタン	$\mu\text{g}/\text{m}^3$	0.94	0.97	1.1	1.2	1.2	0.86	0.97	150以下
テトラクロロエチレン	$\mu\text{g}/\text{m}^3$	0.066	0.34	0.090	0.082	0.14	0.33	0.088	200以下
トリクロロエチレン	$\mu\text{g}/\text{m}^3$	0.084	0.85	0.12	0.10	0.056	0.89	0.15	130以下
トルエン	$\mu\text{g}/\text{m}^3$	5.5	6.4	3.5	6.6	10	3.8	5.8	
1,3-ブタジエン	$\mu\text{g}/\text{m}^3$	0.059	0.13	0.078	0.058	0.084	0.15	0.065	(2.5以下)
ベンゼン	$\mu\text{g}/\text{m}^3$	1.1	2.2	1.3	1.2	1.2	2.1	1.7	3以下
アセトアルデヒド	$\mu\text{g}/\text{m}^3$	2.1	2.8						(120以下)
ホルムアルデヒド	$\mu\text{g}/\text{m}^3$	2.5	2.7						
酸化エチレン	$\mu\text{g}/\text{m}^3$	0.059	0.092						
ニッケル化合物	ng/m^3	2.2	10						(25以下)
ヒ素及びその化合物	ng/m^3	1.6	2.2						(6以下)
バリウム及びその化合物	ng/m^3	0.011	0.023						
マンガン及びその化合物	ng/m^3	73	92						(140以下)
クロム及びその化合物 ※	ng/m^3	4.0	13						
水銀及びその化合物	ng/m^3	1.7	2.1						(40以下)
ベンゾ [a] ピレン	ng/m^3	0.31	3.2						

※1 全て年平均値。
 ※2 「クロム及び三価クロム化合物」、「六価クロム及びその化合物」については、個別の測定が困難なため、2項目の合計である「クロム及びその化合物」として測定している。

指定事業所敷地境界線における測定地点図



指定事業所におけるベンゼン自主測定結果

指 定 事 業 所 名	敷地境界地点名	濃 度 範 囲 ($\mu\text{g}/\text{m}^3$)
旭化成(株) 製造統括本部水島製造所 (B地区)	10、11、12、H	0.5未満 ~ 44.8
旭化成(株) 製造統括本部水島製造所 (C地区)	6、I、7、G	0.5未満 ~ 5.0
ENEOS(株) 水島製油所A工場	K、L、M、18、R	0.5未満 ~ 5.5
ENEOS(株) 水島製油所B工場	13、14、15、H	0.5未満 ~ 14.2
JFE スチール(株) 西日本製鉄所 (倉敷地区) JFE ケミカル(株) 西日本製造所 倉敷工場	S、U、19、O	0.5未満 ~ 9.3
三菱ケミカル(株) 岡山事業所	4、8、10、C	0.5未満 ~ 9.1
三菱瓦斯化学(株) 水島工場	16、17、P、Q	0.5未満 ~ 7.3

※当該指定事業所の敷地境界で測定された値であり、周辺指定事業所からの影響も考えられる。

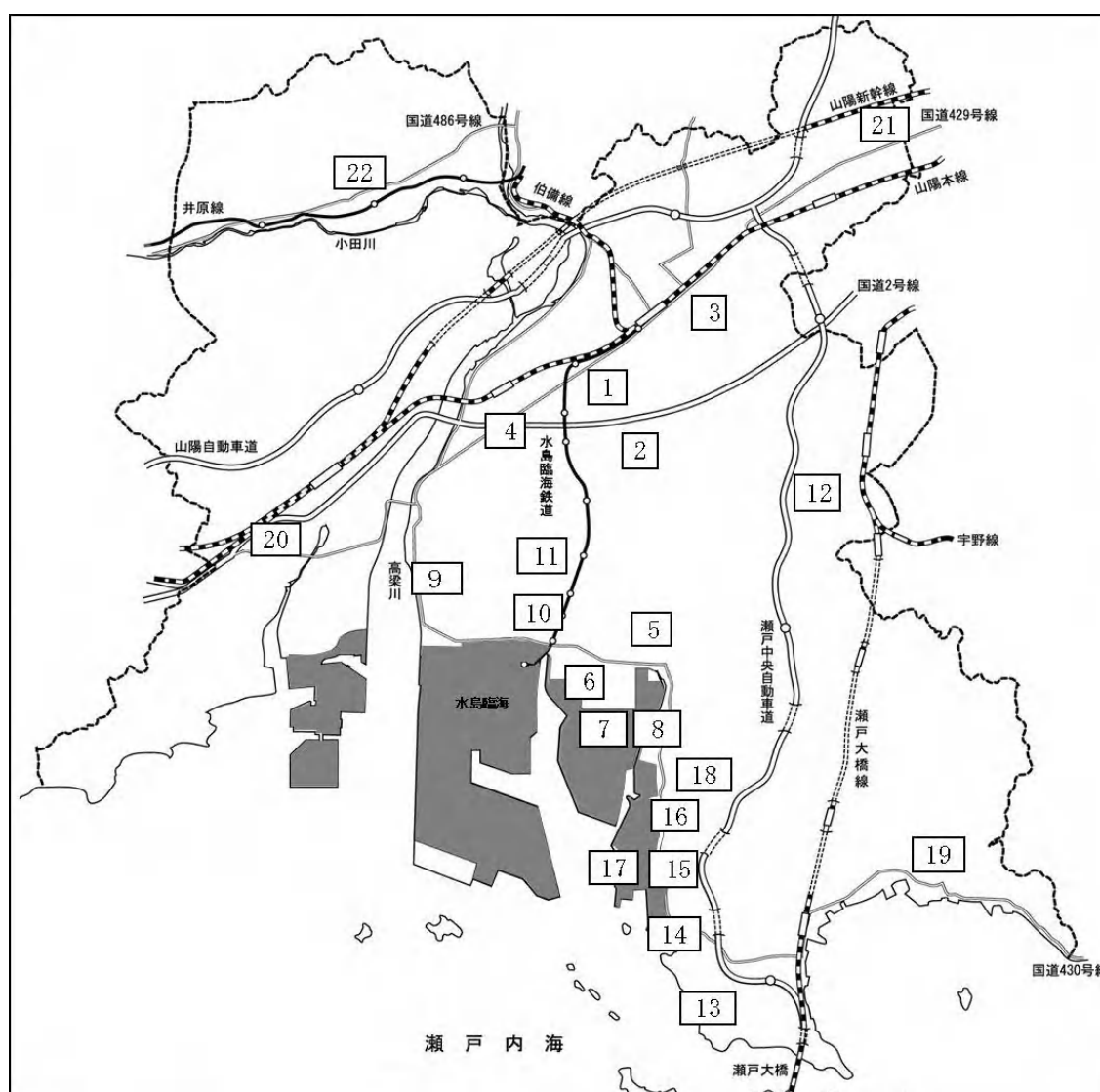
指定事業所におけるベンゼンの大気排出量

指 定 事 業 所 名	令和3年度 排 出 量	令和4年度 排 出 量	増 減 量 (t/年)
旭化成(株) 製造統括本部水島製造所 (B地区)	0.115	0.075 ^(※)	▲0.040
旭化成(株) 製造統括本部水島製造所 (C地区)	0.003	0.004 ^(※)	0.001
ENEOS(株) 水島製油所A工場	0.548	0.650 ^(※)	0.102
ENEOS(株) 水島製油所B工場	0.498	0.41 ^(※)	▲0.088
JFE スチール(株) 西日本製鉄所 (倉敷地区) JFE ケミカル(株) 西日本製造所 倉敷工場	1.90	1.61	▲0.29
三菱ケミカル(株) 岡山事業所	0.099	0.092	▲0.007
三菱瓦斯化学(株) 水島工場	0.46	0.43 ^(※)	▲0.03
合 計	3.623	3.271	▲0.352

※令和4年度末時点における推定値。

降下ばいじん測定地点図

No.	地点名	No.	地点名	No.	地点名	No.	地点名
1	大高	7	松江	13	大室	19	田の口
2	葦高	8	呼松	14	通生	20	玉島
3	倉敷美和	9	連島	15	塩生	21	庄
4	西阿知	10	監視センター	16	宇頭間・金濱	22	真備
5	福田	11	春日	17	高島		
6	南畝	12	天城	18	宇野津		



降下ばいじん測定結果

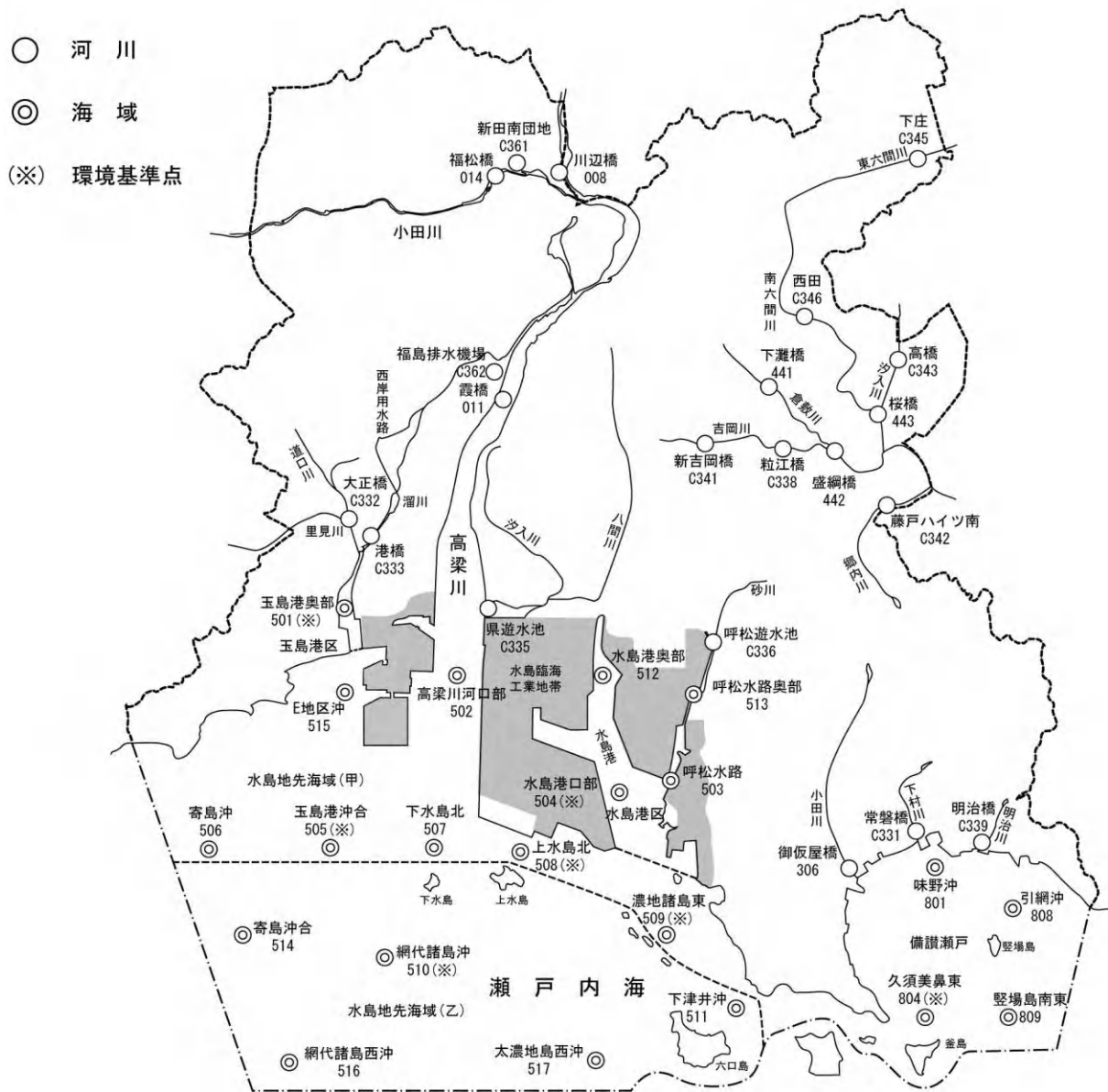
令和4年度の降下ばいじん量について、市内の平均値は2.1g/m²/月であり、令和3年度と比べて、0.2g/m²/月増加した。

令和4年度 降下ばいじん測定結果

【単位：g/m²/月】

地点名	平均値	地点名	平均値	地点名	平均値
1 大高	1.4	9 連島	1.6	17 高島	2.9
2 葦高	1.6	10 監視センター	2.4	18 宇野津	2.1
3 倉敷美和	1.5	11 春日	1.9	19 田の口	1.3
4 西阿知	1.3	12 天城	1.6	20 玉島	1.7
5 福田	2.6	13 大室	1.5	21 庄	1.4
6 南畝	3.2	14 通生	1.6	22 真備	1.1
7 松江	3.5	15 塩生	2.8	全市平均	2.1
8 呼松	2.8	16 宇頭間・金濱	2.7		

公共用水域測定地点図



海域における、全窒素及び全りんの水域区分は、図に記載の COD 等の水域区分と異なる。
 高梁川の霞橋・川辺橋、真備地区小田川の福松橋は、国土交通省が調査している。

健康項目の環境基準値超過状況

No	項目名	項目別 測定地点数	環境基準値 超過地点数	環境基準値 (mg/L)
1	カドミウム	29 (河川15、海域14)	0	0.003以下
2	全シアン	〃	0	検出されないこと
3	鉛	30 (河川16、海域14)	0	0.01以下
4	六価クロム	29 (河川15、海域14)	0	0.02以下
5	ひ素	30 (河川16、海域14)	0	0.01以下
6	総水銀	29 (河川15、海域14)	0	0.0005以下
7	アルキル水銀	27 (河川13、海域14)	0	検出されないこと
8	ポリ塩化ビフェニル	29 (河川15、海域14)	0	検出されないこと
9	ジクロロメタン	〃	0	0.02以下
10	四塩化炭素	〃	0	0.002以下
11	1,2-ジクロロエタン	〃	0	0.004以下
12	1,1-ジクロロエチレン	〃	0	0.1以下
13	シス-1,2-ジクロロエチレン	〃	0	0.04以下
14	1,1,1-トリクロロエタン	〃	0	1以下
15	1,1,2-トリクロロエタン	〃	0	0.006以下
16	トリクロロエチレン	〃	0	0.01以下
17	テトラクロロエチレン	〃	0	0.01以下
18	1,3-ジクロロプロペン	〃	0	0.002以下
19	チウラム	〃	0	0.006以下
20	シマジン	〃	0	0.003以下
21	チオベンカルブ	〃	0	0.02以下
22	ベンゼン	〃	0	0.01以下
23	セレン	〃	0	0.01以下
24	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	37 (河川16、海域21)	0	10以下
25	ふっ素	15 (河川のみ)	0	0.8以下
26	ほう素	〃	0	1以下
27	1,4-ジオキサン	29 (河川15、海域14)	0	0.05以下

生活環境項目（BOD 及び COD）の測定結果

生活環境項目	環境基本法的生活環境の保全に関する環境基準に指定されている項目
水素イオン濃度（pH）、生物化学的酸素要求量（BOD）、化学的酸素要求量（COD）、浮遊物質（SS）、溶存酸素量（DO）、大腸菌数、ノルマルヘキサン抽出物質（油分）、全窒素、全りん、全亜鉛、ノニルフェノール、直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩（LAS）、底層DO（以上13項目）	

1 河川（21地点）

地点番号	水域名	地点名	BOD：75%値（mg/L）					環境基準値	
			平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度		
008	高梁川下流	川 辺 橋	0.7	0.8	0.8	0.8	0.7	○	3以下
011		霞 橋	1.2	1.7	1.2	1.5	1.8	○	
441	倉 敷 川	下 灘 橋	1.5	1.3	1.5	1.3	1.4	○	5以下
442		盛 綱 橋	2.0	2.4	2.5	2.0	1.9	○	
443		桜 橋	2.8	2.3	3.6	2.4	2.6	○	
C338		粒 江 橋	2.3	2.3	2.3	2.2	2.3	○	
C341		新 吉 岡 橋	1.3	1.3	1.5	1.6	1.9	○	
C342		藤戸ハイツ南	2.7	3.5	3.2	3.8	4.9	○	
C343		高 橋	2.7	1.4	1.6	2.1	2.5	○	
C345		下 庄	4.5	3.2	2.7	5.1	2.8	○	
C346		西 田	2.6	2.2	1.6	1.2	2.0	○	
014		小田川下流	福 松 橋	1.3	1.5	2.0	2.1	2.7	
C361	真備地区	新田南団地	2.2	2.4	3.6	5.0	2.9	-	-
306	小 田 川 (児島地区)	御 仮 屋 橋	2.2	2.2	2.9	2.6	1.7	-	-
C332	里 見 川	大 正 橋	4.2	4.5	4.4	3.2	4.0	○	8以下
C331	下 村 川	常 磐 橋	1.4	2.7	2.3	2.8	2.1	-	-
C333	溜 川	港 橋	2.0	2.0	2.3	2.2	1.8	-	-
C335	県 遊 水 池	水 門 内	2.2	2.1	2.7	2.5	2.5	-	-
C336	呼松遊水池	水 門 内	4.2	4.6	4.4	3.7	3.4	-	-
C339	明 治 川	明 治 橋	2.4	4.7	9.2	6.0	2.4	-	-
C362	船 穂 川	福島排水機場	1.4	1.9	1.7	1.9	1.5	-	-
							環境基準適合率	100%	

2 海 域（21地点）

地点番号	水域名	地点名	COD：75%値（mg/L）					環境基準値	
			平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度		
503	水島港区	呼 松 水 路	2.7	3.0	3.1	3.0	3.5	○	8以下
504		水島港口部	2.6	3.0	2.9	2.5	2.8	○	
512		水島港奥部	2.7	2.8	2.7	2.5	2.8	○	
513		呼松水路奥部	4.1	3.5	4.1	3.0	4.5	○	
501	玉島港区	玉島港奥部	3.8	3.2	4.0	3.7	3.6	○	8以下
502	水島地先 海域(甲)	高梁川河口部	2.7	2.4	2.6	2.9	3.0	○	3以下
505		玉島港沖合	2.6	2.7	2.6	2.5	2.8	○	
506		寄 島 沖	2.7	2.6	2.5	2.6	2.6	○	
507		下 水 島 北	2.5	2.6	2.4	2.5	2.4	○	
508		上 水 島 北	2.6	2.5	2.5	2.2	2.7	○	
509		濃地諸島東	2.3	2.4	2.2	2.1	2.4	○	
515		E 地 区 沖	2.7	2.7	2.9	2.5	3.2	×	
510	水島地先 海域(乙)	網代諸島沖	2.4	2.1	2.2	2.1	2.5	×	2以下
511		下 津 井 沖	2.2	2.0	2.0	1.9	2.3	×	
514		寄 島 沖 合	2.3	2.2	2.2	2.2	2.4	×	
516		網代諸島西沖	2.2	2.2	2.3	1.9	2.4	×	
517		太濃地島西沖	2.1	2.2	2.0	2.2	2.2	×	
801	備讃瀬戸	味 野 沖	2.1	2.3	2.1	2.2	2.3	×	2以下
804		久須美鼻東	2.3	2.1	2.0	2.0	2.3	×	
808		引 網 沖	2.2	2.1	2.0	2.0	2.2	×	
809		堅場島南東	2.1	2.0	2.0	2.0	2.2	×	
							環境基準適合率	52.4%	

備 考

環境基準適合率＝（環境基準に適合している地点数※）／（環境基準があてはめられた地点数）
 ※年間の75%値がその地点の環境基準を満たしている場合に環境基準に適合している地点とした。

生活環境項目（全窒素及び全りん）の測定結果

1 全窒素

地点番号	水域名	地点名	全窒素：年間平均値(mg/L)					環境基準値	
			平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度		
503	水島港区 (類型：Ⅲ)	呼松水路	1.0	1.9	1.2	1.0	1.8	×	0.6以下
504		水島港口部	0.23	0.23	0.23	0.23	0.23	○	
512		水島港奥部	0.23	0.26	0.28	0.25	0.25	○	
513		呼松水路奥部	0.50	0.57	0.76	0.45	0.53	○	
501	水島地先 海 域 (類型：Ⅱ)	玉島港奥部	0.36	0.31	0.41	0.36	0.33	×	0.3以下
502		高梁川河口部	0.29	0.38	0.53	0.47	0.31	×	
505		玉島港沖合	0.20	0.23	0.22	0.21	0.19	○	
506		寄 島 沖	0.19	0.22	0.25	0.20	0.18	○	
507		下 水 島 北	0.18	0.31	0.35	0.21	0.20	○	
508		上 水 島 北	0.22	0.22	0.20	0.20	0.20	○	
509		濃地諸島東	0.19	0.20	0.19	0.17	0.18	○	
515		E 地 区 沖	0.20	0.28	0.33	0.24	0.23	○	
510	備讃瀬戸 (口) (類型：Ⅱ)	網代諸島沖	0.18	0.19	0.17	0.17	0.17	○	0.3以下
511		下 津 井 沖	0.16	0.21	0.19	0.17	0.17	○	
514		寄 島 沖 合	0.16	0.27	0.34	0.21	0.17	○	
516		網代諸島西沖	0.15	0.22	0.25	0.16	0.16	○	
517	太濃地島西沖	0.17	0.19	0.19	0.19	0.17	○	0.3以下	
801	備讃瀬戸 (イ) (類型：Ⅱ)	味 野 沖	0.17	0.17	0.17	0.17	0.16		○
804		久須美鼻東	0.18	0.17	0.16	0.17	0.17		○
808		引 網 沖	0.16	0.17	0.17	0.17	0.17		○
809		豎場島南東	0.17	0.18	0.16	0.16	0.17	○	
							環境基準適合率	85.7%	

2 全りん

地点番号	水域名	地点名	全りん：年間平均値(mg/L)					環境基準値	
			平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度		
503	水島港区 (類型：Ⅲ)	呼松水路	0.049	0.057	0.057	0.058	0.065	×	0.05以下
504		水島港口部	0.030	0.032	0.033	0.035	0.030	○	
512		水島港奥部	0.027	0.035	0.038	0.039	0.036	○	
513		呼松水路奥部	0.055	0.069	0.086	0.057	0.083	×	
501	水島地先 海 域 (類型：Ⅱ)	玉島港奥部	0.065	0.064	0.088	0.080	0.071	×	0.03以下
502		高梁川河口部	0.028	0.043	0.045	0.053	0.036	×	
505		玉島港沖合	0.026	0.031	0.036	0.036	0.028	○	
506		寄 島 沖	0.024	0.031	0.035	0.037	0.028	○	
507		下 水 島 北	0.022	0.035	0.039	0.036	0.028	○	
508		上 水 島 北	0.028	0.030	0.033	0.035	0.030	○	
509		濃地諸島東	0.027	0.028	0.032	0.031	0.027	○	
515		E 地 区 沖	0.027	0.041	0.050	0.041	0.036	×	
510	備讃瀬戸 (口) (類型：Ⅱ)	網代諸島沖	0.025	0.028	0.033	0.033	0.027	○	0.03以下
511		下 津 井 沖	0.021	0.029	0.031	0.032	0.026	○	
514		寄 島 沖 合	0.020	0.031	0.037	0.037	0.026	○	
516		網代諸島西沖	0.023	0.029	0.034	0.030	0.026	○	
517	太濃地島西沖	0.023	0.030	0.031	0.034	0.026	○	0.03以下	
801	備讃瀬戸 (イ) (類型：Ⅱ)	味 野 沖	0.023	0.029	0.031	0.032	0.026		○
804		久須美鼻東	0.027	0.028	0.030	0.032	0.028		○
808		引 網 沖	0.024	0.028	0.032	0.031	0.027		○
809		豎場島南東	0.025	0.030	0.030	0.030	0.027	○	
							環境基準適合率	76.2%	

備考

環境基準適合率 = (環境基準に適合している地点数※) / (環境基準があてはめられた地点数)
 ※年間平均値がその地点の環境基準を満たしている場合に環境基準に適合している地点とした。

その他の生活環境項目の測定結果

1 水生生物の保全に係る水質環境基準項目

(1) 全亜鉛

地点番号	水域名	地点名	全亜鉛：年間平均値 (mg/L)						環境基準値
			平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度		
501	備讃瀬戸	玉島港奥部	0.004	0.004	0.004	0.004	0.004	○	0.02以下
504		水島港口部	0.004	0.004	0.003	0.002	0.004	○	
505	備讃瀬戸 (イ)	玉島港沖合	0.002	0.001	0.002	0.005	0.002	○	0.01以下
508		上水島北	0.002	0.001	0.003	0.002	0.004	○	
509		濃地諸島東	0.002	0.002	0.001	0.001	0.002	○	
510		網代諸島沖	0.001	0.001	0.001	0.003	0.002	○	
804		久須美鼻東	0.002	0.001	0.001	<0.001	0.002	○	
							環境基準適合率	100%	

(2) ノニルフェノール

地点番号	水域名	地点名	ノニルフェノール：年間平均値 (mg/L)						環境基準値
			平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度		
504	備讃瀬戸	水島港口部	<0.00006	<0.00006	<0.00006	<0.00006	<0.00006	○	0.001以下
510	備讃瀬戸 (イ)	網代諸島沖	<0.00006	<0.00006	<0.00006	<0.00006	<0.00006	○	0.0007以下
804		久須美鼻東	<0.00006	<0.00006	<0.00006	<0.00006	<0.00006	○	
							環境基準適合率	100%	

(3) 直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩 (LAS)

地点番号	水域名	地点名	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩：年間平均値 (mg/L)						環境基準値
			平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度		
504	備讃瀬戸	水島港口部	<0.0006	<0.0006	0.0006	0.0006	<0.0006	○	0.01以下
510	備讃瀬戸 (イ)	網代諸島沖	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	○	0.006以下
804		久須美鼻東	<0.0006	<0.0006	0.0007	<0.0006	<0.0006	○	
							環境基準適合率	100%	

備考

環境基準適合率 = (環境基準に適合している地点数※) / (環境基準があてはめられた地点数)
 ※年間平均値がその地点の環境基準を満たしている場合に環境基準に適合している地点とした。

2 その他の生活環境項目

(1) 河川

地点番号	水域名	地点名	pH				DO (mg/L)			
			令和2年度	令和3年度	令和4年度	環境基準値	令和2年度	令和3年度	令和4年度	環境基準値
008	高梁川 下流	川辺橋	7.8-8.9	7.9-9.0	7.9-8.9	6.5-8.5	7.1-13	7.5-13	8.2-13	5以上
011		霞橋								
441	倉敷川	下灘橋	7.1-8.8	7.3-9.5	7.4-9.1	6.5-8.5	3.7-13	4.2-16	5.0-12	5以上
442		盛綱橋								
443		桜橋								
C338		粒江橋								
C341		新吉岡橋								
C342		藤戸 ハイツ南								
C343		高橋								
C345		下庄								
C346	西田									
014	小田川 下流	福松橋	7.7-8.7	7.6-8.8	7.7-8.4	6.5-8.5	6.0-13	6.0-12	6.8-13	5以上
C332	里見川	大正橋	7.4-9.1	7.5-8.7	7.7-9.4	6.0-8.5	6.0-13	5.7-13	6.0-16	2以上
環境基準適合率(%)			89.7	92.2	88.3	環境基準値	97.4	99.1	100	環境基準値

地点番号	水域名	地点名	SS (mg/L)				大腸菌数 (CFU/100mL)			
			令和2年度	令和3年度	令和4年度	環境基準値	令和2年度	令和3年度	令和4年度	環境基準値
008	高梁川 下流	川辺橋	<1-11	<1-9	<1-8	25以下	-	-	<1-230	1,000以下
011		霞橋								
441	倉敷川	下灘橋	2-46	1-49	2-32	50以下	-	-	-	-
442		盛綱橋								
443		桜橋								
C338		粒江橋								
C341		新吉岡橋								
C342		藤戸 ハイツ南								
C343		高橋								
C345		下庄								
C346	西田									
014	小田川 下流	福松橋	1-10	2-12	1-11	25以下	-	-	6-320	1,000以下
C332	里見川	大正橋	7-35	3-30	10-32	100以下	-	-	-	-
環境基準適合率(%)			100	100	100	環境基準値	-	-	100	環境基準値

(2) 海 域

地点 番号	水域名	地 点 名	pH				DO(mg/L)			
			令和2年度	令和3年度	令和4年度	環境基準値	令和2年度	令和3年度	令和4年度	環境基準値
503	水島港区	呼松水路	7.5-8.6	7.6-8.5	7.3-8.5	7.0-8.3	6.3-10	6.1-11	5.8-11	2以上
504		水島港口部								
512		水島港奥部								
513		呼松水路 奥 部								
501	玉島港区	玉島港奥部	7.7-8.7	7.8-8.6	7.8-8.3	7.0-8.3	5.7-12	4.7-11	5.4-11	2以上
502	水島地先 海域(甲)	高梁川 河口部	7.8-8.6	7.9-8.6	8.0-8.4	7.8-8.3	5.7-12	5.6-11	6.3-12	5以上
505		玉島港 沖合								
506		寄 島 沖								
507		下水島北								
508		上水島北								
509		濃地諸島東								
515		E地区沖								
510	水島地先 海域(乙)	網代諸島沖	7.9-8.3	8.0-8.5	8.0-8.3	7.8-8.3	5.8-10	5.8-11	6.5-10	7.5以上
511		下津井沖								
514		寄島沖合								
516		網代諸島 西 沖								
517		太濃地島 西 沖								
801	備讃瀬戸	味 野 沖	7.9-8.3	8.0-8.5	8.0-8.3	7.8-8.3	6.2-10	6.4-10	6.3-10	7.5以上
804		久須美鼻東								
808		引 網 沖								
809		豎場島南東								
環境基準適合率(%)			96.3	88.8	97.3	×	83.0	84.7	87.8	×

地点 番号	水域名	地 点 名	大腸菌数(CFU/100mL)				ノルマルヘキサン抽出物質(油分)			
			令和2年度	令和3年度	令和4年度	環境基準値	令和2年度	令和3年度	令和4年度	環境基準値
503	水島港区	呼松水路	-	-	-	-	-	-	-	-
504		水島港口部								
512		水島港奥部								
513		呼松水路 奥 部								
501	玉島港区	玉島港奥部	-	-	-	-	-	-	-	-
502	水島地先 海域(甲)	高梁川 河口部	-	-	-	-	ND	ND	ND	検出さ れない こと
505		玉島港 沖合								
506		寄 島 沖								
507		下水島北								
508		上水島北								
509		濃地諸島東								
515		E地区沖								
510	水島地先 海域(乙)	網代諸島沖	-	-	<1	300以下	ND	ND	ND	検出さ れない こと
511		下津井沖								
514		寄島沖合								
516		網代諸島 西 沖								
517		太濃地島 西 沖								
801	備讃瀬戸	味 野 沖	-	-	<1-11	300以下	ND	ND	ND	検出さ れない こと
804		久須美鼻東								
808		引 網 沖								
809		豎場島南東								
環境基準適合率(%)			-	-	100	×	100	100	100	×

要監視項目の指針値超過状況

No	項目	項目別測定地点数	指針値 超過地点数	指針値 (mg/L)	
(人の健康の保護に関する項目)					
1	クロロホルム	28 (河川14、海域14)	0	0.06 以下	
2	トランス-1,2-ジクロロエチレン	〃	0	0.04 以下	
3	1,2-ジクロロプロパン	〃	0	0.06 以下	
4	p-ジクロロベンゼン	〃	0	0.2 以下	
5	イソキサチオン	〃	0	0.008 以下	
6	ダイアジノン	〃	0	0.005 以下	
7	フェニトロチオン(MEP)	〃	0	0.003 以下	
8	イソプロチオラン	〃	0	0.04 以下	
9	オキシ銅(有機銅)	〃	0	0.04 以下	
10	クロロタロニル(TPN)	〃	0	0.05 以下	
11	プロピザミド	〃	0	0.008 以下	
12	E P N (有機燐)	〃	0	0.006 以下	
13	ジクロロボス(DDVP)	〃	0	0.008 以下	
14	フェノブカルブ(BPMC)	〃	0	0.03 以下	
15	イプロベンホス(IBP)	〃	0	0.008 以下	
16	クロルニトロフェン(CNP)	〃	-	-	
17	トルエン	〃	0	0.6 以下	
18	キシレン	〃	0	0.4 以下	
19	フタル酸ジエチルヘキシル	12 (河川5、海域7)	0	0.06 以下	
20	ニッケル	〃	-	-	
21	モリブデン	〃	0	0.07 以下	
22	アンチモン	〃	0	0.02 以下	
23	塩化ビニルモノマー	〃	0	0.002 以下	
24	エピクロロヒドリン	〃	0	0.0004 以下	
25	全マンガン	〃	1	0.2 以下	
26	ウラン	〃	6	0.002 以下	
27	ペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOS)及びペルフルオロオクタナ酸(PFOA)	〃	0	0.00005 以下	
(水生生物の保全に関する項目)					
				生物特A	生物A
1	クロロホルム(再掲)	28 (河川14、海域14)	0	0.8 以下	0.8 以下
28	フェノール	12 (河川5、海域7)	0	0.2 以下	2 以下
29	ホルムアルデヒド	〃	0	0.03 以下	0.3 以下
30	4-t-オクチルフェノール	〃	0	0.0004 以下	0.0009 以下
31	アニリン	〃	0	0.1 以下	0.1 以下
32	2,4-ジクロロフェノール	〃	0	0.01 以下	0.02 以下

備考

全マンガンの指針値超過が見られた地点は河川のみ1地点。濃度は0.27 mg/Lであった。
ウランの指針値超過がみられた地点は海域のみ6地点。濃度は0.0024~0.0027 mg/Lであった。
水生生物の保全に関する項目の指針値については、市内の公共用水域で類型指定されている海水域の生物特A及び生物Aの値を記載している。

地下水環境基準項目の環境基準値超過状況

No	項目名	項目別 測定地点数	環境基準値 超過地点数	環境基準値 (mg/L)
1	カドミウム	6 (概況のみ6)	0	0.003以下
2	全シアン	〃	0	検出されないこと
3	鉛	〃	0	0.01以下
4	六価クロム	〃	0	0.02以下
5	ひ素	7 (概況6、継続1)	1	0.01以下
6	総水銀	6 (概況のみ6)	0	0.0005以下
7	アルキル水銀	〃	0	検出されないこと
8	ポリ塩化ビフェニル	〃	0	検出されないこと
9	ジクロロメタン	8 (概況6、継続2)	0	0.02以下
10	四塩化炭素	〃	0	0.02以下
11	クロロエチレン	〃	0	0.002以下
12	1,2-ジクロロエタン	〃	0	0.04以下
13	1,1-ジクロロエチレン	〃	0	0.1以下
14	1,2-ジクロロエチレン	〃	0	0.04以下
15	1,1,1-トリクロロエタン	〃	0	1以下
16	1,1,2-トリクロロエタン	〃	0	0.006以下
17	トリクロロエチレン	〃	0	0.01以下
18	テトラクロロエチレン	〃	2	0.01以下
19	1,3-ジクロロプロペン	〃	0	0.002以下
20	チウラム	6 (概況のみ6)	0	0.006以下
21	シマジン	〃	0	0.003以下
22	チオベンカルブ	〃	0	0.02以下
23	ベンゼン	8 (概況6、継続2)	0	0.01以下
24	セレン	6 (概況のみ6)	0	0.01以下
25	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	8 (概況6、継続2)	1	10以下
26	ふっ素	9 (概況6、継続3)	3	0.8以下
27	ほう素	6 (概況のみ6)	0	1以下
28	1,4-ジオキサン	〃	0	0.05以下

備 考

概況：地下水概況調査
市内の地下水水質の状況を把握するため毎年6地点以上の井戸で実施している。
継続：地下水継続監視調査
環境基準値を超過した井戸について継続的に実施している。

地下水概況調査の測定結果（試料採取日：令和4年10月3日）

調査項目 (mg/L)	玉島	船穂町船穂	新田	児島味野	東富井	広江	環境基準値 (mg/L)
カドミウム	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	0.003以下
全シアン	ND	ND	ND	ND	ND	ND	検出されないこと
鉛	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	0.01以下
六価クロム	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	0.02以下
ひ素	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	0.01以下
総水銀	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.0005以下
アルキル水銀	ND	ND	ND	ND	ND	ND	検出されないこと
ポリ塩化ビフェニル	ND	ND	ND	ND	ND	ND	検出されないこと
ジクロロメタン	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	0.02以下
四塩化炭素	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.002以下
クロロエチレン	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.002以下
1,2-ジクロロエタン	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	0.004以下
1,1-ジクロロエチレン	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	0.1以下
1,2-ジクロロエチレン	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	0.04以下
1,1,1-トリクロロエタン	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	1以下
1,1,2-トリクロロエタン	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	0.006以下
トリクロロエチレン	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.01以下
テトラクロロエチレン	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.01以下
1,3-ジクロロプロペン	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.002以下
チウラム	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	0.006以下
シマジン	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	0.003以下
チオベンカルブ	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	0.02以下
ベンゼン	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.01以下
セレン	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	0.01以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	0.15	0.20	0.28	0.40	<0.03	1.0	10以下
ふっ素	0.15	0.09	0.09	0.48	0.13	0.11	0.8以下
ほう素	0.14	<0.03	<0.03	0.17	0.13	0.06	1以下
1,4-ジオキサン	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	0.05以下

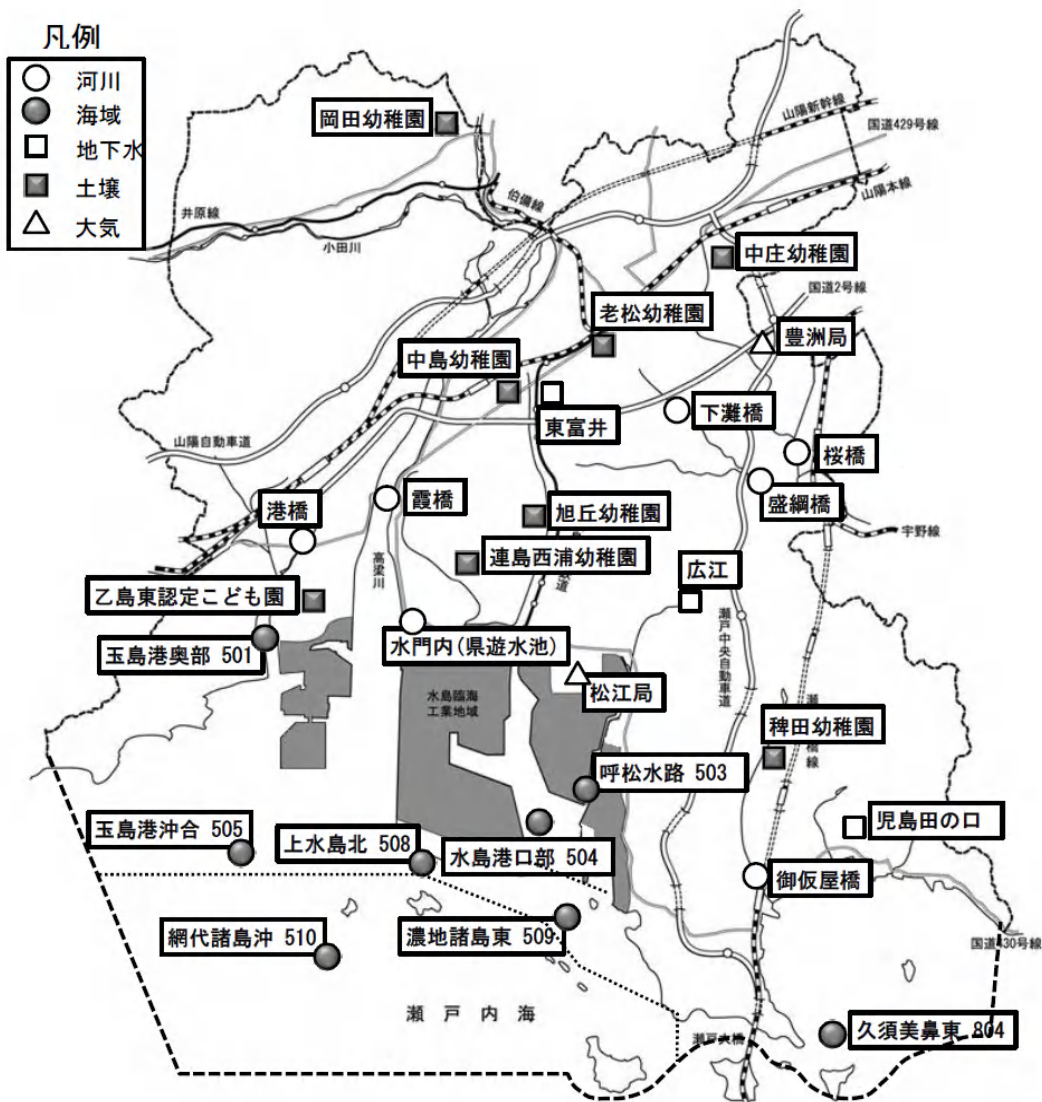
NDは検出されていないことを示す。

地下水継続監視調査の測定結果（試料採取日：令和5年2月14日）

調査項目 (mg/L)	児島唐琴		玉島道口		二日市	船穂町 柳井原	船穂町 水江	環境基準値 (mg/L)
	A	B	A	B				
ひ素	-	-	-	-	0.019	-	-	0.01以下
ジクロロメタン	<0.002	<0.002	-	-	-	-	-	0.02以下
四塩化炭素	<0.0002	<0.0002	-	-	-	-	-	0.002以下
クロロエチレン	<0.0002	<0.0002	-	-	-	-	-	0.002以下
1,2-ジクロロエタン	<0.0004	<0.0004	-	-	-	-	-	0.004以下
1,1-ジクロロエチレン	<0.002	<0.002	-	-	-	-	-	0.1以下
1,2-ジクロロエチレン	<0.004	<0.004	-	-	-	-	-	0.04以下
1,1,1-トリクロロエタン	<0.0005	<0.0005	-	-	-	-	-	1以下
1,1,2-トリクロロエタン	<0.0006	<0.0006	-	-	-	-	-	0.006以下
トリクロロエチレン	<0.001	<0.001	-	-	-	-	-	0.01以下
テトラクロロエチレン	0.078	0.032	-	-	-	-	-	0.01以下
1,3-ジクロロプロペン	<0.0002	<0.0002	-	-	-	-	-	0.002以下
ベンゼン	<0.001	<0.001	-	-	-	-	-	0.01以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	-	-	14	10	-	-	-	10以下
ふっ素	-	-	-	-	1.0	1.0	1.0	0.8以下

■ は環境基準値の超過を示す。

環境調査測定地点図



環境調査結果の概要

環境媒体		調査地点数	濃度範囲	単位	環境基準値	
大気		2	0.022 ~ 0.032	pg-TEQ/m ³	0.6 以下	
公共用水域	河川	水質	7	0.088 ~ 0.36	pg-TEQ/L	1 以下
		底質	7	0.93 ~ 31	pg-TEQ/g	150 以下
	海域	水質	8	0.048 ~ 0.19	pg-TEQ/L	1 以下
		底質	8	0.24 ~ 12	pg-TEQ/g	150 以下
地下水		3	0.043 ~ 2.6	pg-TEQ/L	1 以下	
土壌		8	0.0040 ~ 4.0	pg-TEQ/g	1000 以下	

※環境基準は年平均値。 2.6 は環境基準値の超過を示す。

測定地点ごとの測定結果

1 大気

(pg-TEQ/m³)

調査地点	(参考) 令和3年度	令和4年度	環境基準
	年平均値	年平均値	
松江局	0.032	0.014	0.6 以下
豊洲局	0.022	0.020	

◎ 調査実施日

- ① 春季：令和4年 5月20日～ 5月27日
- ② 夏季：令和4年 8月17日～ 8月24日
- ③ 秋季：令和4年 11月18日～ 11月25日
- ④ 冬季：令和5年 2月10日～ 2月17日

2 公共用水域（水質・底質）

(水質：pg-TEQ/L 底質：pg-TEQ/g)

調査地点		(参考) 令和3年度		令和4年度		環境基準値
		水質	底質	水質	底質	
河川	高梁川 霞橋※	0.088	1.5	0.088	1.5	(水質) 1以下
	倉敷川 下灘橋	0.17	29	0.18	31	
	倉敷川 盛綱橋	0.25	0.99	0.34	1.0	
	六間川 桜橋	0.46	9.3	0.35	8.2	
	県遊水地 水門内	0.20	1.0	0.36	0.93	
	小田川 御仮屋橋	0.13	1.1	0.19	1.3	
	溜川 港橋	0.26	0.95	0.25	1.8	
海域	玉島港区C (501)	0.14	13	0.17	12	(底質) 150以下
	水島港区C (503)	0.096	1.3	0.19	1.3	
	水島港区C (504)	0.057	5.7	0.067	4.3	
	水島地先B (505)	0.064	2.2	0.052	1.0	
	水島地先B (508)	0.063	0.13	0.069	0.24	
	水島地先B (509)	0.058	0.17	0.049	0.33	
	水島地先A (510)	0.057	1.1	0.053	3.8	
児島地先A (804)	0.060	0.12	0.048	1.1		

※高梁川 霞橋の調査は国土交通省中国地方整備局岡山河川事務所が実施。

◎ 調査実施日

河川：令和4年 10月4日、11月16日

海域：令和4年 10月24日、25日

3 地下水

(pg-TEQ/L)

調査地点	地下水質	環境基準値
東富井 民家	0.043	1 以下
広江 民家	0.046	
児島田の口 民家(継続調査)	2.6	

--

は環境基準値の超過を示す。

◎ 調査実施日

令和4年10月3日

4 土壌

(pg-TEQ/g)

調査地点	土壌	環境基準値
老松幼稚園	0.34	1000 以下
中島幼稚園	0.014	
中庄幼稚園	4.0	
旭丘幼稚園	1.2	
連島西浦幼稚園	0.0040	
稗田幼稚園	0.47	
乙島東認定こども園	0.067	
岡田幼稚園	0.055	

◎ 調査実施日

令和4年10月31日、11月2日

事業者による測定結果の概要

ダイオキシン類対策特別措置法第28条の規定により、特定施設を設置している事業者は、排出ガス、排出水等につき、そのダイオキシン類濃度を毎年1回以上測定し、市に報告することが義務付けられている。

倉敷市では、令和4年度の事業者によるダイオキシン類の自主測定結果について、次のとおりまとめた。測定結果は、全ての施設において排出基準値以下であった。

1 自主測定結果の報告状況

区分	施設数	報告対象施設		報告対象外施設
		報告実施施設	未報告施設	
排出ガス	52	41	0	11
ばいじん	37	13	0	24
燃え殻	37	14	0	23
排出水	25	14	0	11

2 指導等について

今後とも、法に基づき、事業者に対して自主測定の実施及び施設の適正な運転管理等について指導を行っていく。

事業者による測定結果一覧表

整理 番号	工場又は事業場の名称	施設番号、名称	排出ガス	排水	ばいじん	燃え殻
			測定結果 (ng-TEQ/Nm ³)	測定結果 (pg-TEQ/l)	測定結果 (ng-TEQ/g)	測定結果 (ng-TEQ/g)
1	ENEOS株式会社 水島製油所 B工場	1WD-RK-301	0.000092	—	0.0025	0.00047
		湿式集じん施設	—	0.0014	—	—
2	株式会社大阪ソーダ 水島工場	F-831	0.10	—	(排出なし)	(排出なし)
		F-801	0.0037	—	(排出なし)	(排出なし)
		急冷塔(C-803)	—	0.051	—	—
		塩酸吸収塔(C-805)	—		—	—
		除害塔(C-806)	—		—	—
		急冷塔(C-832)	—		—	—
		塩酸吸収塔(C-844)	—		—	—
		塩酸回収塔(C-854)	—		—	—
除害塔(C-848)	—	—	—			
3	有限会社クライム 焼却場	廃棄物焼却炉	(休止)		—	(休止)
4	倉敷企業株式会社 黒石事業所	地下式ガス化焼却炉 S型(UG-SS)	(休止)	—	(休止)	(休止)
5	倉敷西部清掃施設組合 清掃工場	1号炉	1.8	—	2.0	(排出なし)
		2号炉	0.80	—	2.0	(排出なし)
6	株式会社クラレ 倉敷事業所(玉島)	A-1廃棄物焼却炉	0.00000057	—	0	0.00000021
7	株式会社ケイ・エヌ・ピー 児島事業所	A-1 地下式焼却炉GH-15型	0.31	—	0.26	0.63
8	JFE環境サービス株式会社 倉敷工場	木質系炭化設備炭化炉	0.0046	—	(排出なし)	(排出なし)
		バイオマスボイラ	0.17	—	(排出なし)	(排出なし)
		木質系炭化設備減温塔	—	(排出なし)	—	—
9	JFE条鋼株式会社 水島製造所	2号電気炉	0.068	—	—	—
			0.000062	—	—	—
10	JFEスチール株式会社 西日本製鉄所(倉敷地区)	30t電気炉	0	—	—	—
		No.1焼結炉	(休止)	—	—	—
		No.2焼結炉	0.012	—	—	—
		No.3焼結炉	0.037	—	—	—
		No.4焼結炉		—	—	—
	1-5 廃棄物焼却炉	(未稼働)	—	(未稼働)	(未稼働)	

6 ダイオキシン類

11	株式会社スズキフィック	A-1廃棄物焼却炉	0	—	(排出なし)	0
12	住友化学株式会社 大分工場岡山プラント	2号CT	0	—	(排出なし)	(排出なし)
		2号CT#5905	—	0	—	—
13	総社広域環境施設組合吉備路クリーンセンター	1系	0.075	—	5.2	0.0061
		2系	0.0049	—	3.0	0.0027
		灰の貯留施設	—	(排出なし)	—	—
14	玉島軽金属工業株式会社	1号炉(1Ton炉)	0.067	—	—	—
		2号炉(2Ton炉)		—	—	—
		3号炉(4Ton回転炉)		—	—	—
		4号炉(新4Ton回転炉)		—	—	—
15	玉島軽金属工業株式会社乙島工場	3号アルミ溶解炉	0.00032	—	—	—
		5号アルミ溶解炉		—	—	—
		6号アルミ溶解炉		—	—	—
		7号アルミ溶解炉		—	—	—
16	株式会社トーヨー商事	廃棄物焼却炉	5.1	—	0.64	0.0025
17	東京製鐵株式会社 岡山工場	直流電気炉	0.27	—	—	—
			0.42	—	—	—
18	有限会社ナカイチ	A-1廃棄物焼却炉	0.039	—	(排出なし)	0.092
		A-1廃ガス洗浄施設	—	(排出なし)	—	—
19	日本食品化工株式会社 水島工場	No.1ボイラー	0.0000015	—	0.027	0
		廃ガス洗浄施設(排煙脱硫装置)	—	0.0017	—	—
20	備南衛生施設組合 清鶴苑	ACE-600廃棄物焼却炉	(休止)	—	(休止)	(休止)
21	水島エコワークス株式会社	NO.1	0.0017	—	(排出なし)	(排出なし)
		NO.2		—	(排出なし)	(排出なし)
		NO.3		—	(排出なし)	(排出なし)
		NO.1	—	(排出なし)	—	—
		NO.2	—	(排出なし)	—	—
		NO.3	—	(排出なし)	—	—

6 ダイオキシン類

22	水島クリーンセンター	1号焼却炉	0.029	—	0.92	0.00000030
		2号焼却炉		—		
23	倉敷市 水島下水処理場	水島下水処理場	—	0.0018	—	—
24	倉敷市 水島清掃工場	1号炉	0.0000021	—	—	—
			0.0000017	—	0.23	0.00050
		2号炉	0.0000017	—	—	—
			0.0000018	—	0.23	0.000031
		焼却灰貯留槽	—	(排出なし)	—	—
		固化灰貯留槽	—	(排出なし)	—	—
25	三菱瓦斯化学株式会社 水島工場	B-031	(休止)	—	(休止)	(休止)
		AB-031	0.0060	—	(排出なし)	0.054
		NB-001	(休止)	—	(休止)	(休止)
		B-031湿式集じん	—	(休止)	—	—
		AB-031湿式集じん	—	0.016	—	—
		NB-001湿式集じん	—	(休止)	—	—
26	三菱ケミカル株式会社 岡山事業所	H-151	0.00028	—	(排出なし)	(排出なし)
		H-101	0.00086	—	(排出なし)	(排出なし)
		F-241	0.0010	—	(排出なし)	(排出なし)
		廃ガス冷却塔	—	0.0058	—	—
		湿式電気集塵器	—	0.0058	—	—
27	ウッドメイク工業株式会社	A-1	(休止)	—	(休止)	(休止)
28	(仮称)倉敷西部クリーンセンター	1号焼却炉	(未稼働)	—	(未稼働)	(未稼働)
		2号焼却炉	(未稼働)	—	(未稼働)	(未稼働)
29	(公財)岡山県環境保全事業団資源化施設	焼成炉1号 向流型ロータリーキルン	(未稼働)	(未稼働)	(未稼働)	(未稼働)

ダイオキシン類対策特別措置法に基づく排出基準等（抜粋）

1 排出ガスの基準

（単位：ng-TEQ/m³N）

区分			既設施設	新設施設
焼結鋼製造用焼結炉			1	0.1
製鋼用電気炉			5	0.5
アルミニウム合金製造施設			5	1
廃棄物焼却炉	焼却能力	4 t/時 以上	1	0.1
		2 t/時～4 t/時	5	1
		2 t/時 未満	10	5

（備考）

- 1 既設施設とは、法の施行日（平成12年1月15日）前に設置された施設をいう。
- 2 新設施設とは、法の施行日以降に設置された施設をいう。

2 排出水の基準

（単位：pg-TEQ/L）

区分	排出基準
廃棄物焼却炉に係る施設	10
下水道終末処理施設	10

3 ばいじん及び燃え殻の処理基準

（単位：ng-TEQ/g）

区分	既設施設	新設施設
ばいじん・燃え殻	3 ^(*)	3

（備考）

- 1 埋立処分等の処分を行う際に、この表に定める濃度以下にしなければならないという基準
- 2 ^(*)セメント固化、薬剤処理又は酸抽出を行っているものについては、基準が適用されない。

【倉敷市】一般環境における大気中アスベスト濃度測定結果（総繊維数濃度）

令和4年度 調査地点		測定結果（本/L）
1	松江一般環境大気測定局（倉敷市松江）	0.10, 不検出（2地点）
2	玉島支所（倉敷市玉島阿賀崎）	0.08, 不検出（2地点）

※ 繊維状の物質（総繊維数）を測定した結果であり、アスベスト繊維の測定結果ではない。

※ 不検出とは、0.056（本/L）未満であることを表す。

大気中アスベスト濃度測定地点図



(注) このページは、倉敷市から提供されたデータを基に県で作成した。